

平成30年 朝日村議会

## 3 月 定 例 会 会 議 録

平成30年 3 月 2 日 開会

平成30年 3 月 20日 閉会

朝 日 村 議 会

## 平成30年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (3月2日)

○議事日程	3
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第2号から議案第38号までの上程	7
○議案提案説明	8
○議案内容説明	24
○議案第20号の質疑、討論、採決	24
○散 会	25
○署名議員	27

### 第 2 号 (3月16日)

○議事日程	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	29

○開 議	3 0
○議事日程の報告	3 0
○会議録署名議員の指名	3 0
○諸般の報告	3 0
○一般質問	3 1
上 條 俊 策 君	3 1
上 條 昭 三 君	4 4
北 村 直 樹 君	5 0
小 林 弘 幸 君	6 0
塩 原 智 恵 美 君	7 1
林 邦 宏 君	8 6
高 橋 廣 美 君	9 8
中 村 賢 郎 君	1 0 5
○散 会	1 1 3
○署名議員	1 1 5

### 第 3 号 (3月20日)

○議事日程	1 1 7
○出席議員	1 1 7
○欠席議員	1 1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 8
○事務局職員出席者	1 1 8
○開 議	1 1 9
○議事日程の報告	1 1 9
○会議録署名議員の指名	1 1 9
○諸般の報告	1 1 9
○常任委員長の報告	1 2 0
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 2 0
○議案第2号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第38号までの質疑、 討論、採決	1 2 1

○追加議案 発議第1号の上程	1 5 1
○議案提案説明及び議案内容説明	1 5 1
○発議第1号の質疑、討論、採決	1 5 2
○議員派遣について	1 5 2
○閉会中の継続調査の申し出について	1 5 3
○村長挨拶	1 5 3
○閉 会	1 5 4
○署名議員	1 5 7

平成30年朝日村告示第5号

平成30年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月22日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成30年3月2日

2 場 所 AYTマルチメディアセンター

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	高橋廣美君	2番	中村賢郎君
3番	上條俊策君	5番	齊藤勝則君
6番	上條昭三君	7番	北村直樹君
8番	小林弘幸君	9番	塩原智恵美君
10番	林邦宏君	11番	清沢正毅君

不応招議員（なし）

## 平成30年朝日村議会3月定例会 第1日

### 議事日程(第1号)

平成30年3月2日(金) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 2号 朝日村電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の制定について

第 6 議案第 3号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第 7 議案第 4号 朝日村役場の位置を定める条例及び朝日村防災行政無線施設条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 5号 朝日村議会委員会条例及び課設置条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 6号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第 7号 朝日村企業立地の促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

第11 議案第 8号 朝日村子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

第12 議案第 9号 朝日村放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について

第13 議案第10号 朝日村スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例について

第14 議案第11号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

第15 議案第12号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第16 議案第13号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第14号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第15号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第16号 朝日村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第17号 朝日村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第18号 朝日村商工業振興条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第19号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第20号 工事請負契約の変更について
- 第24 議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第25 議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第26 議案第23号 村道路線の認定について
- 第27 議案第24号 朝日村緑の体験館・屋外調理施設・緑のコロシアム・野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定について
- 第28 議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）について
- 第29 議案第26号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第30 議案第27号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第31 議案第28号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 第32 議案第29号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第33 議案第30号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）について
- 第34 議案第31号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第35 議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算について

- 第36 議案第33号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計予算について  
第37 議案第34号 平成30年度朝日村介護保険特別会計予算について  
第38 議案第35号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について  
第39 議案第36号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計予算について  
第40 議案第37号 平成30年度朝日村下水道特別会計予算について  
第41 議案第38号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について  
第42 議案提案説明  
第43 議案内容説明  
第44 議案第20号の質疑、討論、採決
- 

**出席議員（9名）**

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 高橋 廣美 君  | 2番  | 中村 賢郎 君 |
| 3番  | 上條 俊策 君  | 6番  | 上條 昭三 君 |
| 7番  | 北村 直樹 君  | 8番  | 小林 弘幸 君 |
| 9番  | 塩原 智恵美 君 | 10番 | 林 邦宏 君  |
| 11番 | 清沢 正毅 君  |     |         |

**欠席議員（1名）**

- 5番 齊藤 勝則 君
- 

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |                        |         |         |         |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 村 長                    | 中村 武雄 君 | 教 育 長   | 二茅 芳郎 君 |
| 会計管理者兼<br>総務課長         | 上條 晴彦 君 | 住民福祉課長  | 上條 文枝 君 |
| 住民福祉課<br>健康づくり<br>担当課長 | 原 貞子 君  | 生活環境課長  | 塩原 康視 君 |
| 産業振興課長                 | 上條 靖尚 君 | 会 計 課 長 | 林 さとみ 君 |
| 教 育 次 長                | 清沢 光寿 君 |         |         |
- 

**事務局職員出席者**

- 議会事務局長 高山 義教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年朝日村議会3月定例会を開催いたします。

初めに、齊藤勝則議員から本日の会議を欠席する届けが提出されておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 塩原 智恵美 議員

10番 林 邦 宏 議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの19日間と決定いたしました。

次に、議事日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程は別紙のとおり決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました

請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎議案第2号から議案第38号までの上程

○議長（清沢正毅君） この際、日程第5、議案第2号から日程第41、議案第38号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第42、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。  
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成30年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、今冬期、この冬間でございますが、この季節は、昨年12月から2月にかけて日本列島が最強寒波に覆われ、全国的に記録的な寒さが連続しました。東京都心でも、半世紀ぶりの記録と報道をされております。

これによりまして、九州、中国地方を初め、日本列島が記録的大雪となりました。特に、福井県では、輸送用トラックが何日も立ち往生となるなど、乗用車の運転手に犠牲者が出てしまいました。諏訪湖では、数年ぶりの御神渡り現象が報道をされております。

このような状況の中で、当村の典型的な大陸からの冬季冬型気象によりまして、降雪量は少なく、連日の寒波は、しみた日が連続いたしました。各家庭の水道凍結事故が平年並みとなっております。村民の皆さんの寒波への対応がされておりましたことに感謝をするものでございます。

また、今冬、この冬の寒波によりまして、インフルエンザの患者が全国的に大流行となりました。しかも、予防接種用のワクチンが不足傾向に伴いまして、松本地域では、この時期にほとんど例がないB型が大流行をしております。県は、インフルエンザ警報発令基準による発表が過去最高となっております。

当村におきましては、小学校で1月に2年1組及び1年2組が、中学校では、同じく1月に1年5組が学級閉鎖となりましたが、その後は拡大されずに、順調に推移しております。安堵しているところでございます。

いずれにいたしましても、今冬のインフルエンザは、A型とB型が同時に流行した、全国的傾向とは異なり、松本地方はB型が多い状況で、予測がつきにくく、流行期が長引く可能性があると言われております。

村民の皆様には、手洗いやうがいを行って、1日も早い終息を願うところでございます。次に、去る2月9日から17日間にわたって、韓国、平昌で開催されました冬季オリンピック

クが終わって、日本選手が大活躍をされました。

日本のメダルは、個人、団体競技を含めまして13個となり、長野オリンピックより成績が向上し、メダル数は過去最多となったと報道をされました。

このうち、特に、男子フィギュアスケートで金メダルを獲得しました羽生結弦選手は、3カ月前、国内の大会でスケート選手の選手生命にかかわります足首を負傷し、以後、練習ができず、オリンピック出場も危ぶまれたにもかかわらず、ぶっつけ本番で見事4回転ジャンプを成功させ、金メダルを獲得し、奇跡の復活をされました。

また、スピードスケート女子500メートルでは、茅野市出身で、相澤病院所属の小平奈緒選手が、オリンピック新記録で見事金メダルを獲得されました。

さらに、1,000メートルでは、銀メダルでダブルメダルとなり、国民を沸かせたところがございます。

この2人の活躍は、大人の皆さんには久々の感動を与え、子供たちには、夢と希望と勇気を与えてくださいました。

しかも、羽生選手は仙台出身で、東日本大震災の被災地の皆さんに、希望と活力をもたらしたと言われております。

小平選手は、私ども県民に、圧巻の滑りですばらしい活躍をされ、パフォーマンスを見せていただきました。

言うまでもなく、この2人は、世界が認める、注目されている代表選手でございます。それがために、大きなプレッシャーを背負い、乗り越えられました。それぞれの最高の成績で輝いたことは、まさに超人的であり、絶賛に値するものでございます。今大会の日本選手団の活躍を契機に、次代を担う青少年の機運が一層盛り上がることに期待をするものでございます。

それでは、新年度を迎えるに当たりまして、この1年を振り返りながら新年度の村政運営に向け、所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村政執行の基本的考え方は、公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」を基本理念とします。「個性あふれる」、これは朝日村らしい、「生き生きとした」、これは健康的で生涯現役、「力強い村づくり」、これは災害に強い村を目指しまして取り組むものでございます。

そして、施策の立案に当たりましては、第5次総合計画の後期基本計画と、平成27年度に

策定をいたしました地方創生に関する朝日村総合戦略、双方との整合を図り、さらに、急を要する重要課題を優先して、これらに係る国・県の動向を把握しながら、事務事業の推進を図るものでございます。

まず初めに、新役場庁舎の建設についてでございます。

おかげさまで、新庁舎の建設は順調に進行し、予定どおり3月末には完工の運びとなる予定でございます。

現在は、外構工事等、仕上げの段階となっております。外部の道路等から庁舎の姿が確認できる状況となりました。

特に、機会あるごとに申し上げておりますが、百年の計の新庁舎は、全て村産材を活用しており、カラマツの有効活用をする中で、村民の皆様の善意によりまして、古木を8人の個人と2団体からご協力を賜りました。

また、朝日村役場の銘石や巨木の土台石等につきましては、3人の方からご協力をいただいております。

これら協力をいただきました古木は内装材として活用します。会議室ごとに木の種類、カラーを出したつくりとさせていただきます。

このような取り組みが、国、これは国土交通省でございますが、先導的な木造建築物、いわゆるサステナブル建築物等先導事業に認定をされました。

また、事務室は、国、これは環境省ですが、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業の採択を受けました。再生可能エネルギーの活用として、地中熱利用による冷暖房施設の整備を行いました。しかも、屋根を活用しました太陽光発電による受給電力の軽減を図っております。

さらに、将来、電気自動車の普及を見込みまして、国、これは経済産業省であります、自動車インフラ整備事業の採択によりまして、電気自動車の充電設備を整備いたしております。

加えまして、新庁舎用地の東側はヘリポート、いわゆるヘリコプターの発着所として、後年に整備をする計画としております。

これら、時代の先導的な取り組みは、朝日村ならではの、朝日村らしさに加え、全国に誇れる庁舎となるものと捉えております。

そこで、新役場庁舎建設資金の協力受納についてでございます。

昨年9月、定例会の際に、篤志家からの貴重な浄財について、2件報告をさせていただきました。

この度、新役場庁舎建設に役立てたい旨の寄附行為が3件ありましたので、ご報告を申し上げます。

下洗馬地区の元助役、中村守雄様から、庁舎に必要な時計一式代として100万円を、9月に報告をいたしました、中組の三村篤志様から追加で100万円を、今1人の方は、公表を避けてほしいとのことでございますので、それぞれ貴重な浄財をふるさと納税としてご協力を賜りました。この場をおかりしまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

受納いたしました貴重な浄財は、それぞれの意を尊重し、有効活用させていただく所存でございます。

このような状況を踏まえまして、来たる4月30日の祝日に新役場庁舎の竣工式をとり行う計画でございます。

新庁舎での事務は、5月の連休明けから行う予定としております。

村民の皆様の内覧会等につきましては、庁舎は村民の平等な財産でありますので、いつでも都合のよいときに来庁され、ごらんいただくことを願うものでございます。

なお、今後、村外から視察来庁者の増加が予想されますので、新年度には視察者対応の専任職員を配置する所存でございます。

次に、朝日村開村130周年記念事業についてでございます。

当村は明治維新後、明治7年に山本村として発足をいたしました。明治16年にもとの4村に分離しております。

その後、明治22年、市制、町村制が新しく施行されまして、東筑摩郡が1町37カ村として新たに発足をし、分離をしていました古見、針尾、小野沢、西洗馬の4カ村合併が行われまして、朝日村としてスタートをいたしております。

以来、平成30年度は開村130周年を迎えます。新年度は、朝日村開村130周年記念の年とします各種事業を推進したいと存じます。

そこで、昨年10月に企画推進委員会を発足しまして、研究、検討をしております。

まず、新役場庁舎の竣工も開村130周年と整合をさせ、130周年記念式典は、秋に実施する予定としております。

記念式典の際は、村内各文化団体等の出演や記念誌及び記録、DVDを作成して、全戸配布を行うなど、内容を詰めているところでございます。

また、9月21日に、NHKラジオの公開番組「真打ち競演」が内定をします。8月5日には、日本300名山鉢盛登山マラソンが計画をされております。

また、SBCテレビでは、130周年記念番組を制作し、放映する計画が進められております。

そのほかでは、ロゴマークとキャッチフレーズを公募しております。村内各団体、企業等の皆さんが、開村130周年を冠とした各種事業が計画をされております。

村民の皆様の心に残る記念の年にしたいとする所存でございます。

次に、安全・安心についてでございます。

まず、防災対策についてでございます。

昨年度から、重点項目として、消防団幹部の検討協議により取り組みました、防火水槽についてでございます。

平成28年度に、防火水槽86カ所を点検とデータベース化した台帳作成をいたしております。本年度は、防火水槽55カ所の標識を新調し、防火水槽21カ所の補修工事をいたしております。新年度につきましては、防火水槽の新設予定12カ所を、3カ年計画で取り組むこととし、平成30年度は4基を新設計画としております。

さらに、避難所案内標識、避難場所の標識を19カ所新調します。夜間等、暗い環境であっても誘導できる標識とする所存でございます。

次に、朝日橋上流の帯工設置についてでございます。

河川改良がされていない箇所は、大雨、豪雨等によりまして濁流となった川の流れが蛇行しまして、川底の掘削をし、その都度、同じ箇所の堤防が決壊してきました。

このような状況を改良するため、河川未整備の役場駐車場から下流につきまして、河川管理窓口の県奈良井川改良事務所の協力をいただき、帯工設置を松ノ木橋下流から、年次計画で施工してまいりました。

本年度は施工されませんでした。新年度には小野沢地区、旧小林菓子店の裏あたりに10基目の帯工を設置することとなりました。

新年度、10基目の工事が施工されますと、当初計画が完了となりまして、堤防の決壊がなくなるものと捉えております。

次に、懸案でありました、塩尻警察署朝日村駐在所の改築につきましては、まず、場所について塩尻署と協議をし、現在地で改築することとなります。県は、新年度予算で設計をし、平成31年度に建屋の改築を実施する計画とのことでございます。

次に、向陽台分譲地についてでございます。

平成27年10月に、朝日村人口ビジョンを策定しました。これに伴います総合戦略を策定し、

持続可能な村づくりを推進しているところでございます。

そこで、上組地域の向陽台分譲地につきましては、昨年1月から予約受け付け、販売を開始いたしました。全32区画のうち、28区画が販売または申し込みがされております。現在、残り4区画となっております。

ちなみに、28世帯中26世帯が村外者で、2世帯が村内居住者となっております。居住者は、約80人の予定でございます。

一方、空き家住宅への転入は、スタートいたしました平成22年から、地道ではありますが、平成29年度まで8年間で39世帯、93人が転入をされております。

この空き家活用事業につきましては、台所、浴場、トイレ等の改修に100万円の助成を行い、下水道受益者負担金は、2分の1補助の17万5,000円を、空き家の家財等の整理に20万円の補助金を支給する対応をいたしております。

いずれにいたしましても、出生者が極端に減少している現在、これらの制度を一層活用され、人口減少の抑制を図っているところでございます。

次に、公共交通についてでございます。

当村は、平成21年から定期バス広丘線と村内のデマンドタクシーくるりん号により、生活弱者と言われる方々の足の確保を図っております。

おかげさまで、双方とも年々村民に理解をされ、利用者が伸びており、人口減少時代に突入してはおりますが、村民の足の確保が定着し、好評をいただいているところでございます。

そこで、過日、朝日村地域公共交通協議会で定期バス広丘線について、高校生の通学アンケート等を参考に、新年度の運行計画を審議いたしました。これによりまして、新年度、4月からは定期バス広丘線の土曜日の夕方、広丘駅発6時を新設しました。土曜日は、朝、御馬越発広丘行きと旭ヶ丘発広丘行きに加え、夕方、広丘駅発6時を運行するものでございます。

また、広丘駅発朝日行きにつきましては、現在は、今井経由朝日行きでございますが、新年度からは、朝日経由今井行きにルート変更をすることといたしました。これによりまして、村民の皆様の帰宅時間の利便性が高まりました。帰宅が早まることとなりますと、一層のご利用を願うものでございます。

次に、福祉医療についてでございます。

まず、我が国の福祉医療の伸びは、毎年1兆円規模で増加すると言われておりまして、国を挙げた大きな課題として、抑制のため、幾つかの施策を打ち出しております。

特に、戦後出生した団塊の世代と言われる皆さんが、7年後の平成37年には後期高齢者となり、高齢社会が一層進む予測となっております。

そこで、当村では、先人の皆様が村民の健康に力を注ぎ、昭和39年から朝日村健康村建設活動を村を挙げて取り組み、大きな成果を上げられました。そのときの流れが、現在の朝日村に引き継がれております。現在は、朝日村健康村推進協議会として、各種の健康管理事業を進めているところでございます。

生涯現役を目指します当村の健康管理は、疾病予防に早期発見、早期治療を促すため、健康診断の受診率に力を入れておりますが、本年度、国保該当者の受診率は49%で、国が示します60%には、ほど遠い状況となっております、新年度以降の課題となっております。

次に、高齢者福祉についてでございます。

先ほど申し上げましたが、世界に類を見ない高齢社会が進んでいる実態は、高齢者福祉の充実が近年の大きな課題となっております。

当村では、国の施策に準じて、計画的に取り組んでおります。朝日村老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定しました。平成30年度から32年の3カ年を目標とした地域包括ケア体制の構築を推進してまいり所存でございます。

さらに、生涯現役を貫くため、また、介護予防の一環として、平成28年度にスタートしました、えべやかたくりの里の利用状況につきましては、平成28年度は約5,000人の利用が、今年度は6,000人の利用となっております、高齢者の皆様に好評をいただいております。

しかしながら、村内には、いまだ理解されていない方もおありまして、利用者の口コミにより、デマンドタクシーくるりん号を利用され、積極的に参加されることを願うものでございます。

また、自宅から外に出かけられない高齢者対策につきましては、先ほど申し上げました地域包括ケア体制の中で、隣人の皆さんの気配り、目配りなど、見守りにより「我が事・丸ごと」地域づくり体制が構築できればと捉えております。

その中で、昨年、社会福祉協議会で発足をしました有償生活支援サービス「いいせ」は、少額で身の回り等の援助をいたしますので、高齢者の皆様に理解がされ、活用されることを願うものでございます。ちなみに、現在は3人の方が利用されているということでございます。

次に、障害者福祉についてでございます。

当村では、平成30年から35年の6カ年にわたる第5次障害者福祉計画を策定し、新年度か

ら自立支援及び新規に障害児支援を推進してまいり所存でございます。

次に、国民健康保険事業の制度改革についてでございます。

既に、機会あるごとに申し上げておりますが、国民健康保険制度は、市町村で運営してきております。現在、人口減少時代を迎え、国保会計の運営は深刻化してきておりまして、新年度、平成30年度から県単位の規模で運営することとなります。

これによりまして、県は、市町村ごとに納付額を定め、私ども市町村は被保険者、これは国保該当者から保険料を徴収しまして、県に納付するものでございます。

保険料につきましては、市町村ごとの医療費や、所得水準に応じまして決定するとしており、当村にとりましては、被保険者、いわゆる国保該当者の国保税が制度改革で上がることはないよう、県と協議しており、新年度は従来どおりの見込みでございます。

なお、現在使用しております保険証は、更新時、ことしの9月まで有効でございますので、継続して使用できることをご理解いただきたいと存じます。

次に、上下水道についてでございます。

当村の水道は、簡易水道の位置づけでございますが、その性質上、下水道事業ともども特別会計処理をしてきております。

国は、上下水道会計について、運営基盤の強化や財政内容の効率化を図るため、平成31年度から公営企業会計を適用した運営をする指示となっております。これによりまして、今年度は移行に向け公営企業会計のシステム構築に取り組んでいるところでございます。

新年度では、平成31年度の移行に向けた内部処理を行いまして、財務システムの整備等を行い、スムーズに移行ができる対応を図るものでございます。

次に、下水道についてでございます。

当村の下水道は、平成8年に全村供用開始以来、22年が経過しております。

そこで、ストックマネジメント方式によりまして、下水道処理場及び村内の管路の長寿命化対策のため、新年度に計画の立案を図ってまいり所存でございます。

また、下水処理場の運営につきましては、12月議会で申し上げておりますが、新年度から公益財団法人長野県下水道公社に委託して運営することといたしました。

次に、分譲墓地公園——これ仮称でございますが——についてでございます。

私の選挙公約であります、墓地の造成につきましては、最近は個人で墓地を所有せず、複数の世帯で1カ所に合祀するケースが広がっていると聞いております。

今まで、村内に転入されました墓地のない皆さんが、どのような考えを持っておられるか、

まずはアンケートにより、転入者の思いを把握して計画を立案してまいる所存でございます。

次に、道路についてでございます。

まず、県道中組バイパスにつきましては、平成20年から県に要望活動を行い、取り組んでまいりました。平成28年、29年に埋蔵文化財の調査が終了いたしました。これによりまして、新年度、平成30年度には工事が完成する運びとなりました。

一方、新役場庁舎が完成しますと、北側交差点から古川寺入口への村道は利用度が一層増加し、農作業者の安全確保や道路の拡幅が課題となります。この件は、平成11年に地元の皆さんの反対署名運動によりまして、当時の村長選挙の具にした愚かな行為があり、松本建設事務所では、今後、取り組まない方針が打ち出されております。

しかしながら、中組バイパス完成後は、県道小野沢バイパスの完成は当村にとりまして重要な生活環境整備事項となります。このため、一昨年来から、松本建設事務所に出向き、所長と協議を重ねてまいりました。

おかげさまで、今年度、新役場庁舎北側の交差点に信号機の設置について、道路拡幅分用地を県から取得していただきましたので、今後、小野沢バイパス延長の足がかりをつくることができました。

次に、新役場庁舎と公民館との連絡道路についてでございます。

このことにつきましては、地権者の理解により、新年度は用地買収を行い、工事施工は国・県の予算がつき次第進めてまいる所存でございます。

また、新分譲用地、向陽台から県道への取り付け道路につきましては、新年度で事業実施をしてまいる所存でございます。

次に、農地未整備地域の圃場整備についてでございます。

このことにつきましては、機会あるごとに申し上げておりまして、県営中山間総合整備事業と農地中間管理機構関連事業の2つの制度を活用し、村内の遊休農地、荒廃農地をなくし、農業立村としての確立を図るものでございます。

しかも、村内の若手農業者の集まりであります農業後継者協議会の皆さんからは、農地が足りないとの意見がございますので、この機会に圃場整備を行い、機械化による近代農業ができる基盤整備をするものでございます。

そこで、圃場整備計画6カ所のうち、御馬越、御道開渡、北村の各整備区域は、県営中山間総合整備事業を活用し、本年4月から5月にかけてまして、国からの許可が承認される予定でありますので、新年度は、各整備区域ごとに実地測量になる見込みでございます。

また、かたくり、本郷、樽揚場の各整備区域につきましては、農地中山間管理機構関連事業を活用しまして、新年度は、県・国の認可を得る作業予定でございます。

今回、6カ所の圃場整備を、3、3で分割しましたのは、国の予算配分を早く取り入れ、事業実施をしたいためのものでございまして、県営中山間総合整備事業は、従来からの制度であり、農地中間管理機構関連事業は本年度からの事業のため、両制度を有効活用することといたしました。

なお、この事業によります個人負担を極力なくし、農地の基盤整備が順調に進展するよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、農泊（ゲストハウス）についてでございます。

国は、地方創生の一環としまして、農山漁村の滞在型観光客を受け入れ、推進する施策を打ち出しております。そこで当村では、御馬越地区をターゲットとして、地区の皆さんとの出前村政を必要に応じて実施してきました。

また、去る1月には、国の機関であります、関東農政局農村振興部の星川参事官を初め、同行の課長補佐らが現場を視察していただき、懇談をする中で、これまでの取り組みや農泊計画策定のポイント等、基本的に実のある話し合いが行われました。国としましては、環境は良好であり、認可される話し合いをされたところでございます。

これらを含めまして、新年度に農泊（ゲストハウス）の整備を実施してまいり所存でございます。

次に、飛騨・信濃直流幹線新設工事についてでございます。

平成32年、2020年に向け、東京電力パワーグリッド株式会社が新信濃変電所の周波数変換設備を現在の60万キロワットから90万キロワットを増設し、150万キロワットの変換施設とするため、現在工事が進んでおります。

本年度は、構内の鉄塔、機器の搬入の工事を初め、北側に用地を拡張しまして、外構整備がされました。新年度からは鉄塔工事となりまして、村内では4基が計画をされ、本年度は山形村との村界の山腹に1基の建設が計画をされております。

いずれにいたしましても、この事業は国内電力の有効活用につながりますので、計画どおり事業が進むことを願うものでございます。

次に、緑の体験館、コテージについてでございます。

まず、村政100周年に合わせ、昭和63年に緑の体験館及び周辺の宿泊棟が建設されました。しかしながら、緑の体験館及び周辺の宿泊棟は利用が伸びず、平成11年度に本館厨房等の

改修に、また、平成12年には浴室の改修等、多額な投資をいたしまして、管理人兼調理人夫妻で運営をいたしましたが、2年足らずで撤退した経過がございます。

私が就任いたしました平成19年は、村の厳しい財政状況により、村営のスキー場存続に、村民からは廃止の意見が強くありました。しかし、スキー場を初め、これらを廃止したらどうなるのか、極めて厳しい選択が求められました。

私の選挙公約は、先ほども申し上げましたが、「新しい感覚で朝日村をつくろう」が基本理念でございましたので、前向きに対応をすべく、平成20年度からスキー場の運営に檜山スノーテック株式会社を指定管理者といたしました。

皆さんに認識していただきたいことは、他のスキー場は、指定管理者に多額の運営費を支出しておりますが、当スキー場は無償でございまして、全国のスキー場ではまったく例外な運営をいたしているところでございます。

これによりまして、スキー場もわずかながら上向きとなりましたので、今度は、緑の体験館を初めとした一連の施設運営について、指定管理者制度を導入したところでございます。

この公募につきましては、応募者がなく、檜山スノーテック株式会社は上信越高速道の佐久パラダを運営しておりますので、指定管理者としてお願いしたところでございます。

しかし、当時は宿泊施設が旧施設であり、運営になりませんでしたので、現在のコテージを新築するまで、運営費として年500万円の支出をしてきた経過がございます。

これらを鑑みまして、緑の体験館、コテージ、コロシウム、キャンプ場等の指定管理が本年度で完了となりますが、引き続き、檜山スノーテック株式会社を指定管理者として継続してまいり所存でございます。

次に、現在の役場庁舎についてでございます。

ご案内のとおり、新役場庁舎は4月に竣工を行い、5月連休明けから執務を開始することとしております。これによりまして、現在、役場庁舎の今後の対応につきまして、昨年来から各年代の方が参画する総合審議会で審議をいただきましたが、結論には至らず、報告をいただきました。

これを受けまして、本年1月の区長会議、地区長会議に今後の対応についてご説明を申し上げ、村民の意見を聞くことといたしました。内容につきましては、今後について、現庁舎は貴重な文化財的価値があり、県内唯一の市町村役場庁舎のため、今後、文化財として保存、活用する方針で、検討、研究してまいりたい。この方針について、各地区長会で話し合い、報告をいただくこととしております。

今後、多くのご意見を参考に、慎重に対応してまいります所存でございます。

次に、明るい話題についてでございます。

まず1点目は、本年1月、既に新聞報道がされておりますが、県内各地で出土しております縄文土器の一部を県宝に指定するよう、県文化財保護審議会に諮問をいたしました、これは1月25日でございます。

その中に、当村熊久保遺跡から出土しました縄文時代中期の人面つき深鉢土器が含まれておりました。村民の皆様には、一層関心が高まることを願っております。

県教育委員会の文化財・生涯学習課によりますと、複数の市町村にまたがる包括指定は全国初ということでありまして、9月に開催されます、文化財保護審議会において、審議、答申がされることとなっております。

次に、2点目は、本年度全国そば優良生産者として、当村のもえぎ野を経営しております、有限会社ダイドー農場、代表取締役、武田修さんが、日本麺類業団体連合会長表彰を受賞することになりました。農林水産大臣賞は北海道旭川のそば部会でございます、本県からは、戸隠そば生産組合が武田さんと同等の受賞でございました。そば生産者の皆さんには、栄誉ある表彰でございます。

なお、表彰式は来る3月22日に東京で行われ、受賞者の皆さんが参列し、農林水産大臣からお褒めの言葉があるとのことでございます。

改めて、この場をおかりし、武田修さんにお祝いを申し上げます。

次に、組織の一部改正についてでございます。

ご案内のとおり5月から新役場庁舎で執務が始まります。

今まで、村民の皆様には、窓口が分散して不便をおかけしておりました。新庁舎では、ワンフロアで全ての事務を行います。利便性がよくなります。そこで、新庁舎での事務について、体制の効率化が求められておりますので、一部組織がえを実施いたします。

現在、ピュアラインあさひで事務処理をしております、生活環境課を建設環境課と称し、産業振興課の土木、交通安全、公営住宅事務等を建設環境課に移管をしまして、新体制で取り組むものでございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例18件、契約1件、辺地1件、規約1件、道路1件、指定1件、予算14件の計37件でございます。

まず初めに、議案第2号につきましては、新役場庁舎駐車場に設置しました電気自動車用

の充電器、先ほども申し上げておりますが、充電器につきまして、設置及び運用に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号につきましては、法の改正に伴いまして指定居宅介護支援事業の人員及び運営基準に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号につきましては、庁舎の移転に伴いまして朝日村役場の所在地を変更するものでございます。

次に、議案第5号につきましては、役場組織の機構改革に伴いまして関係条例を改正するものでございます。

次に、議案第6号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例につきまして、国の指示によりまして一部の項目について印鑑登録事項などから削除するものでございます。

次に、議案第7号 朝日村企業立地の促進等における固定資産税の課税免除の条例につきまして、法の改正に伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号及び9号につきましては、子育て支援センター及び放課後児童クラブの利用について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第10号につきましては、朝日村のスポーツ施設につきまして、条例の改正をするものでございます。

次に、議案第11号 朝日村後期高齢者医療に関する条例につきまして、法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 朝日村国民健康保険条例につきまして、法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号 朝日村介護保険条例の改正につきまして、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、改正を行うものでございます。

次に、議案第14号から第17号までの介護保険に関する条例につきましては、国の省令が改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第18号 朝日村商工業振興条例の改正につきまして、小規模企業者安全対策事業の見直しによる改正を行うものでございます。

次に、議案第19号 朝日村消防団員等公務災害補償条例につきましては、給与法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号 工事請負契約の変更につきまして、新庁舎建設工事につきまして、設計書の変更等による工事費の増額、工期の延長につきまして、請負業者と変更契約が締結さ

れましたので、法及び条例により議決をお願いするものでございます。

次に、議案第21号 辺地に係ります公共的施設の総合整備計画の策定につきまして、新たに平成30年度から34年度までの5年間の辺地対策総合整備計画を策定しましたので、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更につきまして、構成団体の名称変更に伴い、議決をするものでございます。

次に、議案第23号 村道路線の認定につきまして、東京電力パワーグリッド株式会社の新信濃変電所拡張に伴い、村道のつけかえとして東電から寄附されました道路の認定について、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第24号につきましては、今年度末で指定管理が終了します朝日村緑の体験館、先ほど申しあげました、このことにつきまして、平成30年度から34年度までの5年間、引き続き樫山スノーテック株式会社を指定管理者として指定することに議決をお願いするものでございます。

次に、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、4億4,859万円を増額し、総額を48億7,536万円とするものでございます。

歳入の主なものは、基金繰入金6億3,457万円、地方交付税6,000万円を増額し、村債1億4,760万円、国庫支出金9,436万円、諸収入1,269万円等を減額するものでございます。

歳出の主なものは、村債の繰上償還に6億5,048万円、除雪費に330万円、スキー場特別会計繰出金に304万円、ふるさと応援基金積立金109万円を増額し、新庁舎建設工事請負費4,174万円、新庁舎備品購入費2,500万円、村道古見57号線事業費4,052万円、村道改良事業費1,100万円、小学校屋根改修事業費1,201万円等を減額するほか、事業実施に伴います不用額等の計数整理が主な内容でございます。

次に、議案第26号 朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、一般被保険者療養給付費649万円、一般被保険者高額療養費300万円の増額でございます。

議案第27号 介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、居宅介護サービス給付費800万円の増額。

議案第28号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金191万円の増額が主な内容でございます。

次に、議案第29号 簡易水道特別会計補正予算（第2号）及び議案第30号 下水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、事業実施に伴う計数整理が主な内容でございます。

議案第31号 あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、村債の繰上償還304万円の増額が主な内容でございます。

次に、議案第32号から38号は、新年度予算でございます。特別会計を含めた全7会計の予算規模は44億4,535万円で、前年度対比13億1,534万円、22.8%の減となっております。

次に、議案第32号、平成30年度の一般会計の予算規模は28億5,720万円でございます。前年度対比では11億9,340万円、29.5%の減となっております。

それでは、主な内容につきまして、若干申し上げます。

歳入では、村税が前年度対比847万円の減でございます。農業所得の減額を見込んでおります。

譲与税及び交付金は、前年度対比550万円の増で、地方消費税の増加による地方消費税交付金の増額等を見込んでおります。

地方交付税は、前年度対比5,440万円の増額を見込んでおります。

繰入金は、前年度対比10億5,034万円の減で、昨年度は庁舎建設費用のための基金繰入金が計上されていたため、大幅な減額となっております。

村債は、前年度対比1億5,410万円の減の2億8,830万円を見込んでおります。

次に、歳出では、総務費が前年度対比12億26万円の減で、開村130周年記念事業に2,541万円、ホームページリニューアルに1,000万円、公共施設個別施設計画策定費に711万円、新型Jアラート設置事業310万円が主なものでございます。

民生費は、前年度対比1,622万円の増でございます。法に基づいて支出される社会保障費のほか、社会福祉協議会補助金1,590万円、子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査委託料100万円が主なものでございます。

衛生費では、前年度対比1,602万円の増でございます。災害廃棄物処理計画策定に320万円、公共墓地造成検討のためのアンケート調査に50万円、環境基本計画策定費278万円が主なものでございます。

農林水産費は、前年度対比1,640万円の減で、地方創生推進交付金によるアグリビジネスセンター設置事業に2,668万円、同じく木質資源循環利用促進事業に1,500万円、中山間総合整備事業負担金に742万円、中間管理機構関連事業計画策定費650万円が主なものでございます。

商工費では、前年度対比4,135万円の増でございます。地方創生交付金によります観光体験プログラム構築事業に725万円、プレミアムつき商品券発行事業に1,300万円、ゲストハ

ウス設置事業5,310万円が主なものでございます。

土木費は、前年度対比1億8,460万円の減額でございまして、役場新庁舎から中央公民館までの村道古見57号線改良事業に8,100万円、向陽台連絡道路整備事業に1,700万円、道路計画調査測量等業務委託料に500万円が主なものでございます。

消防費は、前年度対比1,142万円の増でございまして、防火水槽設置工事に2,500万円、緊急指定避難場所の看板設置668万円が主なものでございます。

教育費は、前年度対比8,135万円の増でございまして、小学校トイレの改修事業に1億1,990万円、外国語指導助手派遣事業に500万円、開村130周年記念事業朝日美術館特別展333万円が主なものでございます。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計が前年度対比9,089万円、15.9%の減で、総額4億7,960万円でございます。国民健康保険制度改革により、持続可能な医療保険制度を構築するため、財政運営が市町村単位から都道府県単位に変わり、新たな制度の保険事業が始まるものでございます。保険給付費3億2,120万円が主なものでございます。

次に、介護保険特別会計では、前年度対比1,640万円、3.3%の増で、総額5億1,190万円でございます。第7期介護保険計画が策定をされまして、計画に基づき、3年間の事業が始まるものでございまして、保険給付費4億6,444万円が主なものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、前年度対比100万円、2.0%の増で、総額5,060万円でございます。

次に、簡易水道特別会計は、前年度対比2,540万円、16.9%の減で、総額1億2,450万円でございます。これは、公会計移行に伴います事務支援委託費に310万円、古見配水池のタンクの屋根防水工事に520万円が主なものでございます。

次に、下水道特別会計は前年度対比2,200万円、5.3%の減で、総額3億8,970万円でございます。これは、ピュアラインあさひ長寿命化計画の策定に3,000万円、下水処理場曝気槽の分解整備工事570万円が主なものでございます。

次に、あさひプライムスキー場特別会計は、前年度対比105万円、3.2%の減でございまして、総額3,185万円でございます。これは、カルテットホールのキュービクル改修工事150万円が主なものでございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者より補足説明をいたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第43、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前10時53分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開いたします。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第44、議案第20号の質疑、討論、採決を行います。

議案第20号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） はい、お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は可決されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした

散会 午前10時55分

平成30年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成30年3月16日(金) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 一般質問
- 

出席議員(9名)

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 高橋 廣美 君  | 2番  | 中村 賢郎 君 |
| 3番  | 上條 俊策 君  | 6番  | 上條 昭三 君 |
| 7番  | 北村 直樹 君  | 8番  | 小林 弘幸 君 |
| 9番  | 塩原 智恵美 君 | 10番 | 林 邦宏 君  |
| 11番 | 清沢 正毅 君  |     |         |

欠席議員(1名)

- 5番 齊藤 勝則 君
- 

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                        |           |         |           |
|------------------------|-----------|---------|-----------|
| 村 長                    | 中村 武雄 君   | 教 育 長   | 二 茅 芳 郎 君 |
| 会計管理者兼<br>総務課長         | 上 條 晴 彦 君 | 住民福祉課長  | 上 條 文 枝 君 |
| 住民福祉課<br>健康づくり<br>担当課長 | 原 貞 子 君   | 生活環境課長  | 塩 原 康 視 君 |
| 産業振興課長                 | 上 條 靖 尚 君 | 会 計 課 長 | 林 さとみ 君   |
| 教 育 次 長                | 清 沢 光 寿 君 |         |           |
- 

事務局職員出席者

- 議会事務局長 高山 義教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） おはようございます。

初めに、齊藤勝則議員から、本日の会議を欠席する届けが提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 高橋 廣美 議員

2番 中村 賢郎 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

---

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせいたしますので、お含みおきください。

---

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） では、初めに、3番、上條俊策議員。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は質問項目数1ということをお願いいたします。

まず、財政状況、予算についてをお伺いしたいと思います。

村は今、新庁舎建設という大型事業をなし遂げるところまでまいりました。長年の財政運営の努力に感謝するところであります。

さて、ここで今後の財政計画、30年度予算等につきお聞きいたします。

1、今議会に提案されました議案第25号 一般会計補正予算（第5号）について、繰り上げ償還6億5,048万円が計上されていますが、その返済原資として、財政調整基金から5億838万7,000円、一般財源1億3,434万3,000円となっていると理解しておりますが、財政調整基金残高は29年度末7億7,244万1,000円の予定と聞いております。そこで質問いたします。

1、翌年度への繰越金ですが、この繰越金は期末残高どのくらいになるのかお伺いいたします。また、28年度決算のときには1億6,110万1,000円となっております。

財政調整基金について、当村の基金の主にある基金は、29年度末現在、財政調整基金7億7,200万円、文教基金2億2,500万円、庁舎建設基金4億7,000万円、保健福祉基金4億9,700万円、その他特定目的基金4,800万円で、この庁舎建設基金は、今後借り入れ返済予定の基

金としての金額と一致しておりますし、ほかのものは原則的には目的以外では使えない基金でありまして、唯一財政調整基金は、不況による急激な税収の落ち込みや、災害や緊急に実施すべき大規模建設事業等による思わぬ支出の増加に備えるための主な目的といたしますか、ための積立金であります。

景気動向等から考えられることとしまして、今後、税収の減少、地方交付税、国・県からの支出金、交付金等の減少、来年10月からは消費税のアップ等も言われておりまして、歳入の大幅な減少が危惧されます。

また、災害等あってはならない、ないことを願いますが、30年度一般会計予算を見ると総額28億5,700万円で、自主財源はそのうち約26%、あとの74%は地方交付税45%、国庫支出金19%、村債、借金が10%であります。歳入は行政自体が自発的に稼ぐことはできない。全て他人依存であり、あとはふるさと納税くらいかと思えます。

新庁舎建設大型事業に16億円ほどかけたところであり、さらに関連事業として東電道路の改修とか現役場庁舎、現役場駐車場等のこともあり、また、旧おひさま保育園、公民館講堂等も考えられます。これについてはどのぐらい資金が必要なのかの見当もつきません。

また、予算計上されている朝日村130周年記念関連事業4,460万円、ゲストハウス5,300万円等、資金の必要な事項が山積しております。

全会計の地方債残高、借金は繰り上げ償還を実施したとして約48億円の見込みと聞いていますが、そのうち交付税措置は幾らされているのかお聞きします。

行政が積極的に稼ぐことができないとしたら、あとは支出面を慎重に考えていかなければならないと思えます。真に村民が安心して暮らせるために、何を優先し、無駄がないか、真剣に検討しなくてはならないと思えます。そんなことは私が言わなくても十分理解していると叱られそうですが、来年度予算は将来に向けても非常に大事な予算だと思っていますので、あえて言わせていただきました。

原資、お金があれば計画もどんどん実施できるわけですが、ない袖は振れない、我慢できるところはしばらく我慢するしかありません。今までも村民の皆さんはじっと我慢していると思えます。例えば、道路の維持補修、何年も我慢し、質問には、予算の範囲で優先順位を持って対応する。じゃ、予算をもっと上げてほしいと要望しても、財政が厳しい時代に組んだ予算と変わらない六、七百万円ぐらいの予算計上しかされておられません。また、ラスパイレス指数を見ても他村より低い。

村民は予算計上されている開村130周年記念関連事業4,460万円をどのように考えると思

ますか。予算総額の1.6%、30年度予算では2億8,800万円の借金をして賄う計画であり、当村の財政規模で、記念事業にかけるとしては過大ではないかと思うわけです。これの内容を検討すべきです。

また、ゲストハウス5,300万円については、地元住民の皆様の同意を得ているとの認識のようですが、議員との懇談会では、同意されているということは感じられなく、まだ検討する必要があります。滞在型体験プログラムも計画もない中、慌てて建物や設備をすることは、いかに辺地債等で計画しても借金は借金であり、移住人口をふやすという目的であるならば、せめて年度ごとに移住人口をふやしていく計画数、目的等を作成すべきであると思います。

そこでお聞きします。繰り上げ償還額を例えば5億円程度にし、実質公債費比率と利息の影響はあろうかと思いますが、財政調整基金を1億5,000万円ほどふやし9億2,000万円にする。村長も先日言うておられました。安心して財政運営するには10億円ぐらいは欲しいなどということでありました。

また、30年度予算からゲストハウス5,300万円、これを見合わせるにより、借入残高も2億8,800万円から、これだけでも2億3,500万円になります。

3番目として、他村に比較してラスパイレス指数が低い。長野県発表の県内一般行政の平成29年度の地域手当補正後のラスパイレス指数は、県内77市町村中、朝日村はワースト6位ぐらいであります。指数としては91.7%。長野県町村の平均は95.2%、東筑の村の中でも一番低いわけでありまして。麻績村94.3%、生坂村96.6%、山形村92.3%、筑北村94.6%。大切な人材確保、育成のためにも、県の平均までは上げてほしいと思うわけでありまして。

以上、この1、2、3につき、どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の財政状況、予算についてでございます。

最初に、今年度予算の繰越金のご質問でございますけれども、村の予算につきましては、出納に関する事務を整理しまして、歳入と歳出を最終的に確定させるために出納整理期間が設けられております。決算時期は5月末になるため、平成29年度から翌年度への繰越金につきましては5月末にならないと確定しませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、村の全会計の地方債残高の地方交付税措置分がどのくらいかというご質問でございますけれども、平成29年度末の地方債残高の見込みでございますけれども、一般会計で約22億円、水道、下水道、それとスキー場の公営企業会計で約27億円、合計いたしまして約50億円となる見込みでございます。これに対します国の交付税措置でございますけれども、おおむね37億円でございます、村の負担は約13億円程度になる見込みでございます。この中には、公営企業会計につきましては、水道、下水道の使用料をこの地方債償還に充てている部分がございますので、それを差し引きますと、村の負担は約7億6,000万円程度になる見込みでございます。

続きまして、繰り上げ償還についてでございますけれども、本定例会に補正予算としまして上程しました地方債の繰り上げ償還でございますけれども、これにつきましては、地方債償還の負担割合を示す実質公債費比率が、平成28年度決算では県下77の市町村の平均は6.0%となっております。村の比率は6.9%で、全県ではよいほうから37番目となっておりますけれども、これを単年度の比率で見ますと、前年度から1.0%上昇いたしまして7.4%となっております。

また、今後の財政計画では10%を超える状況になる見通しであることから、地方債の繰り上げ償還を行いまして、後年度の地方債の償還額を抑制し、財政運営の健全化を図る目的でございます。

この当村の実質公債費比率でございますけれども、増加した要因の一つにつきましては、簡易水道事業への繰出金でございます。簡易水道事業につきましては、平成28年度をもって建設事業に対する補助金がなくなるということにされていたため、平成23年から5カ年計画で、大尾沢浄水場を初め、古見、御馬越、西洗馬配水池におきまして、老朽化した電気設備、計器やポンプの更新、また緊急遮断弁等の設置事業に、総額で約2億8,000万円の事業を行いまして、それに伴う地方債の借入れが増加したものでございます。

もう一つの要因としましては、一般会計の普通建設事業によるものでございまして、平成25年度以降、大石原集落内道路、保育園の建設、緑の体験館、コテージ、かたくりの里、向陽台の造成に伴う道路、上下水道整備、それと保育園周辺道路等大型事業に伴う地方債の借入れが増加したことによるものでございます。

このため、今回財政調整基金を約5億円取り崩しをさせていただきまして、約6億5,000万円の繰り上げ償還を実施することによりまして、将来的に増加する償還金の返済負担を抑制して、実質公債費比率を県の平均まで引き下げるものでございます。

財政調整基金につきましては、一旦7億8,000万円まで減少いたしますけれども、ほかの特定目的基金を合わせますと、基金の残高は29年度末で20億6,000万円を見込んでございます。また、現時点で利用する見通しのない保健福祉基金に約5億円の積み立てがございまして、災害時のような緊急時につきましては、繰りかえ運用という方法でその保健福祉基金から借入れをすることも可能でございますので、災害時等におきましても心配はないというふうに考えております。

また、村の債務と債権の状況を見る指標に将来負担比率というものがございます。現在当村は地方債の償還、また一部事務組合の負担金、職員の退職金など、将来にわたって負担していかなければならない債務がございます。半面、村の基金、また将来にわたって受け取る地方債の交付税措置分、これらの債権を比較した場合に、将来負担する債務より基金などの債権のほうが多いために、平成23年度より将来負担比率はゼロになっております。

今回、基金から5億円の財政調整基金を取り崩しましても、引き続き当村におきましては将来にわたって負担する債務より債権のほうが上回るため、将来負担比率はゼロになる見通しでございます。

また、現在は超低金利政策で、基金として貯金をしていても利息はほとんどつかない状況でございます。当然ながら預金の利息より借入れの利息のほうが数十倍高い状況でございますので、繰り上げ償還を行うことにより、約1,700万円の利息を削減できるものでございます。

また、地方債残高の削減率でございますけれども、こちらにつきましては、普通交付税の中の地域の元気創造事業費というところで、行政改革分という基礎数値になっておりまして、地方債残高の削減率が大きいほど普通交付税が多く算定をされるというメリットもございまして、繰り上げ償還につきましてはご理解を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、ゲストハウスでございますけれども、ゲストハウスにつきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、地域の交流人口をふやし、移住・定住を促進するために計画をされております。

ゲストハウスの事業費5,310万円につきましては、全額が地方債ではなく、国庫補助金として農林水産省から農山漁村地域整備交付金ということで2,230万円の補助金を受けることになっております。地方債は辺地債として2,880万円、一般財源が200万円となっております。この地方債につきましては、辺地対策事業債で借入れの8割が交付税対象となるものでございますので、先ほどの一般財源と合わせまして、村の負担分は約780万円になるもの

でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ラスパイレス指数についてでございます。ラスパイレス指数につきましては、国家公務員の給料を100としたときの各市町村の給与の水準をあらわしたものでございます。算定につきましては、基本的に職員の学歴や経験年数、給料の額で算出をされております。

当村の今年度のラスパイレス指数は、上條議員おっしゃられますよう91.4でございます、東筑摩郡では最も低い数値となっております。他村より低くなっている要因でございますけれども、当村の職員は中途採用職員の割合が多く、全体の職員の約半数を占めております。中途採用職員につきましては、新規採用時に村の規則に基づきまして前歴換算が行われることになっております。前職の年数を換算して給与の額が決められることになっておりまして、前職が公務員でなかった場合は、前職の1年の期間を0.8年として換算することになっております。また、前職の期間が5年以上になると、換算率が段階的に低くなるようになっております。

こうしたことから、中途採用職員につきましては給与の水準が低くなる傾向がございます、当村が他村に比べてラスパイレス指数が低いのは、職員全体の給与が低いということではなく、中途採用職員が多いことが要因になっておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） この繰越金ですけれども、先般の全員協議会の折に、繰越金は限りなくゼロに近いという説明がありました。そんなことをお聞きしていたものですから、これは30年度にいったときに、補正財源も何もなくなってしまうのではないかということの懸念から、今お聞きしたわけでありますが、この前の全協のときの中で、限りなくゼロに近いということをお聞きしました。もし違っていれば私の聞き間違いかもしれませんが、そういうことをお聞きしました。

また、この基金全体では20億円くらいあると、これはもうもちろんわかっているんですが、先ほども言いましたけれども、その中の20億円のうち財政調整基金として使えるのは7億7,000万円、今は8億円ぐらいとおっしゃいましたが、あとのものは全部目的基金でありまして、災害の折にほかから持ってくるという、今繰りかえ運用ということもおっしゃいまし

たが、災害は物が壊れたり、それだけではなくて、やはり福祉面においてもそういう状況が起きる可能性もあるかと思うものですから、そういったことで、そういった非常とかそういう場合に、そちらから繰りかえ償還をして使えるからいいという、それで本当に安心できるのかなという気もするわけでございます。

そんなことで、ことしは繰り上げ償還、ことしは全部で10億円ぐらいやっているんじゃないかと思うんですが、一気にここで返さなくても、今まで借りてきた基金に積んであるもの、それが今まで借りているときの、何に借りたのかということもあると思いますので、確かに利息は多少は安くなりますでしょうし、そういったことはあるんですが、仮に実質公債費比率が長野県の中で高くなってしまうと、ただそのためにと利息のためにだけこういった運用していく資金を慌てて返すということ、ある程度は安全圏の中で返すという金額にすべきだと思います。

また、予算の中には一時借入金というものが普通あるんですが、これは、例えば30年度運営をしていくのに、一時借り入れというものは決めておかなくてもいいのかということをお聞きします。これは、年内には返済しなければいけないことはもちろんですが、つなぎ資金といいますか、そういった場合に、これに関して決めておいても別に経費がかかることもありませんので、一時借入金というものの設定はしておかなくてもいいのかと。もしやっておいたほうがいいということになれば、この3月議会のうちに、3月までに決めないと、後でどうするというわけにもいきませんので、そういったことで、今までに、過去に一時借り入れというものを流用したことはありましたでしょうか。あわせて質問いたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 上條議員の2回目のご質問でございますけれども、最初に、来年度繰越金がゼロということでお話があったということでございます。予算説明のときにちょっとお話しさせていただいたのは、来年度の補正の財源がちょっと例年より少ない、ゼロに近いということでお話をさせていただきました。繰越金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、5月の決算期でないと実際の数字は出ないものになっております。

ただ、毎年実質収支比率というものがございまして、繰越金の額の割合を見たものでございますけれども、おおむね標準財政規模の、昨年は7.4%ということで出ております。仮にこれを5%で見ましても、約1億円以上は繰越金が出るものでございますので、そのくらい

は見込めるんじゃないかということで見えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、基金の関係でございますけれども、29年度末の基金約20億円ということで、そのうち財政調整基金が7億8,000万円程度になるものでございます。こちらにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、保健福祉基金のほうに5億円程度ございまして、そちらの基金、特に、積んでしまったのでいけないんですけれども、使う目的というのが特に今のところないものですから、何か緊急時のときにはそれを繰りかえ運用して使うということとは可能だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3つ目でございますけれども、一借の関係でございますけれども、一借につきましては、毎年当初予算の中で定めておりまして、一般会計につきましては最大で5億円の一時借入金ができるようになっております。一時借入れにつきましては、会計の資金の運用の状況を見ながら借入れ等を行っております。最近では平成26年に一時借入金を行っております。今年度につきましても借入金を行う予定でございます。

それとまた、繰り上げ償還の関係でございますけれども、繰り上げ償還の目的は実質公債費比率を減らすということではなくて、やはり実質公債費比率は減らすための目安だけでございます。実際は翌年度の予算の中に占める公債費の負担を減らしていくということでございます。実質公債費比率が高いということになりますと、予算の中でどうしても借金の返済にウェイトが行ってしまつて、ほかの予算を圧迫してしまうということがございますので、一旦ここで繰り上げ償還させていただきまして、後年度にそういった状況にならないように、安定的な財政運営を図るために繰り上げ償還をさせていただいて、一番の目的は、後年度の公債費負担を減らすことが一番の目的になっております。

やはり繰り上げ償還ですので、ここで貯金を残すのか、借金を後世に残すのかということがございます。貯金を残しても、先ほどありましたとおり、預けていまして金利は今低金利時代で0.01%、5億円預けても年間5万円程度受け取る程度になると思ひます。今そのお金を活用して、後年度公債費負担が予算を圧迫しないように、公債費負担の割合を本年度の割合を減らすということが目的でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 繰越金がどうののではなくて、補助財源がないと、そういったことだったんです。補助金額がないというのもちょっと、その場合はこちらにある基金から繰りかえ

をやってやればいいのか、そういうことだと思いますが、この辺もちょっと懸念されたものですから、心配なものですから、資金繰りが。まずお金があつてのことでいろいろ決まってくるのだと思いますので、そういうことでお聞きいたしました。

次に、130周年記念事業ということでございますが、この130周年記念事業は、竣工式予算として29年度で1,000万円ということで計上されておりますが、この130周年記念事業というのはその後出てきまして、それに対しての内容もわからなかったものですから、こちらからどういう内容なのか説明いただきたいということで説明をいただいて、全体で4億4,600万円の事業ということで、3億4,600万円の追加となったわけです。

事業内容を見ますと、同じような項目が幾つかあるのではないかと思います。この予算を組むにもいろいろ苦勞されて、こうして厳しい財政状況の中で、ここまで4億4,600万円という資金をかける必要があるのかということ疑問に思うところであります。

ちなみに、この4億4,600万円ということで、4,460万円です、すみません。4,460万円ということであったなら、私ちょっと単純に朝日村の世帯数、最近の世帯数というのがあります、1,510戸ということだったんですが、この1,510戸で4,460万円を単純に割ってみますと、1戸当たりの負担としては2万9,536円、1軒当たり3万円ですね、大体、4,622人で見ますと、1人当たり9,650円ということで、この事業を行うのに村民一人一人から約1万円集めて実行するということになります。村の予算の中でやると言われるかもしれませんが、村の財源は誰のものでもない、村民のものであります。ですから、村民から集めてやってもこちらから出しても、財布が違うだけで同じです。

ちなみに、平成28年度の維持補修費というのがありますが、これは過去、平成16年からさかのぼってみました。この中で、平成28年が一番多い年でありました。年間3,034万6,000円、これはオギの村の道だとか、こういう建物だとか、公共物だとか、そういったものにかけている維持補修費であります。一番多い28年で見ますと、同じ人口4,622人で見ますと1人当たり4,503円になります。また、27年で見ますと1人当たり4,503円。こういった村のいろいろなものの維持補修費が1人当たりで単純に見たときに5,000円ぐらい。それをこの130周年記念ということで1人当たり1万円かけていいのかと。お金があるのであれば、考えられたいいことはどんどんやりたいんですが、やはり金額のことも頭に入れてやっていかないとと思うわけです。

村民の方から、どこからこんな記念事業といっても数字が出てくるのか、なぜ、150年とかの節目ならまだしも、開村130年ということが、村民がことしは130年になるということが

わかれば、5,000万円近いお金を使って華々しくやらなくてもいいではないか、そんなお金があったらもっとほかにやるべきことがあるじゃないかと言われます。そのときの回答はなかなか難しく、私もそのとおりに思います。

予算計上されていますが、竣工式と別個に130周年記念事業をやるのか。やるとしたら内容を再検討して事業費を減額し、中身を検討して行うお考えはあるのかについてお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 上條議員の3つ目のご質問でございますけれども、開村130周年記念事業でございますけれども、この事業につきましては、明治22年の開村からことしが130周年を迎えるという大きな節目でございます。100年の計である朝日村の新庁舎も竣工することから、これまでの歩みを礎に、未来に向けて新たな出発点として朝日村の歴史を振り返り、未来につなぐをコンセプトに各種事業を行う予定でございます。

議員おっしゃられるように、全体の事業費は4,466万円でございますけれども、1,000万円につきましては、平成29年度に庁舎関係のブロンズ像等に使うものとして行っているものでございまして、新年度予算には3,466万円ということで計上させていただいております。全体的に、やはり節目の庁舎もできて新しい出発の年になるということで、こういった事業を計画しているものでございます。

この計画に当たりましては、住民の方も入っていただいた企画推進委員会を設けまして、そこで協議を行ったものでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、企画推進委員会で検討したので、これを変更する気はないということのように今ちょっとお聞きしましたが、そういうことですか。中身は、具体的に言いますと、同じ人がそれぞれのときに同じような出場メンバーで何回もやると、そういったときに、果たして本当にそれだけの人が来てくれるのか。それだけのお金をかけて本当にいいのか。

これが道路でも何でもきっちり今までに整備され、やってきていればいいんですが、4年も5年も、古いものは10年近くも道路をちっとも直してくれないという意見もいっぱい聞くわけで、それがなかなか予算の範囲、予算の範囲とさっきも言ったんですが、600万円が700万円の道路の維持修繕という、そんなお金の中でやっているのに、これを一発で終わる、未来に向けてどうのと、それはわかりますけれども、村民もそれをやったから、じゃ未来に向けてどうのという、全然効果はないとは言いませんが、そのかけたお金に見合うだけの、それだけの価値があるのかという。

先ほど言いました1,000万円は確かに29年度にいいよということで認めておりましたが、それに途端に3,400万円ふえてきたという、これはちょっと簡単には理解できないなということでもありますけれども、その辺、もちろん予算ですから、それ以下に抑えるということももちろんあるでしょうが、何か、何のためにこんなにトータルで4,000万円もかけなければいけないのかなと、そういう疑問が地元とか住民の方から言われるし、私も確かに言いましたとおりそう思うものですから、この辺について再度検討されるような、そういった意向はあるかないか、先ほどはないということでしたが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 上條議員のご質問でございますけれども、まず、全体事業費4,466万円の内容でございますけれども、先ほども申し上げました29年度予算に約1,000万円を計上させていただきました。これにつきましては、庁舎関係のブロンズの作製、館銘板の作製、それと庁舎に設けました懸垂幕の作製、それと庁舎のところに設置しますロータリーの造園、それとDVDの作製ということで計画しているものでございます。

新年度に計上させていただきました3,466万円でございますけれども、まず最初に、庁舎の竣工式関係が403万円でございます。それと、記念式典ということで、こちらが130周年の記念式典ということで1,057万円を計上してございます。そのほかでございますけれども、記念誌の発行、それとNHKの公開番組の実施、それと記念植林が100万円、登山マラソンが100万円、SBCの記念番組の制作が180万円、美術館の企画展が335万円、プレミアム商品券の増額発行が400万円、あと周年事業の記録が130万円、そのほか、文化祭とかそういった民間の事業体への補助金合わせまして約200万円が主な内容になっております。

この事業費につきましても、できる限り県の補助金等をいただくような形で、現在県の元

気づくり支援事業のほうにも幾つかの事業を申請をさせていただいているところでございます。

議員ご質問の竣工式と記念式典が両方必要なのかというところでございますけれども、竣工式につきましては、やはり村外の方たちを招いてということで行う記念の竣工式典でございます。記念式典につきましては、先ほどのコンセプト等にもございます朝日村の歴史を振り返り、未来をつなごうをコンセプトに、こちらはどちらかという村民が主体の記念式典というふうに捉えております。

ですので、対象者が違うと申しますか、竣工式につきましては、やはり村内外の来賓を招いてということになりますけれども、130周年の記念式典につきましては村民の皆様という位置づけになっておりますので、それは別に行う必要がございますので、今のところ合わせて行うということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 時間も迫ってきますので、この点はお聞きしておきます。

次に、先ほどのラスパイレス指数についてでございますが、先ほどお聞きしましたが、30年度はまだわからないかと思ひますので、これは省きまして、職員の皆さんは中途から入った方が多いので、それで影響しているんだということではございますが、実際の金額的なものは、他村と比べて同レベルでどうなのかという、そこが必要だけで、指数というのは出し方はいっぱいあると思ひますので、それによって、内容によって、年齢とかそういうものが違ってくるということで先ほど説明いただきましたけれども、実際問題、同じくらのあれで、同じ年代で同じ学歴とか、そういったものとは比較してどうなのかと、そういうことは検討はされたことありますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 議員ご質問のラスパイレス指数の関係でございますけれども、ラスパイレス指数につきましては、先ほど申し上げました方法で算出をしております。とおおむね大学卒、町村におきましては、公務員の新規採用の試験というのが初級、中級、上級ということで分かれております。通常中学卒業程度の者が初級試験、短大卒業程

度の者が中級試験、4年生の大学卒業程度が上級試験ということで行うものでございますけれども、当村も含めまして町村の多くは、大学卒業生につきましても全てその初級という試験で採用を行っております。ですので、職員の給与体系とか、一つの級にどのくらい在籍しなければいけないという年数もあるんですけども、そういったものは基本的に同じになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 私、職員の皆さんは報酬だけで頑張っておられるわけではないということはもちろんわかっておりますが、そうは言っても、他の市町村と比べてときに、もし仮に低かったとしたら、この指数から見ると限りは低いものですから、そういったものがきちんと他町村並みに払われているのか、払われていなければそれだけに上げるべきではないかということでもあります。

過去、職員数も相当減らしてきて、その中で業務を遂行しているわけで、それから途中採用もふえ、嘱託の方もふえ、そんなことで、私は役場のそばにいるものですから、夜、時々夜遅くまで仕事をして帰っていく姿というのを見かけるわけですが、そんなときにどうなんだろうなということと考えさせられるところであります。全国的に求人は売り手市場で、今後さらに優秀な人材を確保し、住民サービスに努めていただくために報酬の見直しは必要と思ひます。

村長が平成23年6月定例議会でこうおっしゃってました。私が就任をしました1期目は、朝日村の極めて厳しい財政状況を踏まえ、職員が行政マンとしてプロ意識と能力を発揮することに期待をし、副村長を不在として取り組んでまいりました。そこで、2期目におきましても、職員のやる気に期待をし云々と述べられました。そのとおりだと思ひていました。職員の皆さんはやる気を持って今までやってこられたわけでもありますので、このラスパイレス指数の中身をもう一度再精査していただきまして、他村とか県の平均とかいうことを比べてみまして、検討の上、今後ご検討していただきたいということをお思ひます。

住みよいい村だと、今いる村民が思えなければ、村外から幾ら人口をふやそうとしても無理なことである。村民のための村民の要望に応えるお金の使い方により、きめ細かいサービスができれば、いい村だとして村外からも移住したくなるのではと思ひます。

最後に、朝日村存続のため、議会は今まで以上に気を引き締め、村民の皆さんの負託に応

えられる議員としての立場から、残された1年、邁進、努力していきたいと思えます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條俊策議員の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） 次に、6番、上條昭三議員。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番、松くい虫被害の朝日村の現状と今後の見通しについてお聞きします。

新聞報道によると、松くい虫被害は長野県が全国最多であり、その全国最多の長野県の中でも松本地域が4割を占めて最多となっております。つまり、現在は全国最大の松くい虫被害地が松本地域であるということでもあります。

松本市では、松くい虫被害地において空中防除の計画がありましたが、反対する住民との間で裁判になっております。その松本市の朝日村に近い今井地区の赤坂から弥生坂にかけての幅に松くい虫被害が多く出ているようでございます。

また、松本市からは松くい虫被害が塩尻市までも広がっておりますが、塩尻市では松くい虫被害対策の新たな取り組みとして、一定区域のアカマツを伐採して、広葉樹に樹種転換することにより緩衝帯を設けて、被害拡大を防ごうという計画がございします。当面はFパワーの敷地の近くの山林で実施して、伐採したアカマツはFパワーで利用する計画を立てているようでございします。

次に、朝日村の松くい虫被害の現状についてお聞きします。下古見の山林で初めて被害が確認されてから、現在どの地区とどの地区で、合計何本の松くい虫被害木が確認されたのか教えてください。

次に、朝日村での松くい虫被害は今後どのようになるかの見通し、予測についてどのように考えているのかお聞かせください。

以上が1問目の質問であります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の当村の松くい虫被害の現状と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

初めに、松くい虫被害につきましては、上條議員からお話のありましたとおり、長野県の被害量は、平成27年の資料でも西日本で発生している県を上回り、全国でも最も多い被害量となっております。

松くい虫の被害発生は、1900年代初頭に九州北部において松の集団枯損が確認され、後、一時抑止がされたものの再拡大し、1971年にはマツノザイセンチュウが枯損の原因で、マツノマダラカミキリがセンチュウの運び屋であることが判明したとされております。

長野県では1981年、旧山口村で被害が確認され、以降、下伊那や上小地域を中心に拡大し、2011年、平成23年ごろから松本地域で被害が増加し、平成28年度のデータでは全県被害の33%となり、上小地域を上回る被害量となっております。この対応としましては、県では林務部森林づくり推進課、近隣では松本市、安曇野市、塩尻市でも被害対策を行っており、上條議員からご紹介があったとおりでございます。

そこで、議員ご質問の当村での被害状況でございます。これまでも報告をさせていただいたものに本年度の状況を加え、報告をさせていただきます。

当村での被害発生は、平成28年6月、下古見地区の私有林において1本が確認され、以降、昨年度は被害の確認はございませんでした。本年度に入り、5月に小野沢最終処分場東側と、古見、横出ヶ崎地区西側山林で各1本、その後、アイリス古見地区と三ヶ組地区山林で各1本の被害が確認され、本年度は4本の松の枯損からマツノザイセンチュウが検出されているところでございます。したがって、当村でのこれまでの発生状況は、5地区5本の被害状況でございます。

次に、当村での今後の被害の見通し、予測についてでございます。これにつきましては、専門家等に依頼すれば予測はできるかもしれませんが、これまでの他地域の状況を見ましても、一度被害が発生すると拡大する傾向にあるものの、その年の気象状況やあらゆる条件などにより、被害発生の見通しや予測は難しいと考えております。

いずれにしましても、村民の皆様には防除対策の補助金を活用いただき、薬剤の樹幹注入や散布により予防をいただくとともに、松枯れを確認した際は役場産業振興課林務担当へご

連絡をお願いするところがございます。これを徹底することにより、当村での被害発生を抑制したいと考えているところがございます。

松くい虫防除対策の補助金の申請状況でございますが、昨年度は16件、本年度は10件となっております。新年度においても被害対策費として予算計上させていただいておりますので、村民の皆様には積極的に補助金の活用をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 朝日村の被害状況を聞きましたが、非常に少ないということですが、隣の塩尻市では多分10倍以上出ていると思います。標高も同じような感じですので、今後拡大が予測されますので、対策と申しますか、十分考えて実行していただきたいと、このように考えまして、1問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

朝日村の健康寿命についてでございます。

健康寿命とは、健康上問題のない状態で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言います。日本人の平均寿命は世界のトップクラスであります。健康寿命との差は10年前後あり、その差を少なくして健康寿命を延伸していくことが課題になっております。

平均寿命男女とも1位の長野県ですが、健康寿命は男性、全国で18位の71.45歳、女性、全国で16位の74.73歳で、平均寿命とかなりの差がございます。そこで、長野県では今後目指すべき姿は、健康で長生きとし、健康長寿世界一を目指してをスローガンにしております。

朝日村では以前から健康村朝日村を目指して諸施策を実施してきましたが、朝日村の健康寿命は男女何歳ぐらいか、わかりましたら教えてください。

以上が2問目の質問でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 住民福祉課健康づくり担当課長の原でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、上條議員 2 番目のご質問の朝日村の健康寿命につきましてお答えをいたします。

初めに、健康寿命の定義は、上條議員のご発言のとおり、健康上の問題で日常生活が制限されることなくできる期間とされています。また、平均寿命はその年の死亡率がそのまま変わらないと仮定した上で、その年に生まれた子供がその後何年生きられるか推計したもので、平均寿命と健康寿命の差が少なく、病まずに長く生きていられることは誰もが望むべきことです。

そこで、その健康寿命ですが、厚生労働省から 3 つの算出方法が示されております。

まず 1 つ目としまして、国民生活基礎調査データを活用した、日常生活に制限のない期間の平均を出す方法、2 つ目としまして、1 つ目と同じ国民生活基礎調査データを活用した、自分が健康であると自覚している期間の平均を出す方法、3 つ目としまして、介護保険における要介護度データを活用した、日常生活動作が自立している期間の平均を出す方法が示されています。

先日、厚生労働省より発表されました平成28年度の健康寿命の都道府県別数値では、長野県は男性20位の72.11歳、女性は27位の74.72歳です。この健康寿命の算出方法は、先ほど挙げた 3 つの中の 1 つ目に該当する日常生活に制限のない期間の平均で、あなたは健康上の問題で日常生活に何か影響がありますかという内容の国民生活基礎調査の項目をもとに算出しております。

この国民生活基礎調査は、県全域で無作為抽出しているデータであり、朝日村単独での生活基礎調査のデータの公表はなく、朝日村における健康上の問題で日常生活に制限のない期間の平均を出す方法の健康寿命は算出できません。

現在、朝日村の健康寿命を算出しているのは、国保データベースシステムを使って介護保険の介護度と国勢調査のデータを使って算出された数字で健康寿命を確認しております。この利用しています国保のデータベースシステムは、国民健康保険団体連合会にて、それぞれの市町村の医療、介護、健診等のデータを活用して、さまざまな情報を地域や個人ごとに提供してくれているシステムでございます。

このシステムにて算出された健康寿命は、平成28年度朝日村では男性65.8歳、女性67.5歳です。県も同じ条件で算出しますと、男性65.7歳、女性67.2歳で、ほぼ朝日村と同じ年齢になります。このデータの基礎となります介護保険の介護度につきましては、要支援者、要介

護者全てを健康ではないと捉えているため、大変低い年齢となっております。

このように算出方法の違い、また切り取るデータの違いにより、厚生労働省等で示しています健康寿命とはかなりの差が生じておりますので、あくまでも参考値として捉えていただきますようお願いいたします。

人生最後まで元気に生活を送ることは全ての人の願いであり、純粋に長寿を喜べる社会に向けて、来年度から生涯現役な体づくりとしましてさまざまな事業に取り組んでまいります。健康寿命で定義されています健康上の問題で日常生活が制限されることがないようにするため、まずは健診受診、そして生活改善のためにさまざまな施策を行い、村民の皆様の健康づくりのために努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 健康寿命のデータがちょっととりにくいということで、余りしっかりした数字がわからないようでございますが、いかにしても朝日村、とにかく健康村をうたっておりますので、健康寿命、今後も伸ばしていく努力を住民福祉課中心に朝日村でもやっていただきたいということで、2番目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

開村130周年記念を冠とした企画の民間使用についてでございます。

私どものボランティア団体、しあわせ信州・朝日の委員会で、次回のイベントは朝日村開村130周年記念イベントとして特徴が出せれば参加者もふえるのではないかとの意見も出ています。

そこでお尋ねします。民間団体とか企業で朝日村開村130周年記念を冠とした企画とか宣伝はしても構わないのか、行政の見解をお伺いします。

以上が3問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員ご質問の開村130周年記念を冠とした企画の民間使用についてのご質問でございますけれども、開村130周年記念事業につきましては、明治22年の開村から130周年という大きな節目を迎えるということで、100年の計である朝日村新庁舎が竣工することから、これまでの歩みを礎に、未来に向けた新たな出発点としまして、朝日村の歴史を振り返り、未来へつなぐをコンセプトに各種事業を行う計画でございます。

この記念事業は記念式典、それと村が行う記念事業やイベントのほか、村内の各種団体が行う事業に130周年の冠をつけて周年のお祝いをしていただければと考えております。これにつきましては、事前に村に申請をしていただき、事業の内容が周年事業に即しているかどうかを判断をさせていただいた上で、村が許可をする方法を考えておりまして、今後、要綱を制定してまいりたいと考えております。

また、予算の範囲内で事業費の助成、また現在130周年記念のロゴマークとキャッチフレーズを募集しておりまして、今年度中に策定する予定でございますので、その使用等につきましてもその要綱の中で定めまして、今後村民の皆様にも周知してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 130周年記念を冠とした企画は、村に申請、許可をいただくということで了解しました。申請書を早急につくっていただくようお願いしまして、3問目の質問は終わり、以上、私の質問も終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで上條昭三議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで休憩をとらせていただきます。

再開が10時25分再開ということで、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（清沢正毅君） それでは、引き続き一般質問を再開いたします。

---

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

本日は一般質問のほう、2つご用意させていただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、1問目、カラマツを使った洗剤、石けんの検証推進及び森林業の今後についてを伺いたいと思います。

約87%が山林の朝日村、その中で、伐採適齢期を迎えた木々は当村の財産であるかと思ひます。そこで、新しい可能性を見つけるために今回このような質問をすると同時に、ぜひ検証を願うものでございます。

先月の2月18日に西洗馬公民館において、第21回西洗馬生産森林組合の通常総会が行われました。冒頭に組合理事長の三村氏による挨拶があり、続いて中村村長の話があったわけですが、共通して話されたのが、今後の朝日村の森林の行く末を案じておられました。

今回、生産森林組合で役員が新たに選出されたわけでありますが、その中には若者も選ばれておりました。私も含め若者に期待する旨の言葉や、当村の山林の生い立ち、歴史等々貴重なお話をいただきました。

私は先人や諸先輩方が築き上げてきたこの山林をどうにかして有効活用はできないだろうかと思ひ、去る2月22日、23日に東京へ出向きまして情報収集をしていたところ、皆さん、今お手元にあるかと思ひますが、この資料と出会いました。それには、松の樹液からできる洗剤、石けんがあることを知りました。この商品名等の具体的な名前は今回伏せさせていただきますが、松の樹液から石けん、洗剤をつくるのが可能であること。私はこのとき、朝日村の木や長野県下の木でこのような商品が誕生すればうれしいなと期待したわけでありま

しかし、この商品を朝日村単体で行うことは極めて難しいと思っております。なぜなら、木材の切り出しから始まり搬出、また加工等の問題でございます。しかし、ここで何もしなければ木はどうなるでしょうか。今の村産材はどんどん成長し、今後もっと大きな課題に発展するかと思えます。

村産材を大量に消費するには、村内の構築物に使うことが大変有効であることは承知しておりますが、構築物に使うと、向こう数年は木々の出番はないかと思えます。しかし、家庭で使うこういった消耗品等であれば、木々の消費は、少ないかもしれませんが確実に木々を有効活用できるのではないのでしょうか。

以上のことから、まずは小さな一歩を踏み出し、可能性を見出すためにも、当村のカラマツを分析して、石けんや洗剤に適合するかどうか検証していただき、手応えを感じるようであれば、村内各種団体、生産森林組合、林業推進組織、また商工会、観光協会等で議論を重ね、長野県に提案してみたいかがでしょうか。

以上のことから次の質問をいたします。

カラマツを分析し、石けん、洗剤として使えるかどうかの調査を行うことは可能であるか。既に分析が済んでいるのであれば、その検証結果の報告をお聞かせください。

また、先ほど述べた当村のカラマツ商品について、当村の見解を教えてください。

そして、最後に、今後の山林業の活用についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員ご質問の、またご提案いただきました件につきましてお答えをさせていただきます。

初めに、カラマツを分析して、洗剤、石けんとして使えるかどうかの調査を行うことは可能かどうかということでございます。

まず、カラマツの活用方法につきましては、国の機関を初め各機関において研究がされているところでございます。長野県では建築材利用を中心に研究がされ、乾燥技術では、材表面の割れを抑制する高温セットによる蒸気式人工乾燥の取り組みがされ、高温乾燥した板材を接着した集成材や、はり桁として使用するための角材等を複数本接着する接着重ねりなどが開発されておりまして、既にご案内のとおり、当村でも新役場庁舎の建築に使用してい

るところでございます。

また、議員からご提案もあります建築材以外での使用方法についてでございますが、カラマツや松に限らず研究開発がされております。当村の中村村長が会長を務めます長野県水源林造林協議会が推進します水源林造成事業を行っております国立研究開発法人森林研究整備機構や、紙をつくる技術から大手の製紙メーカーなどは、木質パルプを原料とし、植物繊維をナノレベルまで精製した素材で、鋼鉄の5分の1の軽さで強度が鋼鉄の5倍以上あるなどすぐれた特性を持つ素材としてセルロースナノファイバー、CNFの製造開発が進められており、注目をされているところでございます。

このような開発研究を自治体レベルで行っている状況を調べたところ、長野県機関の県林業総合センターや県の工業技術総合センターでは、木材から出る成分を使ってつくる二次製品の開発研究は行っておらず、市町村独自でもこのような研究開発の事例は確認はできませんでした。県機関にこのような研究の今後について問い合わせを行ったところ、研究開発して製品化しても、コストが膨大で、現段階では開発コストの面から採算が合わないだろうとのことでございます。このようなことから、自治体独自で行うことは費用の面からも慎重に行う必要があり、当村では計画はございません。

しかしながら、当村では、地方創生交付金を活用し、木質バイオマス循環自立創生事業として、カラマツを中心とした県産材の今後の活用に向け検討を行っているところでございます。ご提案のような検討を行う場面も今後発生すると考えておりますが、具体的な研究開発については専門の研究機関や民間の力に期待をすることでございます。

次に、今後の山林の活用についてでございますが、これまでも中村村長が申し上げておりますが、当村の山林で林業としてなりわいが成り立つことが今後の山林を活用する上で重要であり、地域の活性化につながるものと捉えております。

そこで、国・県の制度として、県では森林づくり県民税条例の改正もあり、活用事業も広がっております。国では森林環境税、森林環境譲与税、まだ仮称ですけれども、を含む税制改正が予定されており、森林環境譲与税については平成31年度から譲与されるとしております。このような国・県の制度も活用し、現在取り組んでおります地方創生事業とあわせ、引き続き林業として山林活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ご回答ありがとうございます。

現状、コスト面を考えて難しいというのが一番のネックなのかなというふうに捉えたわけですが、植林をされてから70年近くたっていると思うんですけども、当初やはり、当初植林をしたときの活用方法というのは、ヒノキ等々と比べてもカラマツであれば早くに実務として使えるだろうと。例えば電柱になったりですとか、足場に使われるということをお聞きしております。

しかしながら、この時代の背景とともに、そういったものにかわるものが出現して、今の現状があるというふうに私は考えております。そうすると、何がやはり必要かというふうに考えたときに、やはり時代時代に合った商品というのは必ず出てくるかと思えます。やはり必要なことは、そういった情報をキャッチする、いち早くやはりキャッチをすることが、こういった課題を今の現代ニーズに合わせて解決する窓口ではないのかなというふうに考えております。

今、県のほうで、先ほど課長のほうからご説明がありました、31年度から森林税を使って、これから森林業についていろいろな部分で活路を見出していくと思うんですが、やはりそれを待っているだけではなくて、私たちもそういったいろいろな森林にかかわるような商品、またはそういったものを目を光らせて、そして耳を立てて情報をキャッチしていくことが必要じゃないのかなというふうに思っております。

私も今話を聞いて、今後朝日村にどういったものが必要なのかというものを、一緒になってまた私も考えていきたいと思っておりますので、またこのことについては目を光らせながら、また注視していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして1つ目の質問を終了させていただきます。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

今後のインフルエンザ対策についてということをお願いいたします。

ことしのインフルエンザは全国的に猛威を振るったことは皆様既に承知しているかと思えます。テレビを見ていると、インフルエンザA型とB型が存在し、中には両方に感染し、仕

事や勉強に、行楽に影響が出たとの報道もあったかと思います。

当村では、今定例会の村長提案説明の中に、小学校では1月に2年1組、1年2組が学級閉鎖となり、中学校では1年5組が学級閉鎖になったと説明がありました。私個人の周りでは、家族がインフルエンザB型、そしてA型と次々に感染をし、1週間ほど外出を控える状態となりました。このように、ことしは改めてインフルエンザが猛威を振るったなと感じております。

そこで、インフルエンザ対策について、当村の見解及び対応を伺いたいと思います。

子を持つ親や体力が低下している高齢者にとって、インフルエンザは非常に怖い病気であると認識している方が多いのではないのでしょうか。高熱が発生し、時には死亡するケースがあります。

インフルエンザが最も流行する時期は1月中旬から3月中旬であると認識が多いと思います。1月中旬から3月上旬といえば、子を持つ親にとってはいろいろなイベントを控えている家庭が多いのではないのでしょうか。小学校6年生で言えば、同じクラスで交流を図る最後の思い出づくりに卒業式、中学3年生や高校3年生はそれぞれ高校受験や大学受験を控えた大切な時期でもあります。

事前にインフルエンザ予防接種を受けることは、インフルエンザにかかりにくくなり、また感染しても症状が軽く済む等の効果が期待できるわけではありますが、やはり気になるのは予防接種を受ける価格ではないのでしょうか。特にお子さんがたくさんいる家族ではなおさらのこと。村内在住のとある家庭では、子供が4人いるが、予防接種を受けさせるほど余裕がないといった声や、農家を営む家庭では、昨年は農業が余りもうからずに、ことしは予防接種をしないと声をお聞きしました。こういった声を聞くと、何とか村独自で対応はできないだろうかと感じてしまいます。

しかし、当村では子育てには他でなくらい恵まれた環境であることは事実です。出産祝い金から始まり保育園無償化や医療費の大半の無償化等。子供たち全員に予防接種の補助金を希望したいところですが、子供たち全員といかなくとも、上記に述べた小学校6年生、中学校3年生、そして高校3年生を対象にインフルエンザ予防接種の補助金なるものを支援することはできないのでしょうか。これらを実行すれば村の財源に負担になることは重々承知しております。しかし、子供たちは将来の朝日村にとって重要な財産であり、希望の光です。

今回、インフルエンザ発生シーズンがどうしても将来を左右する時期に発生していること

が気がかりで、このような提案をさせていただいたわけではありますが、上記を踏まえ、担当課長にお尋ねいたします。

1つ目、小学生及び中学生で今シーズンインフルエンザに感染した生徒の人数をお聞きいたします。

2つ目、子供たち、全員または限定、また所得水準の低い家庭、高齢者に対してインフルエンザ予防接種の補助金手当に対する当局の見解をお尋ねいたします。

3つ目、上記が難しいと判断した場合のインフルエンザの予防対策を当局からお尋ねしたいと思います。

そして4つ目、私が小学生のころ、インフルエンザの予防接種を学校で受けていたと記憶しておりますが、これがいつ廃止になったのか、その理由についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） それでは、北村議員2番目のご質問のインフルエンザ対策につきましてお答えさせていただきます。

初めに、小学校及び中学校での今シーズンインフルエンザに感染しました生徒数ですが、3月12日現在で、小学校が52人、中学校は84人でした。中学校につきましては地区ごとの統計はとっていないため、全体数でございます。

次に、子供たち全員及び限定や、所得の水準の低い家庭、高齢者に対しての補助につきまして、また、学校におけるインフルエンザ予防接種の廃止の理由につきまして、現在までの経緯に沿ってお答えさせていただきます。質問へのご回答が前後いたしますが、お許しく下さい。

インフルエンザは昭和37年、流行を阻止する目的で、厚生省が都道府県知事に勧奨の通知を行い、学校にて集団接種が始まりました。その後、昭和42年に予防接種法に基づき臨時の義務接種となり、昭和51年に本格的に義務化され、広範囲に接種が行われました。昭和62年、社会全体の流行を阻止できるのか判断できるだけのデータもなく、副作用の問題等により、義務から保護者から同意が必要な任意接種となりました。そして、平成6年、流行するワクチンの種類の多様化により、流行の型の予測やワクチンの成分決定が困難であること、そして、昭和54年に学校で接種後のけいれん事故をきっかけに、免疫検査等を実施しましたが、

有効な証明が得られなかったことなどの理由から、学校における集団接種が中止となりました。

その後、インフルエンザは、高齢者や慢性疾患の方が肺炎を併発して重症化しやすく、死亡者も認められるようになりました。そこで、高齢者や基礎疾患のある人において、接種者と非接種者を比較する研究がされ、発病率を35から55%減少、また死亡を82%減少させる効果があり、重症化を十分に阻止できるという結果が示されました。

また、インフルエンザの予防接種で健康被害が生じたとき、公費での救済制度の対象とすることも決まり、平成13年、高齢者のインフルエンザ予防接種が定期接種となりました。このとき、国は児童に対して予防接種法に基づく接種の対象者とする考えはなく、児童はあくまでも各医療機関での個別の任意接種を原則とするように通達が出されました。

現在、村で進めていますインフルエンザの予防接種は、予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の心臓、腎臓、呼吸器などの基礎疾患のある人が対象となっております。接種費用は、対象者が1,000円の自己負担をしていただき、残りの3,536円を公費にて医療機関へ支払いをしております。接種率は今年度62.1%でした。

お子さんの予防接種の補助につきましては、予防接種をしなかった人の発病率と比べて接種した人の発病率の減少に一定の効果があると認められています。しかし、公費の補助につきましては、国の基準や任意接種となった経緯など総合的な有効性の判断などから、現在のところ補助の計画はありません。

最後に、予防対策としまして、マスクの着用、手洗いの勧め、帰宅後のうがい等の徹底が肝心です。また、インフルエンザは免疫が落ちると感染しやすいので、十分な睡眠、規則正しい生活、栄養バランスのよい食事、不用意な外出や人ごみなどを避ける、さらにウイルスは乾燥している環境で増殖するため、加湿器や濡れタオル等で室内の乾燥を予防することが有効とされています。

以上の予防等につきまして、教育委員会とも連携をし、学校での衛生教育の充実も含め、告知放送や広報誌にて村民への予防活動の啓発に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

今なぜインフルエンザの予防接種がなくなったのか、それに基づく根拠等々いろいろと課長のほうからご説明を受けたわけですが、一つだけちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、先ほど、国のほうの指針によって65歳ないしは60歳以上の方の受診は必要であるが、子供に対してはうたわれていないと、そのような説明があったと思うんですが、それは必ず厳守しなくてはいけないんですか。例えば、各自治体によっては任意で例えば補助を出すとか、そういったことは、法に基づかなくては、いろいろな段階があるんじゃないけれども、そういった縛りはあるのかどうかだけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 北村議員ご質問の縛りがあるのかというご質問ですけれども、特段任意接種の方に対して補助をしてはいけないという縛りはないと思います。

ただ、任意接種の方につきましては、国の補助というか、救済制度の対象にはならないということだけお含みをいただければと思います。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 課長、ありがとうございます。

やはり任意で出すか出さないかはその行政次第ということだと思うんですが、この質問に至った経緯なんですけれども、子を持つ親の話を聞くと、やはりインフルエンザ予防接種を受ける時期に多少まとまった接種費用を払うこと、言いかえれば、インフルエンザ予防接種を希望しても、金銭的な理由で接種を受けさせたくても受けさせられないということが一つの要因であるような気がいたします。

当村で言いかえますと、農家を営む家庭であれば、冬場は収入がどうしても不安定な点、またサラリーマンであれば、年末年始等で出費をした後というものも一つ原因であるような気もいたします。各家庭でそういったものをやることが望ましいという声もある半面、全てがそういった家庭ではないというふうに私は考えております。

そこで、ちょっと一つ方向を変えて、このような発想をちょっとしたわけではありますが、ここで教育長にちょっとお尋ねしたいと思います。

例えば小学校、中学校で、これで年度が変わります。保護者会等でインフルエンザの猛威やそれに伴う影響、予防接種の金額の説明を図り、インフルエンザ予防接種の重要性を多くの保護者が認めた場合、毎月インフルエンザ予防接種の積立金なるものをしていくのはどうでしょうか。さきに申したとおり、やはり急な出費というところがネックになっているということであれば、毎月少額でも少しずつ積み立てをしていく、そして必要な時期に学校、インフルエンザの予防接種を受けることはどうなのだろうかというふうに考えるわけでございますが、その点について教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 先ほど原課長が申し上げましたとおり、ある意味、任意の接種になるというふうに考えますので、これはPTAの総意でやるということになれば、PTAとして行うことではないかと、このように思います。

ですので、こちらのほうで積み立てはいかがかというようなことを伺うこともいかなものかと思っておりますので、それをまた、PTA等との懇談の中でそのような意見が出てくれば考えていきたいとは思いますが、現状はそのように考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） それでは、最後に中村村長にお尋ねをして質問を終了したいというふうに思っております。

当村では、子育て支援は他にないくらい充実していることは十二分承知はしております。先ほど担当課長、または教育長より現状の話を伺いました。あと一歩、あと一歩子育て支援に踏み込んでいただき、将来の子供たちのために支援は考えられませんか。

当村の大型事業、新庁舎の建設等々、一つ大型事業に関しては一段落がつかます。ほかに中型クラスの事業はあるかもしれません。今後、維持管理コストの面で財政が必要になることは承知しております。しかし、その建物を守っていく人というものがほかならぬ朝日の子供たちであることは言うまでもないかと思います。

私も普通の風邪等であればここまで質問はいたしません、さきに申したように、インフ

ルエンザの時期が、どうしても子供たちの将来を左右する時期に発生していることに懸念をしているわけでございます。将来の子供たちのために、もう一步踏み込んだ支援は考えられないでしょうか。村長のお気持ちをお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） インフルエンザ、まさに北村議員が心配されているとおりでございますが、先ほど原課長が答弁しましたように、従来は国を挙げて子供に予防注射をしていましたが、これによる副作用によって障害者が出てしまった。これによってこの法律適用、いわゆる予防注射をやめたという経過があります。

そこで今、任意であります。任意で予防接種の補助をすることはやぶさかではありません。しかしながら、村が予防接種の補助を出しているよということが、家庭によっては、任意で、自分の意思でということではなくて、村が出しているから予防注射に行ったと。そして副作用が出たときにどこに責任が来る。必ず村へ来ます。それは、もし1人障害者がいたら、村は抱え切れません。だから、そういう危険、いわゆる大きなデメリットがありますので、ここはまだ踏み込めないのが実態であります。

ですから、任意で補助金を出すことは十分出せますし、村の財政では大丈夫ですが、そのときに、いわゆる実際に大丈夫だといって受けた人が障害になったときに、親は必ず補助金を出したところに向かってきます。これが私の一番ちゅうちょするところです。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

村長の前向きな発言、さりとてその現状の課題としているものをお聞きしまして、こればかりはもっと医学が進歩していき、そして、そういった副作用がなかったときに初めてそういった支援ができるのではないのかということのを再認識いたしました。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで北村直樹議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 小 林 弘 幸 君

○議長（清沢正毅君） 次に、8番、小林弘幸議員。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 8番、小林弘幸です。

今議会では子供、福祉に関する3問、質問をさせていただきます。

最初にですが、通学路の交通安全対策についてであります。

通学路等の交通安全に関する問題点は、PTAの皆さんや地区の皆さんとの各種懇談会で必ず出される意見、要望であります。都度、PTAや地区からの要望書や議会での一般質問等で取り上げられ、徐々に改善が図られてきたことと思います。しかし、先日、私自身が歩行中に怖いと思う経験をしたことから、まだまだ危険が日常的に潜んでいるなと思い、新1年生が誕生する今、通学路の安全はどうなっているのか気にかかっておりました。

そんな折ですが、村のホームページに次のような記載を見つけ、交通安全に対する改善活動が行われていることに安堵感を持ちながらも、手放しでは喜ばず、確認の意味で質問をさせていただきます。

1つ目ですが、昨年2月付で朝日村通学路安全推進協議会から発行されています朝日村通学路交通安全プログラムがあります。その中で、通学路の交通安全対策箇所一覧表が作成されています。このプログラムは体系立った改善ができると評価できるものです。特に、園児、小学生、中学生をお持ちの村民の皆さんも大いに興味があると思いますので、初めに、朝日村通学路交通安全プログラムとは、説明をお願いいたします。

次に、2番目として、その中で、村内9カ所に安全上の問題点があるとされ、対応策が記されていますが、対策推進状況や今後の日程等の記述はありません。そこで、現状をお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、小林議員の通学路の安全対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、朝日村通学路交通安全プログラムについてでございます。

平成24年4月、京都市亀岡市で発生いたしました登校中の児童等の列に車が突っ込むという事故を初め、児童等が巻き込まれる痛ましい事故が相次いだことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁が相互に連携し、通学路の交通安全の確保に関する取り組みを推進するため、同年5月、各自治体に緊急合同点検の取り組みが要請されたところでございます。それに伴い対策を推進するとともに、定期的な合同点検の実施や対策の改善、充実等の取り組みを継続するよう通知されております。

さらに、平成25年5月には、通学路の交通安全の確保に向けた今後の取り組みを、同年12月には、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進について通知され、その中で、各地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを行うため、基本方針を策定すること、また、策定した基本方針に基づく継続的に推進するため推進体制を構築することを国より通知されております。

次に、当村のこれまでの経過でございますが、先ほど申し上げました平成24年7月、朝日小学校通学路の緊急合同点検を行い、通学路の安全対策の必要箇所について取りまとめ、安全確保に向けた取り組みを推進してまいりましたが、その時点では基本方針及び推進体制の構築は図っておりません。

そこで、推進体制ということに関しまして、平成28年11月、朝日村通学路安全推進協議会設置要綱に基づきまして協議会を設置いたしました。構成委員は松本建設事務所、塩尻警察署、交通安全協会、小学校、中学校、小・中PTA、役場総務課、産業振興課、教育委員会となっており、協議会では基本方針の策定推進、合同点検、対策の実施、関係機関等との連絡調整を行うこととなっております。

続いて、基本方針でございます。こちらは小林議員ご質問の朝日村通学路交通安全プログラムが基本的な方針となります。内容は、定期的な合同点検の検討、実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、村民の皆様にも協力を得るため、危険箇所の対策を一覧とし、また箇所図に落として公表することにより、現在村ホームページにおいて公表し、村民の皆様にも情報発信をしているところでございます。

なお、基本方針の名称でございますが、国が全国で統一することが望ましいと考え、通学路交通安全プログラムとすることが推奨され、現在朝日村通学路交通安全プログラムという名前になってございます。

平成28年度末における全国の推進体制に関する進捗状況でございますが、約95%の市町村において構築され、公表されているところでございます。

それでは、現在村のホームページに公表してございます、小林議員がごらんいただきました朝日村通学路交通安全プログラムの内容でございますが、これは平成29年7月22日に協議会委員による通学路の合同点検を実施し、同年9月、その対応策を協議会で取りまとめた内容を公表しているものでございます。

合同点検は、各委員等から出された危険箇所19カ所について点検を行い、現状の確認とその対応策を検討したところでございます。その対応策で、既に対応が図られているところについてはこの計画には盛ってございません。一覧表には、今後計画をしなければならないところが9カ所ございましたので、それを一覧表にまとめて公表しているところでございます。

次に、推進進捗状況や今後の日程について、2つ目のご質問でございます。

まず、進捗状況でございます。朝日村通学路交通安全プログラムにおける9つの危険箇所につきましては、協議会において検討され、各機関による対応策が示されているところでございます。

9カ所について簡単に申し上げます。古見地域では、県道新田松本線の道幅が狭く、歩道がない区間、また街灯の未点灯の部分、新田松本線の通称学校坂及び新田バイパス、村道針尾幹2号線の小学校北信号機から桜ヶ丘団地に向かうその間の歩道がない部分、また上針尾橋に向かう交差点、県道御馬越塩尻停車場線の朝日橋から愛ビタミンロードの間、県道土合松本線の旧おひさま保育園から原新田の地域の間、そして村道西洗馬幹1号線の松の木橋交差点の全9カ所でございます。

具体的事項で、直ちに実施できるものにつきましては、ソフトでございますが、この方針が決定した時点から取り組んでおり、小・中学校における児童・生徒への指導、交通安全協会による、また警察によるドライバーへの注意喚起、街灯の点灯、消えかかった白線の引き直しなどが実施されております。

また、予算が伴うハード面につきましては予算がかかりますので、それぞれの機関において実施の有無も含め検討、調整をしているところでございます。

次に、今後の日程でございます。4月より、議員おっしゃるとおり小学生1年生が入ってまいります。また中学生も学年が上がり、新1年生となります。児童・生徒には学校より交通事故防止の注意喚起、指導を徹底するとともに、保護者の交通安全意識の高揚の図るため、危険箇所の周知として、小・中で作りましたハザードマップを配布して周知を図るもので

ございます。

また、学校、保護者、教育委員会より、通学路の状況確認や児童・生徒の指導のため、教職員による巡回等を定期的に行うものでございます。保護者や地域の皆様が危険箇所の共通理解を図る中で、交通安全確保の推進を図っていくものでございます。

さらに、小・中学校では、平成28年度よりコミュニティスクールにおきまして、児童・生徒の登下校の様子を見守っていただけるボランティアを募集しております。ハード面は予算もかかり、早急に改善とはまいりません。村民の皆様、子供たちの登下校の見守りボランティアに多くの方が登録していただき、ご協力いただくことを願っているものでございます。

最後に、現在の交通安全プログラムにつきましては、新たに平成30年度になりました後に、6月から7月にかけて現在の計画の対策、効果の検証を行い、また小・中学校の保護者の協力を得て通学路の合同点検を実施する予定でございます。必要な箇所については検討し、改善を図っていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

また、来年度、9月ごろには再びホームページ等によりまして公表する予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 説明ありがとうございました。

非常にプログラムがうまくいき出しているということは感じましたが、二つ、三つ質問をさせていただきます。

まずは、やはり子供の目線でいろいろな対策が練られているかというところが一番のポイントだと思います。先ほどの協議会は、当然その専門に当たる機関ですとか大人の皆さんが考えている内容であります。先ほど申したとおり、子供の目線でヒヤリハットのアンケートをとるとか、実際にそういった事情を聞いているか、まずそこを教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 小林議員の2問目の質問でございます子供の目線という部分でございますが、まず、小学校に入りましたら、まず校外指導部を中心に、保護者の方々がまず

点検をしていただきます。その中で、子供たちにも聞いていただきまして、危険箇所がないかということを確認をしております。特に、小学校は六十数カ所に当たるハザードマップをつくっております、交通の部分だけではなくて、防犯であったり、水路があるとか、そういった部分は危険だよといったものを努めて取りまとめたものがございます。そんなものを確認しながら周知をしていっているところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 子供目線できていると、今答弁だったと思いますが、具体的にこういうところが危ないだとか、そういう具体的な資料は、調査した結果はありますか。それは数字であらわされていますか。まずそこをお願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） 小林議員の3回目の質問でございます。

まず、子供の目線ということで、先ほど申しました小学校では六十数カ所のものを図面として取りそろえております。それにつきましては公表等はしてございませんので、新1年生の保護者の方々にお渡しをし、改善がありましたら、その改善部分については2年生から6年生の保護者の皆さんにも伝えていくということで、校外指導部のほうから現状を伝えていただいております。

その数値化という部分につきましては、その六十数カ所を図面にあらわして、改善とか、そういったものがあるんですよという部分をお示ししているというものでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 私が本当は聞きたかったのは、ああいう危ないことがあったからというような、具体的な事例が学校当局、または教育委員会に吸い上げられているかということ、を本当は聞きたかったわけですがけれども、多分それはまだできていないというふうな理解で

す。

それで、私本当に懸念するのは、皆さんも安全に関しては、役場の職員も安全に関しては一番重要なことと思っておられると思いますが、ハインリッヒの法則というのがあることもご存じかと思えます。300件ほどちょっとヒヤリハットしたことがあった。そのうち29件は、大事故には至らなかったが軽いけがをただとか怖い思いをした。そのうち1件は重傷事故に至るといのが、この安全の中ではごく定説的に述べられているハインリッヒの法則というのがあります。

もう一つ、そういうのが起こるのが、一番は環境が変わるとか、方法が変わるとい、よく4M変動というのがありますが、そういう自分の環境が変わったときにそういう事故が起きやすいといのがごく一般的に言われています。

ですから、これから、新1年生が来月から誕生しますが、ぜひ当局も、また学校の先生方も、いま一度そういう目で、何か変わったときには必ず問題が起きる、事故が起きるとい目線で今後も対応をとっていただきたいといふうに思います。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） それでは、続きまして2問目の質問をいたします。

小学生の英語力強化策についてであります。

以前、一般質問で、小学生からの英語力の大切さ、特に国際感覚あふれる子供たちについて質問を私いたしました。答弁では、英語学習に力を入れていく旨の答弁であったかと思えます。

新年度の当初予算に外国語指導助手派遣業務に500万円の予算が盛り込まれました。平成32年から小学校5、6年生の英語教育の義務化がスタートするということで、2年間の準備期間としてその外国語指導助手の派遣を受けるとい理解であります。

そこでお聞きしたいことが、今までの英語教育の現状、今までは保育園でもたしかそんなような関係のことをやっておられたといことを聞きましたし、小学校も聞いておりますので、今までの現状をお聞かせいただいて、その次に、この2年間の準備期間でどのような体系をつくり上げようとしているのか、青写真があったらお聞かせください。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 最初に、子供の安全・安心へのご提言、本当にありがとうございます。感謝しております。また引き続きよろしく願いいたします。

小学校の英語力の強化策ということではありますが、先ほど質問の中でも触れておられましたけれども、保育園は平成26年度から、子育て支援センターは昨年度から、外国人の村外講師で月1回、英語の挨拶やABCの歌とか手遊び、歌などで、そんな楽しむ活動を行ってきております。昨年度から行っている子育て支援センターでは、毎回15組くらいですか、保護者と3歳までの子供たちが来て楽しく活動し、関心も高く、大変好評だと聞いております。

小学校のほうでは、もうご承知のとおりではありますが、学習指導要領にのっとって教育活動を行っておりますので、最初に国の動きから簡単にお話しします。平成に入ってからということになりますが、実はそれ以前から、日本人はいわゆる外国の言葉とか文化とか、非常に積極的に取り入れて活動してきておりますが、とりあえずは学習指導要領にかかわるところだけお話しします。

平成20年度から5、6年生を対象に、外国語活動として英語教育が始まってきております。平成23年度に必修化されております。2年後の2020年度から、話す、聞くを中心に3、4年生で外国語活動が必修化されます。5、6年は新たに読む、書く、つまりこれで4領域そろわけてありますが、加えた英語科が教科として本格的に始まります。そんな予定で進んでおります。

小学校のほうでは国の指針に従いまして、当初は外国人のALTというか非常勤講師でありましたが、平成13年度から任用して、国際理解教育が始まって現在に至っております。今現在は、他の市町村同様ではありますが、小学校の裁量で村の非常勤講師を中心に1、2年生が10時間、3年から6年まで35時間、年間の授業時数ではありますが、全校児童を対象に実施し、運営しております。

引き続きまして、今後2年間でどのような体系をつくるかということではありますが、今後の学校教育にも全体にもかかわる非常に大事なご質問でございまして、検討課題として現時点でこうしたいという願いも含めてお答えしたいというふうに思います。少し長くなりますがお許しください。

将来を担う村の宝である子供たちでありますので、昨年11月であります、外国語活動が

教科化になると。それに向けて、教育委員さん方と文部科学省の英語の教育の指定校、多治見市の笠原小学校を視察する機会をいただきました。その視察から、母国語を英語とするネイティブのALTは大変有効であると、効果があります。また、子供たちの学ぶ意欲とか校内環境も非常に重要だと、そんなことも参考になりまして、大変意義深い機会をいただいたというふう実感しております。

その視察も含めてであります。まず、小さな子供たちの英語、外国語遊びでありますけれども、次年度からは小学校入学後も、あの先生だと、子供たちが親しみのある英語の先生ということで、同じネイティブのALTで、月1回から月2回にふやしていこうというふうに考えております。

小学校でございますが、2年後の完全実施に向けてのご質問でありますので、その考えも含めて6項目についてお話しいたします。

1つ目ですが、次年度から2年間の移行期に入りますので、5、6年は学習指導要領の時数として示されています移行期の時数、15時間ふやして50時間にします。完全実施は70時間ありますので、その70時間をどのように取り入れていくのか、確保できるための検討をしていきたいと思っております。

2点目です。大きな課題と考えておりますが、特に教科になる5、6年ですが、教科書を使うようになります。文部科学省は、教科書を使えば全国一律でありますので、中学校へスムーズに接続ができるというふうに考えているわけですが、小学校で好きだった子供が中学校へ行って好きかという、必ずしもそうはならないわけでありまして、そこで評価のあり方も含めて、効果的な中学校への接続のあり方について研究していきたいというふうに考えております。

3点目ですが、32年度からになりますけれども、大学の入試制度が変わります。民間で行っている英語検定とかTOEICなどの結果が重視されるようになってきます。そこで、4領域がそろそろ教科となる5、6年で英語検定が受検できるかどうか、その辺も可能かどうか研究していきたいというふうに思います。小学校で難しいということになりまして、中学校で英検の受検意欲が高まるような、そんな方策も考えていきたいというふうに思っております。

4点目です。保育園や未満児の英語遊びや小学校の指導が軌道に乗ってからと考えておりますが、村民対象の英会話講座もALTで行えるかどうか検討していきたいというふうに思っております。

その他に入りますが、2点であります。これは個人的な思いもありますので、ご理解いただければ感謝であります。朝日村でも外国から来られた方々が生活、居住しているように見受けられます。小さなころから異言語とか異文化、それから異民族に触れてなれ親しむことは、これから本当にグローバル化していく社会にとっては重要なことだと考えております。そこで、2つであります。

1つ目であります。日本人ではだめだとは言いませんが、小さいころからのネイティブのALTとの触れ合いというのは、異質なものに委縮しがちな日本人には大事な経験と考えております。そこで、ALTの任用の継続も含めて、どのような指導やかかわり方が有効か検討していきたいというふうに考えております。

2つ目であります。個人的には非常に重要なところかなと思っておりますが、外国語は学ばなければいけないと思います。ただ、それ以上に、日本語と違う言語の初めての出会い、そこから言語の違いに気づいて、日本語を注意深く聞くようになる、それも大事な要素というふうに考えております。つまり日本語の見返しといいますか、その辺を大事にしていきたいと思います。また、文化や民族の違いに気づくということは、日本の文化や風習に意を注ぐ心の育成にもつながると思いますし、日本人としてのアイデンティティを養う上で有効なものだというふうに考えております。

以上、6点でありますけれども、ネイティブのALTと今後かかわり、それから先生方のご指導なども大きく影響するとは考えるわけではありますが、小学校でありますので、さまざまな学びの素地の育成、そのこと、またはほかの教育活動との関連なども踏まえ、英語教育に限らず子供の教育、育成をどう体系化していくのか、小学校とともに研究してまいりたいというふうに考えております。

最後になりますが、お願いであります。今お話ししたように、これからの重要な大事な検討、研究課題でありますので、このような方法があるよというようなお考えとかご提案がありましたら、ぜひお教えいただきたいと思います。

以上、長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） ありがとうございます。

32年度からの義務化というのは、いわゆる学習指導要領に基づいたプログラムが組まれる

と思いますので、ぜひALTを使った、村の大事なお金を使った一つ私はいいいことだと思いますので、朝日村流の、ほかの自治体とは差別化されたようなプログラムをぜひつくっていただければいいかと思います。

村長の村政の売り込みの一つで保育園無料化というのがあって、これが国にまたとられるから、本当に先取りされたことでよかったと思うんですが、次に朝日村は何だと、売りは。そこに英語教育なんていうのが絡んでくれば、非常におもしろい村づくりができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ500万円と言わず、多分500万円というのは一人に係る、またはそれ全部お勤めじゃないですよ。ですから、1人、2人完全に雇えるようなことで予算化されれば、私は非常にいいのではないかというふうに思います。

ぜひ朝日村流のプログラムをつくっていただくような努力をしていただきたいというふうに思います。

これで質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 小林議員の2問目の質問は終わりました。3問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 3問目ではありますが、これはもう要望です。ヘリポートの芝生化についてであります。

いよいよ役場新庁舎も竣工を迎えるに当たって、次のステップは、村長おっしゃられているようにヘリポートの建設だということだと思いますが、そこで、やはり多分防じん対策として何らかの手はとられると思うんですが、ぜひ、いい芝生じゃなくてもいいですから、芝生のヘリポートにさせていただいて、子供がそこで自由に遊べるように、またはそこでサッカーなんかできたらもっとうんと思うんですけれども、そんなことを今お願いするわけですが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、小林議員のヘリポートの芝生化についてのご質問でございますけれども、ヘリポートにつきましては、災害時に道路交通の寸断が予想されることから、被災時の情報収集や負傷者の救急搬送、また緊急輸送物資の搬送のための防災ヘリコプターの発着を想定しております。

また、平常時でございますけれども、傷病者の緊急搬送のためのドクターヘリの発着を行うものとして整備を計画しているものでございまして、新庁舎の駐車場東側の隣接地に平成31年度整備を行う予定でございます。

議員ご質問の芝生化をして子供たちの遊び場ということでございますけれども、松本広域消防局にも確認をしておりますけれども、現在ドクターヘリの着陸に当たっては、事前に消防署から役場に連絡がございまして、おりの場所の確認等しております。

今後も消防署から役場に連絡がありまして、着陸場所の確認をする手順を踏んでいきますけれども、今回、グラウンドのような場所とは違いまして、正式なヘリポートを設置した場合は、事前の連絡や確認が間に合わない場合でも、緊急を要して着陸をするケースが生じてくるということでございます。

ヘリポートを子供の遊び場として二次利用した場合は、緊急時に着陸できないおそれもあるほか、子供にも危険が及びます。ヘリポートはふだん人がいないという想定になるものでございまして、ヘリポートにつきましては立入禁止にする予定でございます。他の市町村におきましても同様の運用を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘幸君登壇〕

○8番（小林弘幸君） 現状をお伺いしました。私も質問するに当たって、ヘリポートについては若干調べました。今、総務課長の答弁されたようなちゃんとした固定化ではなくて、できるはずです。ですから、これも朝日村流でいいと思うんです。緊急といっても来てすぐというわけではありませんから、事前連絡で何かの方策をとれば安全は確保されるわけで、ぜひその辺も柔軟な考えで、一切立入禁止なんていうのは絶対にそぐわないと思いますので、ぜひその辺はもう少し考えを練っていただきたいというふうなことを思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（清沢正毅君） これで小林議員の一般質問は終わりました。

それでは、次の質問に入りますと昼食の時間を挟んでしまいますので、ちょっと早いです。次の質問に入る前に昼食の時間をとりたいと思いますので、これから昼食となります。

午後の開始は13時10分ということになりますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時10分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問、午後の部を開催をさせていただきます。

---

◇ 塩原 智恵美 君

○議長（清沢正毅君） それでは、次に、9番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

私は1つ質問をさせていただきます。

村の財政運営と平成30年度予算についてでございます。

村は平成29年度最終の補正予算案と平成30年度予算案をこの3月定例会に提出しました。補正予算は平成29年度最後を締めくくるもので、その主な内容は、公債費、これは借金の返済ですが、それが6億5,160万円を繰り上げ償還するというものです。これにより、平成29年度予算の姿が確定し、48億7,500万円になりました。

今年度は庁舎建設があったため、中村村政始まって以来最大級の予算規模となり、同時に6億5,160万円の繰り上げ償還も、村が自立計画を始めて以来10回の繰り上げ償還がありましたが、これも最高額です。借金返済の繰り上げ償還は、当初予算の公債費と合わせると10億円近くになり、予算総額の19.3%を占めます。さらに、庁舎建設予算と公債費を合わせた総額は23億円となり、予算全体の半分近くを占めるという特徴ある結果になりました。

一方で、平成30年度予算について、村の説明によると、年間を通した補正財源がないという非常に厳しい予算をうかがわせる内容でした。これらから以下、質問します。

1、実質公債費比率が健全な数字と伺っていますが、なぜ6億5,160万円の多額なお金を繰り上げ償還するのか。また、なぜこの数字なのか。

2、村は財政計画に従って仕事をしている。こうした多額の繰り上げ償還が発生する原因は何か。

3、平成30年度予算は補正財源のない中、どう運営するか。

4、平成30年度予算の主要事業を3点挙げ、その理由をお願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員ご質問の、村の財政運営と平成30年度予算についてということでお答えをさせていただきます。

まず最初に、実質公債費比率の関係でございますけれども、なぜ6億5,160万円、多額なお金を繰り上げ償還するのか、また、なぜこの数字なのかというご質問でございます。

本定例会に提案させていただいております繰り上げ償還につきましては、上條議員の質問でもお答えさせていただきましたが、地方債償還の負担割合を示す実質公債費比率が、平成28年度決算で県下77市町村の平均は6.0%となっております。当村は6.9%で、全県ではよいほうから37番目と健全な状況となっておりますが、単年度の比率で見ますと、昨年から1.0%上昇に転じまして7.4%となっております。今後の財政計画では10%を超える状況になる見通しであることから、地方債の繰り上げ償還を行い、後年度の地方債の償還額を抑制することによりまして、財政運営の健全化を図るものでございます。

また、なぜ6億5,160万円の多額なお金を繰り上げ償還するのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、財政計画では今後の実質公債費比率は10%を超える見通しとなっております。この要因につきましては、上條議員のご質問でもお話しさせていただきましたとおり、簡易水道事業、それと一般会計におきまして、大石原集落内道路、保育園、緑の体験館、コテージ、かたくりの里、向陽台の造成に伴う道路、また、上下水道整備、保育園周辺道路等、住民サービスのために必要なさまざまな建設事業が集中したためと捉えております。

実質公債費比率が高くなりますと、予算の中で地方債償還の負担割合が高くなりまして、ほかの予算を圧迫しますので、今回繰り上げ償還を行いまして、後年度予算における地方債償還額を抑制するためにこの繰り上げ償還を行っていくものでございます。

引き下げの目安としまして、現在県内の実質公債費比率の平均である6.0%を目安としまして、そこまで引き下げるために6億5,000万円の繰り上げ償還が必要となるものでございます。

また、どうして過去最大の規模になったかということでございますけれども、これにつき

ましては、地方債の交付税措置率が段階的に引き下げられてきておりまして、現在、地方単独事業債につきましては、以前主体的に活用しておりました地域総合整備事業債、こちらにつきましては交付税措置率が約6割弱、56%程度ございましたが、現在の地方単独事業債はおおむね20%から30%程度となりまして、村の負担割合が以前の倍になっている状況にございます。

また、道路土地改良などの公共事業関係の地方債である公共事業等債につきましても、以前は交付税措置が80%ございました。現在は20%ということで、村の負担割合は現在昔の4倍となっております。

また、簡易水道事業債につきましても、平成23年度以降の地方債の借り入れにつきましては、交付税措置から特別交付税措置に切りかえられておりまして、実質公債費比率の計算上は、交付税措置のないただの借金という状況になっているところでございます。

それぞれ地方債の交付税措置分が減っておりまして、村の負担分が増加しているため、以前に比べ多額の繰り上げ償還が必要になってきております。

続きまして、村は計画に従って仕事をしているのに、多額の繰り上げ償還がどうして発生するのかということがございますけれども、こうした多額の繰り上げ償還につきましては、村民の皆様に必要なさまざまな建設事業を行う際、財源を確保するために地方債を活用しております。

地方債につきましては、事業を実施する際に借り入れを行い、償還金の一定割合を国が交付税措置として支援していただける仕組みでございますけれども、この支援を受けるためには地方債の借り入れを行わなければならないようになっております。このため、ここ数年は、先ほども申しましたが、村民の皆様に必要な建設事業としまして大型の各種事業を行っております。そういった事業が集中したため、地方債の借り入れが増加したものでございます。

また、これまでの財政計画の中でも、実質公債費比率は9%まで増加する見込みは持っておりました。このため、平成26年度に2億2,000万円、平成27年度には7,000万円の繰り上げ償還をこれまでも実施してきております。

今後も村民の皆様に必要な建設事業等につきましては、財政計画の中で見込み、国の支援を受けるためには一旦地方債を借りなければならないことから、地方債を借り入れ、借金と預金のバランスや実質公債費比率その他の状況を見ながら繰り上げ償還を実施するということは、今後も発生するものだと捉えております。

続きまして、平成30年度予算は、補正財源のない中、どう運営するのかということござ

いますけれども、平成30年度の予算につきましては、開村130周年事業や各種計画の策定など臨時的な経費が多額になりまして、昨年度の予算のときには補正の財源として留保をしていた金額は、今年度につきましてはちょっと留保ができなかった状況があるということで、それがちょっと補正の財源が、予算の段階ではちょっと持っていないという説明をさせていただきました。

しかしながら、平成29年度、今年度からの繰越金も、これまでも通常実質収支比率で4%から5%程度は見込めるものでございまして、村の標準財政規模からいきますと繰越金も約1億円程度は見込めるものと思っております。

この繰越金でございますけれども、30年度予算には既に3,000万円計上させていただいてありまして、繰越金の半分は財政調整基金に積み立てなければならないとされております。それを差し引きましても数千万円の財源は出てくると思っております。

また、地方交付税につきましても、普通交付税はかたく見積もっておりますので、7月の算定時には一定の財源が見込まれるものと思いきし、特別交付税につきましても、予算書では3,000万円計上させていただいておりますが、例年1億円以上の特別交付税でございますので、7,000万円ほどの財源は見込めると思っております、そういったものが補正の財源になってくるものと考えております。

また、今回の3月補正でも、予算の精査におきまして約1億4,000万円の不用額がございました。今年度も予算の執行に関してはコスト削減に取り組み、こういった精査、不用額が残るような形で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、平成30年度予算の主要事業3点を挙げ、その理由はということでございますけれども、主要事業につきましては、当初予算説明会でも示させていただきましたとおり、総合計画の各分野ごと、各担当ごとにお示しをさせていただいております。行政は村づくりから福祉、建設、産業、教育、上下水道など多岐にわたっておりまして、それぞれの分野ごとに主要事業を定めさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 補正は財源は何とかなるだろうと、そんなふうな受けとめをいたしました。

村長にお尋ねします。

村長は議会や村民への説明に、財政を立て直し、健全財政であるとおっしゃっております。昨年9月の定例会における決算報告で示された財政の健全化を示す一つの指標、実質公債費比率、これは借金が村の財政にどのくらい負担になっているかを示す数字で、高くなればこれは厳しいということですが、これが6.9でした。先ほどの総務課長のお話のとおり、県平均は6という中でうちは6.9。国の基準は18%以下を健全としておりますので、村は健全です。この朝日村の実質公債費比率、今現在、平成28年度決算の時点ですが、朝日村は15%高い、そんな位置にあるわけなんです。

それで、ちなみに山形村は3.3、朝日村と人口や産業構造が似た団体を類似団体といますが、県下に12町村あり、この平均値は4.2です。この中の川上村は2.6です。この状況を村長はどのようにとられますか。

それと、健全財政であるという村長のお考えのことをご説明ください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま私が進めているこの村政、財政について、塩原議員の質問がありますが、大分ご心配をいただいておりますけれども、少なくとも私が就任したときは、全ての村の全てのいわゆる積立金が9億円しかありませんでした。その中で財政、塩原議員はよくわかりますが、財政状況の積立金がたった2億円しかなかった。役場の庁舎の積立金は、三村村政のときは5億6,000万円積んであったのに、私が村長に就任したときは4億円しかありませんでした。

そういう状況の中で、このまま前任者を引き継いでいけば、朝日はこれは完全に波田よりも早く、松本か塩尻かわかりませんが、どこかと合併しないと村はやっていけない。そういう中で、私としては、いろいろ私も前任の仕事の中で、いわゆる合併したところを全部見ていますから、合併してメリットは出ておりませんから、これはやはり自立を私は選びました。それでありますので、それから財政運営に力を入れたところであります。

そういった意味で、塩原議員いるときにも、いわゆる健全財政のために努力されたことは十分承知していますが、やはり一番大きいのは、後でまた質問がありますが、いわゆる有線放送テレビをテレビ松本に委譲したことであります。これは職員4人と大きな機器類を使って年間、いわゆる数千万円の予算を使っておりました。また、下水道、朝日村は下水道を早

く、長野県ではトップで普及しましたが、この小さな村に公共下水道と農業集落排水3カ所をつくって、ランニングコストが非常に高かった。これを1つにまとめ、これでは数字的には約2,000万円のいわゆる行財政改革をしました。そしてまた、スキー場、スキー場は私が就任したときはもう村のスキー場として存続は不可能だ、そういう時代に、私は提案説明でも申しあげましたが、そのまま行けない、行けない、いわゆる行けない、行けないでは、財布の中それでよくなるのか、私は新しい感覚で朝日村をつくろうの大原則で、そしてスキー場の指定管理者をし、そして今につながっているわけではありますが、そういう中で財政が一番問題であります。

でありますから、就任したときに、私が就任したときは実質公債費比率は22.4%、長野県の当時は81市町村のワースト4で、これは全然動きがとれなかった。でありますから、私は大なたを振るわせていただき、それには職員の協力がなければできませんから、まず職員の意識改革をしながら、職員とともにいわゆる健全化に向かって取り組んできたことが今までの経過であります。

でありますので、その中において現在、実質公債費比率だけが、今、今ですよ、今の中で実質公債費比率だけが健全財政かといえば、そうではないです。低ければいいというものではないです。それ以外に経常収支比率がどれなのか、ここを塩原議員は十分おわかりだと思いますが、実質公債費比率だけでその村のよさなんか比較できません。ただ借金がないだけだ。それよりも、経常収支比率が70%でいるのか80%でいるのか、この隣の市では九十何%です。これはもう完全に硬直した財政で、実質公債費比率は低くても何もものがない。それは大きな間違いなんです。財政を知っている人は、塩原議員はそのくらいのことは十分承知だと思いますが、でありますから、何が大事かという、実質公債費比率も大事ですが、経常収支比率がどれだけかによって、いかに投資するお金があるか、それが村づくりの大前提であります。それがまず一つであります、ということをご理解いただきたい。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 経常収支比率、そこは人件費が大きくかかります。そのことについては後で申し上げます。

私が申し上げたいのは、この6.9は健全だと思っていたんです。県下でワースト4と言われた、そのさつき村長がおっしゃった22.3、これ平成17年の数字です。よくここまで下げた

と評価しておりました。安心していました。ところが状況の変化、それがわかったのが昨年の12月議会です。村から示されたグラフにびっくりしたんです。そこに示されたのは、12月時点における実質公債費比率の将来見通しを示すグラフです。平成34年に12.8、ことしから4年間右肩上がりに上昇していくというグラフです。

ちなみに、12.8という数字は県下を調べたところワースト4です。同じなんです、17年と。数字は健全なので、なぜワースト4なのかと、私はこれが気になりました。

これは、ほかの自治体の行政運営は、借金をなるべくしないよう、箱物や道路、これらの投資事業を控えていることと、控えたことによって生じる余剰金を積み立てしています。それは今後の備えのためで、理由は人口減少による地方交付税、税収の収入不足、そしていつ起きるかわからない災害に対応するためとしています。このことは昨年11月、総務省が発表した基金の積み立て状況調べで確認ができます。

したがって、村のこの12.8は健全ですが、この数字の示す位置は県下のワースト4です。なぜこうなったか。先ほどから課長に聞いておりますが、なんで6億5,000万円の繰り上げ償還をしなければいけないのか、ここが問題です。

これから述べることは、村の財政運営のあり方を考える上で重要と思われれます。平成29年の最終予算の姿は48億7,500万円、庁舎と公債費合わせた数字が23億円、この2つだけの支出が予算全体の50%になったこと、これに気づいたときは危機感を持ちました。

ちなみに、村の予算は福祉や教育、消防など村民サービスのための多くの分野があり、投資事業と借金返済だけで予算の2分の1を占めるなんていうことはあり得ないです。

私はこうした姿を経験しています。平成14年の最終の予算でした。既に財政の硬直状態でした。当時の村は財政立て直しのため、職員の並々ならない努力でその翌年12月に自立計画を立て、その計画に従って着実に行政運営をしたと伺いました。事実その取り組みは過去の統計資料、これは決算統計の資料が総務省にアップされています。それで確認できます。具体的には、16年からの投資的経費は毎年1億円から2億円の範囲に抑えており、これにより借金も2億円以下という数字にあらわれています。こうして実行した投資事業を抑えた結果、自立計画期間の平成16年から24年の9年間、この間の借り上げ総額は14億6,000万円でした。ところが、投資事業が膨らみ始めたのが平成25年からです。

ちなみに、25年からは行財政改革プランが村にはない状態です。そこからここまでの5年間の借り上げ総額は25億円です。これを事業費に置きかえると、決算統計に出ています。道路や建物はこの5年間で49億円、その前の9年間は21億円です。これ単年度に換算しますと、

25年を境に、その前は2.3億円、その後は10億円です。この数字は私はどのように理解したらいいのかなと思いました。これまで村が自立計画をつくって忠実に村の財政の再建、立て直しに努力したのは何だったんだろうと。

これはすごく重要なことですが、健全な財政運営をするための物差しとしてプライマリーバランスがあります。これは財務省のホームページにアップされています。計算方式もあります。後で計算してもらえばわかります。その年の収入で1年間が賄えるかを見るものです。収入は借金と繰越金、繰入金を含まず、支出は公債費と積立金を外します。その結果、黒字となるような運営をすることですが、調べたところ、松本市、塩尻市、山形村、生坂村、青木村、川上村、そこは全て黒字でした。

私伺いました。プライマリーバランスは大事なことですかと。これは大前提だと。その年がどうやって賄えるか、基本中の基本だという答えが財政担当から返ってきました。この赤字になった理由、投資事業が多過ぎることを意味し、借金がふえたことになります。それで伺ったわけなんです、財政計画はどうなっていたんですかと。

このことについては課長のほうから答弁をいただきましたが、もう一度、簡単でいいです。この5年間の財政計画、村は持っていましたか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員の2回目のご質問でございますけれども、この5年間につきましても、財政計画については継続的につくっておりましたので、持っておりました。

それと、先ほどの実質公債費比率の12.8%という数字でございますけれども、それにつきましては、当初予算の説明のときにも話させていただきましたけれども、庁舎の関係の地方債をどうしても交付税を受けるために借りなければいけないということで、庁舎の関係につきましても、既に全ての事業に基金で持っておりますけれども、一旦はやはり起債を借りなければ国の交付税が受けられないということで、借りた場合の数値が12.8%になるものでございまして、庁舎の関係につきましても、基金にちゃんとその分のお金はとってありますので、そこまでの実質公債費比率は高くないということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど塩原議員の質問の中で、12.8のワースト4と22.3のワースト4は大きな違いがあるということを十分ご承知だと思います。要は、国は実質公債費比率が18%以上だと、村が新しい事業をするときに、借金については県・国のいわゆる許可が必要だと。いわゆる次の新しい事業ができないから、少なくとも18%以下に抑えていることが、いわゆる自力でできる市町村の実態であります。12.8%は18%以下ですから、そのワースト4と22.3のワースト4、ワースト4は同じだけれども中身は大きな違い、それを十分認識していただきたい。18%以下なら独自で、自分のところで新しい仕事に取り組める、そういうことであります。

そして今回、6億5,000万円のいわゆる繰り上げ償還につきましては、私が就任したころは繰り上げ償還する資金が一つもなかった。今は、先ほど課長が申し上げておりますが、20億円という金がありますから、十分6億5,000万円の繰り上げ償還ができる、それだけ財政力がついてきている、そういう理解をしていただきたい。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 積み立てのことにつきましても、ちょっと私は後で触れさせていただきます。

ちょっと6億5,000万円の繰り上げ償還のことについて、ちょっと考え方を伺います。これ総務課長に伺います。

村は村民生活のサービス水準を維持し、向上するために仕事をします。村民がある程度の満足するための仕事です。したがって、サービスの提供に影響が出るほどの投資事業は控えるのが当たり前のことなんです。12.8はワースト4、22はどうかというお話ありましたが、今はちょっと国の動き、地方の動き、その中における自治体です。そのことに大きく影響してきますので、ちょっとまた伺います。

県下の実質公債費比率が低いのは、そのことをちょっと申し上げますが、投資事業を厳選して、その上でさらに身の丈の規模にしているからです。今さら仕方がないことなんです、私は庁舎建設委員会で、その規模、それから事業費、そのことをちょっと訴えてきました。しかし、結果は、村民が当初わかっていた10億円が16億円になってしまった。これはもう仕

方のないことなんです、朝日村のような税収の少ない村がやはり投資事業をするには、先ほどの総務課長のとおりです。借金をします。財政負担を少なくするために、国が財政支援してくれる借金を探します。こうした借金はどんな意味があるのかなど。

今回の繰り上げ償還は、村が既に借りたお金をまとめて返す行為です。ここ数年の間、村は一部借金をして、先ほどのような投資をいたしました。完成した施設は10年間から30年にわたって村民が利用します。利用する間はその世代の村民が公平に負担する。また、ものをつくる時は一時的な出費があるため、この負担を平準化する。これが借金の機能とあります。事実、借入れ期間が施設の耐用年数に設定されています。今回の繰り上げ償還を認めるということは、今生きている私たちの税金が、将来担うべき世代の分まで全部負担することを意味します。

借金の持つ機能としての世代間負担の公平性、また税負担の平準化、このことについて当局の見解を求めます。

○議長（清沢正毅君） 当局の説明を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 塩原議員のご質問でございますけれども、まず、実質公債費比率の関係でございますけれども、朝日村につきましては、やはり特殊事情がございます、やはり下水道事業にかかわる実質公債費比率が高いということでございます。これはやはり下水道事業に早く取り組んだ、短期間に多額の投資をしたということがございすけれども、下水道事業債、下水道会計の実質公債費比率が全体に占めるものは6%でございます。下水道事業債につきましては全てが政府資金になっておりますので、繰り上げ償還ができません。ですので、実質公債費比率は6%以下には、朝日村はすることがなかなかできないものになっております。

そうすると、一般会計の借金をするなということになると、住民に必要な道路事業とかそういうものが一切できなくなります。そういうことはやはり住民サービスの低下になりますので、一旦はやはり一般会計でも借金の事業というのはやらなければいけないようになります。やるには、やはり先ほども言いました地方債を財源に利用するというのは通例ですので、それを利用して、やはり定期的に繰り上げ償還ということが必要になるということでご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 先ほど課長は、県の目標値、平均値を目標とすると。私が言いたいのは、特殊事情を抱えているなら、その特殊事情を抱えた財政運営をしなければいけないじゃないですかと。投資事業もそれに見合った財政運営をしない限り、県の平均値には絶対追いつかないです。

それで、先ほど基金の話がありました。この基金なんですが、今現在、財調基金は11億円あります。この貯金は、自立計画からの15年間、村民はサービスの低下をずっと我慢して積み上がったものです。サービスの低下とは何か。職員の減少です。村の職員は村民へのサービス提供のために働いています。目線は常に村民にあるはずですが、したがって、職員の減少が大きいことは、それだけ私たちの生活に与える影響も大きいです。

この15年間で36%減りました。平成15年から実施した自立計画は、平成24年を目標に約10%という計画でした。その後、削減はさらに進み、26%上乘せし、現在職員は48名です。こうした状況のもと、職員は日常業務が精いっぱい、国や県の新しい動きに対応するのは難しい状態になっています。

また、財調基金と庁舎の基金合わせて23億円、これ気づいたのはこうした理由で積み上がったものが大きいです。我慢の数字だと思います。特に庁舎の12億円は、村民の理解で積み上がったものだと思っています。

繰り上げ償還の話に戻りますが、こうやって築いてきた貯金を、今これだけの金額を繰り上げ償還するというのは、今の村民に、これまでずっと我慢してきた村民にさらに我慢をしろと言っていることと同じです。

私が思うのは、もうこのあたりで今を生きる村民の日常生活回復のために使ってもいいのではないかと。事実、西洗馬の各地区では、この3年間毎年同じ箇所の道路修繕などを出しておりますが、ずっと同じことの繰り返しをしております。恐らくほかの地区も同じかと思えます。今回の繰り上げ償還をしないで、今を生きる村民のために使ってもらおうということは、それをしないと恩恵を受けないまま人生を終わる人も出てくるわけなんです。

繰り上げ償還をしないもう一つの理由があります。それは借金体質からの脱却です。これを改善するためには、優先度の低い事業は中止しないと無理です。大きな投資をしては繰り上げ償還の繰り返しをするのは、根本的な治療になっていないです。残念なことに、平成30年は、これはもう無理だったのかなと思うんですが、返すお金よりも借りるお金のほうが多

いです。これではもうどうにもならないかなど。

平成30年は行財政改革プランをつくるとしています。村長、これ現状をどのように捉えてこの計画にどのように反映させていく考えているか。そこのところをもしお聞かせいただければお願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員は非常にせっぱ詰まった、これを聞いている村民から見ると、そんなに厳しいかなというように大分吹聴しているようですが、決してそうではありません。はっきりしておきます。

村は少なくとも毎年予算を組む前に、先ほど総務課長も言うておりましたが、先15年、20年の財政計画を立てながら、そして予算を組んでおりますが、その中にありまして、私がいつも頭にあるのは、これからは好きだとか嫌いにかかわらず人口は減っていきます。そうしますと、朝日村に入る村からの交付税、それから村民からいただく税金、これは減ります。ということは、勢い予算は縮小せざるを得ない。これははっきりしています。そういう中でどうするかというと、今、少なくとも村民サービスのための基盤、いわゆる社会資本の整備をしないと、今後はできなくなってしまう。私はそこに危機感を持っています。今、健全財政だけをやって後ろに送りますと、何もできなくなってしまう。

それから、塩原議員は職員を減らしたのがいけない、いけないと言った。それでは、その前まで、職員だけで、職員に給料を払っていただけで何もしなかった。それでいいですか。私は違います。職員をふやすことによって、現実には村が何も金がない、金がないといって職員給与だけ払っている、それは村民へのサービスではないんです。その考え方が一つ塩原議員とは違うようでありますから、もう一つ言うておきますが、私は村長に就任したときに、幾つもの声を聞いて、同じ人口規模で全国的に有名な下條村ですが、職員は38人。それでやっていますから、私はそこには行きませんでしたけれども、うちの職員何人かに視察に行ってい。視察に行ってきた、どうすれば工夫ができるか、それをさせていただいております。

そういう意味で、職員もそこでやる気が出てきながら、さりとて急に職員数を減らすわけにはいきませんから、そういう意味では、嘱託職員等もお願いしながら、今の社会の流れはいわゆる再雇用制度という理論もありますので、仕事のできるOBを協力していただいて進め

ているのが実態であります。これが村民サービスを維持する大前提です。

今、先ほどの議員と今回の議員は同じ、道路が何回も言っても道路だけの補修ができない。それだけが住民サービスではないんです。よく理解してほしい。住民サービスとは何か。非常に広いものです。そのことでは十分私は村民のために今まで投資をしながら、そして無駄な経費を省きながらやってきています。私は自信を持って村民の皆さんにこのことだけは言えます。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はありますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） ちょっとこれからのことを聞いていただきたいんですが、村政の運営で重要なのはもちろん国の動きです。村は国の法律のもとで仕事をしているので、国の動向は無視できません。こうした視点で全国の自治体が最重要課題で取り組んでいるのが、老朽化してきた公共施設、道路、先ほど言いました維持のことです。下水道、公民館、学校、この維持と管理です。これらの施設を今後も長く使うために、大規模な修繕や、場合によっては取り壊し、建てかえの検討する時期に今きています。けさの新聞にありました伊那市の取り組みです。これはまさにその取り組みです。

国は、こうした地方の公共施設について適正に管理することと、予測のつかない災害への防災、減災対策を喫緊に取り組むべき重要な課題だと位置づけています。そのため、こうしたことに対応する自治体に財政支援をしています。その支援の期限が33年なんです。あと3年後なんです。いまや地方自治体は、新たにつくるものを控え、古い施設の老朽化対策や災害の備えとなる防災対策、こちらへと大きくかじを切っています。しかし、国の財政支援を受けるには公共施設の個別計画を立てなければいけないんです。朝日村はことし策定する計画ですが、しっかりとした計画を早急につくり、国の支援があるうちにできる限り実施するよう強く望むところでございます。

こうした動きの中で、平成29年の繰り越し事業、平成30年予算の中には、まだ新しい道路をつくったり施設をつくろうとしています。例えば向陽台です。村長、一昨年的一般質問の答弁で、向陽台住民のための道路であると言いました。道路は多くの利用者がいて、地元の要望でつくるものであり、特定の人々のためにつくるものではないはずで。道路事業費は2億3,000万円、全て借金です。既に予算化してあるとはいえ、ことし取り組まなければい

けない事業でしょうか。この道路は昨年の主要事業でありました。ほとんど繰り越しとなっています。一部地権者が反対していると聞きました。もしこれが仮に、実施できるかどうか見通しが立たない、この中で、この道は思い切って中止して、かわりに防火水槽の新設工事に変えたらどうかと思っています。

防火水槽は各地区からの要望です。12基あります。ことしは4基を予算化しています。3年分を1年でやってあげる、このほうが地域住民の要望に沿った、しかも安心・安全につながる事業です。これは先ほど言っている国の喫緊の防災対策の事業です。70%の交付税もあります。しかも事業費が7,500万円、道路事業費の3分の1でできます。

次はゲストハウスです。事業費5,300万円のうち2,900万円は借金です。この施設の立地は、一部は県が指定する土砂災害特別警戒区域であり、先の見通し計画の示されない施設は優先度が高いとは思いません。また、国が地方に求めている喫緊の課題は古い施設です。ゲストハウスを建てようとしている御馬越地区には、緑の体験館どうするか、これはまだ議会には説明がありません。これから新しい施設の整備は、こうしたことから控えるべきです。

次に、当初予算に盛り込まれている130年です。この経費、先ほど上條議員からも質問がありました。村民の声が寄せられています。そんなにお金をかけなくていい。もったいないと。竣工祝いと130年記念事業、別にしなければいけないと説明がありました。でも、何とかまとめて1日でやれる工夫もあるはずです。それで留保財源がなくて、ことしの補正予算はないよというのは道理に合っているのかなと。

この30年は、村民生活にかかわる大事な計画、先ほど課長も言いました、10本あると。中でも特に大事なものは、今ちょっとすみません、投資的な話をずっとしてきたんですが、平成30年は大事な計画を立てなければいけないのが10本あると言っています。一番大事なものは総合計画です。来年からの10年間の村づくりどうするかという、そんな計画です。全庁を挙げて考えて構想案をつくり、村民で構成する審議会に何回かかけて、そして村民のためにつくる10年です。これ以外には行財政改革プラン、公共施設個別計画、下水道のストックマネジメント計画など、重要な計画づくりの1年がこの平成30年です。職員は繁忙をきわめます。少ない職員体制の中で、日常業務がいっぱいの中でこの計画をつくる。こうしたことから、130年の関連事業は簡潔にして、計画づくりに集中できる時間を確保していただきたいと。村長の見解を求めます。

以上、向陽台の道路、ゲストハウス、130年、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） まず、向陽台の心配であります、これは辺地債で行いますので、具体的には村が20%の、いいですか、2億3,000万円の20%です。20%でできますので、これ放っておきますとできなくなってしまう。しかも、向陽台は新興住宅地帯でありますから、ほとんどの人が勤め人であります。塩尻に行くか、松本に行くか。その人たちの利便性を図る、基盤整備を図ることは極めて大事なことで、そのように思っています。

それから、ゲストハウスですが、ゲストハウスについて、これにつきましては、やはり今の時代の中でいかに、地域のことを言うてはいけません、入りの皆さんの地域をいかに活性化するか。放っておいたら人がいなくなってしまう。今、御馬越地区でうんと喜ばれているのは、私が村長になってから、3世帯の新しい若者が住んだことによって子供の声が聞こえるようになった。常会にも出てきていただける。非常に活気が出始めました。そこにゲストハウスを今、いわゆる今、国でも民泊の話で議論されておりますが、そういうことで、いま一つここに加算をしたいということでもあります。

そういうことについて議員が、これは見解の相違ですから、幾ら言っても始まりませんが、私は必要だということで進めさせていただいております。

それから、開村130周年、これは1年しかありません。このことの内容につきましては、先ほど総務課長から上條議員に説明がありましたので、細かい点は省略しますが、130周年はまさに村民の130年の記念、その儀式、行事であります。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 考え方のやはり相違かもしれません。でも、これを聞いている村民がどのように解釈するのか、そこが大事だと思います。村民がどう解釈するか。

それから、新しい建物、道路、今3年という期限つきの中で、古い建物をどうする、道路をどうする、そういった中で、これ本当にやっていいんでしょうか。ちょっと考えることが大事ななと思います。

私は今回、議案の6億5,000万円という繰り上げ償還、このテーマで、過去を見、現在を見、将来のことも考える、そんな今回の一般質問になりました。その中で、平成30年度の予算の中で希望の持てるものが2つありました。

一つは圃場整備です。特に農地中山間管理機構の整備事業は、昨年5月の土地改良法改正に基づく新しい整備方法で、個人の負担を伴わないものです。恐らく県下でも取り組む箇所は少なく、先進的な取り組みであると思います。村の基幹産業である農業を今後末永く維持するために、いつでも誰でも耕せる環境を整えることは肝要です。しかもこの農業は収益をもたらします。将来の希望だと思えます。50年前の先人たちが整えてくれた古見原、西洗馬原、このように大いなる恩恵を未来にもたらず、そんなことを想像します。

もう一つは古見区の取り組みです。これは小さい予算ですが、地域の水路等の管理を地域の住民みずからが実行するというものです。古見区水と緑のプロジェクト協議会が3月10日設立され、平成30年から活動を開始するというので、地域のことは地域で解決していく、こういう行動に大いに期待を寄せます。

私たち議会はことし1年をもって任期を終わります。今後村から提案される内容、これを審議するに当たりまして、私は一つの物差しを使おうと思っています。それは、現在はもちろんです。20年後の村民たちにとって、これは負担になるのかならないのか、あるいは感謝されることなのかどうなのか、そんな物差しで判断をしていきたいと思っています。

今議会に提案をされている議案たくさんあります。これについてはしっかり審議していきたいと思っています。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） 次に、10番、林 邦宏議員。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は2問について質問させていただきます。

テレビ松本の株式取得について。

1月10日の議会全員協議会において、行政から口頭説明で、テレビ松本へ村からの投資について協議事項が提示されました。内容説明では、1株500円で2万株を、1,000万円の出資

をして、配当金は5.5%であるということでした。テレビ松本は総務省が実施している地域ケーブルテレビネットワーク整備事業に着手するため、朝日村も株主にならなければならないという説明でした。

現在、テレビ松本に加入しているのは2市2村で、松本市の出資額は2,500万円、塩尻市、山形村、各1,000万円です。当村では現在、テレビ松本に自主番組放送運営支援業務委託料1,344万6,000円とテレビ松本自主放送番組枠使用料51万9,000円を支払っている顧客です。村はかつてテレビ松本に業務委託の際、無償で現物譲渡しました光ファイバーケーブルや金属柱の伝送路設備や伝送機器類が2,890万円ほどであったと伺っております。

また、当村のテレビ松本への加入者数は1,492世帯中1,110世帯であり、未加入者は382世帯で、26%が未加入者です。多様化している若年層世帯のメディア対応には留意していかなければなりません。

村財政にも、たび重なる大型投資や、役場新庁舎の当初予算額10億円に対し1.7倍の17億円に達し、公債費比率の低減化を図るため、財政調整基金から繰り上げ償還が今議会の補正予算に計上されており、悪化し出した村財政下での基本姿勢は、第一には出費を抑える手だてしかありません。そこで提案ですが、身の丈に合った出資金であるべきと考えます。

現在、テレビ松本への加入世帯は2市2村で6万3,503世帯、当村の加入世帯は1,110世帯で1.7%となります。既に出資している松本、塩尻、山形の合計世帯は6万2,393世帯、取得株9万株、出資額4,500万円、1世帯の取得株は1.442株、出資額は721円となります。これを当村に適用させると、取得株1,600株、出資額80万310円となります。この出資額であれば未加入世帯の皆様にも了解していただけるのではないのでしょうか。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

2月19日に開催された理事者懇談会では、テレビ松本社長との口約束なる内容でしたが、積算根拠もない数値は到底認めるわけにはまいりません。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員のテレビ松本の株式取得の不信感でございますが、しっかり聞いていただきたいと思いますが、国は平成22年に法律を改正しまして、通信網の従来のアナログ通信からデジタル通信制度への変換を図りました。これによりまして、平成23年にテレビはデジタル化の放送となることによりまして、当村は放送開始の7月から、全家庭で受信

ができますよう、村営のA Y T有線テレビを株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに移譲し、村民サービスを図ってまいりました。このことは、単に、先ほど申し上げましたが、テレビ放送の譲渡だけでなく、財政再建の一環ともなっております。

一方、有線放送テレビの生い立ちは、国が高度情報化社会を迎えるに当たりまして、農山漁村に普及をして、国民全体の情報通信網社会を目指したところがございます。これらによりまして、当村は開村100周年を迎えます昭和63年に開局をし、運営をしてまいりましたが、バブル崩壊後の長引くデフレ社会、経済社会及び機器類の更新時を迎え、平成14年に通信回線、中継車等に7億円余の投資を行いました。実際には、先ほど議員も言いました光ファイバー化したこの回線は、公共施設以外、各家庭には役に立っていない現状であります。

このような経過の中で、先ほど申し上げましたが、平成23年にテレビ放送がデジタル化の移行することにより、村民の皆様が等しく受信できるようにするため、過去に朝日村の心証を害していた国の出先機関であります信越総合通信局及び県と協議を重ねまして、信越総合通信局とは平成14年の不審事を払拭して前進することができたことが実態であります。

これら有線放送テレビは、開局以来、全村民に映像によりまして周知が図れる重要なメディアとして親しまれてきたところがございます。当村と山形村、そして旧波田町は、町営、村営として運用してきた関係で、テレビ松本移行後も、当村と山形村は独自番組を持って身近な村民ニュースを、そして土曜、日曜には特別番組を、またJ Aの市況情報は文字放送で取り組んでいるところが現在であります。

平成23年にテレビ松本へ所有権の移譲をするに当たり、テレビ松本からは、他市村との関係で、株につきまして積極的に求めてほしい、株を持ってほしい、これを言われましたが、当時は財政の立て直し過程でありましたので、村政運営が軌道に乗るまで待っていただいたものでございます。さらに、視聴者の受信料につきましても、テレ松の料金は月2,400円でございますが、これに合わせてほしい、こういうことも言われておりましたけれども、村民の皆様方には移行前の受信料であります1,600円で現在に至っているところでございます。

そこで、株の取得について、受信率に見合う意見で、今まで株を持つことがいいじゃないかということでございますが、今申し上げたことを賢明な議員ならばおわかりいただけることと存じます。言うまでもなく、有線テレビの開局は村営でありまして、今後企業ベースでの運営に偏らないよう発言の確保が必要でありまして、株主会議では少数株の発言は通用しないのが実態であります。また、放送の取材委託料に今触れておりましたが、当村はA Y Tの建物、これを貸し付けておりますので、当村の負担金は実質1,000万円であります。

そのほか、A Y Tの加入状況も今触れておりましたが、テレ松移行時の加入者は1,157件、先ほども、議員からも本年度は1,110件でありました。現状では、戸数その後、新興住宅が216軒ふえておりますので、先ほどからご案内のとおり、この皆さんがなかなかテレ松、いわゆる有線放送を利用しない。そういうことがあって、加入率が現在74.4%になっているところでありまして、この皆さんのこれからの、いわゆる防災も含めながら、このことに関しては課題ということになります。

当時は、移行時期の加入率は91%でありました。一方、このたびテレビ松本が整備を始めましたこの構想は、災害時に対応ができるよう、幹線施設を初め各施設の堅牢、いわゆる強固なものにつくっていくということでありまして、先日の新聞報道では、木曾郡の6町村が歩調を合わせまして国へこの申請をしていく動きがあります。でありますので、これから朝日村が松本の株を持っていくには、恐らくその後になる可能性は出てきております。これが実態であります。

でありますから、株の購入につきまして、小さな株を持つなら持たないほうがいい。はっきりしております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、小さな株だったら持たないほうがいいとおっしゃっていますけれども、私、本当に持たなくて済むならばそれが一番よろしいんじゃないかと思えます。私もやはり株投資するためには、それ相応のやはり企業さんの企業会計もしくは企業実態というのを十分に把握しなくてはいけないなというような形で私なりに把握したつもりなんですけれども、やはりテレビ松本さんは、やはり基本的には自社の自主放送と、それからNHK、それから各大手のテレビ番組をそのまま流しているというような形で、そちらのほうが比率が高いんじゃないかなと思います。

そして、もう一つは、やはり要するに、通称で言うと受信のできない、もしくは非常に難視聴地域というんですか、そういう場所がやはり占めていて、事が起きれば莫大な復旧費用とかもろもろがかかって、やはり俗にいう装置産業的な要素も絡んでいると。ただ、救われるのは、松本市、それから塩尻市、それから山形村、朝日村の、現在はそういうところの自治体が支えていますから、最小限度、一般企業で言えば経常経費的なものは賄っておられる

んじゃないかなと思います。

そんなことで、やはり持たなければいいなら持たないのが私はいいと思いますし、やはり持つのなら、やはり現在26%の全然未加入の方、それからもう一つはやはり新興住宅の方が、やはりこれに対しては、やはり非常にメディアに対する嗜好性が全く私どもの世代とは異なっていて、それ相応の対応をしているというのも実態でして、その辺も十分に今後把握していて、その人たちがやはり納得のいくような、やはりそれに対する行政活動はしていかななくてはいけないんじゃないかなと思っております。

それから、あとお伺いしたいのは、やはりもし当初、村長が提案されていた平成20年ごろにそういう状況があったらば、ぜひ私ども議員にもそれを打診していただいて、そして突如ああいう状態でない、議会とやはり行政は二輪という言葉掲げておりますけれども、ぜひそうあってほしいなというふうに私は思います。

そんなことで、やはりこれからの対応については、どうしてもやはりこれを取り下げるのか取り下げないのか、その辺もありますし、もう一つは、どうしてもするならば、やはりその背景が今の説明で私はやはり納得できません。その辺を含めて、再度その辺については説明いただければと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど朝日村の有線放送につきまして細かくお話ししましたので、それを聞いていただければ賢明な林議員なら理解できると思いますが、少なくともこれは村営としてスタートし、村民にしっかり利用された。それがたまたまこういう社会情勢の中で、村として運営できなくなったのでテレビ松本に移行した。年間5,000万円、6,000万円かかったものが1,000万円上がるんですよ。これがなぜいけないか、私には理解ができません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 委託料で1,300万円支払っていますから、私はそれで、私どもがやはりテレビ松本さんにそういう業務委託していますから、私どもはお客だというふうに私は理解しております。

そんなことで、なぜと言われると、別に今までの確かにA Y T絡みで従事していた職員さん4名減り、そして年間何千万円というのが経費の節約になったのは、それはやはりそのときの対応の仕方がよかったというふうに私は評価しています。だから、それだから今、なぜそこで投資しなければいけないというのにはつながらないんじゃないかというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、質問はどんな内容で、今。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） ですから、当初私が村長にただした村長の政治姿勢は、民間に投資するときには先々のことを考え、それから極めて慎重に対応しなくてはいけないと、その言葉がずっと残っております。それで、やはりそれには、やはり投資するにはやはりそれ相応の、分相応の投資でよろしいのではなかろうかと、そのように理解しておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員と話をしていると、もとに戻って先に進んでいかない。私の答弁も聞いてから質問してほしい。まずそれをお願いします。

それについてはもう既に先ほど話してありますから、くどくは言いませんが、スタートは村の有線放送ですよ。それを理解していればこんな質問は出ないはずですよ。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） いずれにしても、もろもろの情勢の中では、やはり私はやはり分相応の出資でよろしいのではないかなと、そのように理解していますから、これは幾らやっても水かけ論になる可能性もあるものですから、この質問はこれで閉じたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2問目は、ちょっとお手元に配付してある資料ございますけれども、

村民の皆さんから問い合わせに回答できなかった内容です。これについて説明したいと思います。

役場新庁舎使用木材の歩どまり、できばえは。

間もなく新庁舎も竣工となり、理事者が唱えておられた100年の計、新築事業も完了を迎える運びとなりました。村有面積の87%の山林から伐採、搬出されたカラマツは、信州型接着重ねばりや集成材厚板パネルに加工され、はりやスラブ、厚板パネル壁柱工法によって活用され、主要カラマツ材は、三区生産森林組合、西洗馬生産森林組合、古見区、入二区山林から約2,000立米が伐採、搬出され加工されたと聞いております。

また、村民の皆さんから寄贈されたヒノキ、カラマツ、ケヤキ、松、クリ、イチイ、杉などの樹木がそれぞれの箇所利用されたことでしょうか。そこでお伺いします。

1 としまして、約2,000立米のカラマツ材の歩どまり。

2 番目としまして、寄贈木、ヒノキ、カラマツ、ケヤキ、松、クリ、イチイ、杉等の歩どまり。

3 としまして、製作家具類のできばえ評価は。象徴木等のできばえ評価。

最後に、庁舎全体の評価。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員の新庁舎のできばえ等の評価、3、4、5につきましては、私としましては、村の責任者として100年の計のために最善を尽くしたつもりであります。これは、どういう思いで取り組んだかといいますと、この際申し上げますが、現在の朝日村役場が、昭和11年に現在のものをつくりました。この近隣の洗馬、当時は洗馬村、今井村、山形村、その役場庁舎は学校づくりの庁舎でありました。この山の朝日だけがあのモダンな今の現在の役場庁舎であります。ということは、当時の村長を初め村民のリーダーの皆さんが最高で最善を尽くして取り組んだ、その心意気は私は十分持たなければいけない。

しかも、いま一つ、朝日村は戦後丸裸になりました。朝日村の山の87%の山林は丸裸になり、いわゆる昭和20年の8月終戦のその年の秋に大水害を起こして、人命までいかれています。そのために、朝日の山に積極的に毎年植林をし、これは県の指導もあってカラマツだったんですが、今になっています。そうしますと、そのときに植林をし、汗をかいて育林をし

たその皆さんの気持ちも察してつくるべきだと、それが私も思いでありました。

でありますから、現在の役場庁舎をつくった先人の思い、そして朝日村の山をつくった先人の思い、これを拝して100年の計の役場をつくらせていただきました。最善を尽くしたつもりであります。評価については村民の皆さんがする仕事であります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうからは、林議員ご質問のカラマツ材、それとご寄附いただきました寄贈木の歩どまりの関係をお答えさせていただきたいと思っております。

なお、数字につきましては、現在精査している段階でございますので、概算でお答えをさせていただきますと思います。

初めに、構造材に用いたカラマツでございますけれども、議員おっしゃられますように、3区、西洗馬生産森林組合、それと古見区、入二区、それと村有林から丸太で約2,300立米調達をしております。この構造材の丸太につきましては、最初に集成材用のラミナ材と呼ばれるひき板に加工して乾燥を行います。この時点の材積は約820立米でございました。

歩どまりにつきましては、通常約42%のところ、約35%でございます。このときのロスは、製材による端材のほか、腐れ、虫食い、割れ、反り、曲がりによる不良材によるものでございまして、ロス材につきましてはチップ等にされ再利用されております。歩どまりが通常より低かったのは、丸太の調達時に、口径など一定の規格をそろえるのが難しかった点が考えられております。

次に、このラミナ材を張り合わせて集成材に加工いたしますが、集成材の材積は430立米となっております。このときの歩どまりは、丸太から換算しますと、通常約24%のところ約20%となっております、通常より若干下回る結果となっております。このときのロスは、強度が低いもの、それと集成材に加工してからのプレカットによるものでございます。

歩どまりが最終的に標準を下回った要因としましては、集成材を加工する場合に、ラミナ材の強度を1枚1枚測定をしまして、5段階に分類をしてから張り合わせを行います。そのときに、強度の弱いラミナ材と強度の強いラミナ材を組み合わせて張り合わせる方法と、同一の強度のラミナ材を張り合わせる方法がございまして、役場新庁舎におきましては、構造計算上、同一の等級、それも一番強度のあるラミナ材を張り合わせた集成材が求められており

ましたので、歩どまりも通常よりは低くなったと考察をしております。

また、この強度不足で使用できなかったラミナ材につきましては約110立米ございまして、これにつきましては村の倉庫へ運び、今後利活用する予定でおります。

続きまして、寄贈木の歩どまりでございますけれども、寄贈木につきましては、8人の個人、2つの団体からそれぞれケヤキ、天然カラマツ、アカマツ、杉、イチイ、クリの7種類の古木をご寄附いただいております。このうち推定樹齢300年、160年の2本のヒノキにつきましては、交流ホールへ丸太のまま象徴木として使用し、二番玉は玄関アプローチの柱として使用をしております。

また、そのほかのヒノキ、アカマツ、杉、イチイ、クリは、無垢の板材としまして応接室や相談室、会議室の内装の仕上げ材に使用をしております。ケヤキ、天然カラマツにつきましては、0.3ミリに薄くひいて合板と張り合わせる突き板加工にしまして、村民ホール、また応接室の内装材として利用しております。

また、余った材につきましても、応接室や相談室の椅子、また机の材料として、寄附していただいた材を余すことなく使用しております。寄附木につきましては材積も少量であったため、歩どまりは算出をしておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、お聞きしたいのは、最終的にカラマツの使用、ボリュームが2,300立米になったと。そんなことで、それをラミナ材にして対応したならば110立米余ったということで、これはたまたま、私の記憶だと10月ごろだと思うんですけども、クラフト体験館の広場にブルーシート、それからクラフト体験館の土手下の広場に同じくブルーシートがかかっていますけれども、それを称しておっしゃるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員のご質問でございますけれども、古木の残った材料等につきましては、林議員おっしゃられますように、クラフト体験館のほうに運びまして保管をしている状況でございますので、よろしくお願したいと思っております。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） そのラミナ材なんですけれども、その110立米とボリュームが結構あると思います。やはり貴重な村の財源で対応していますから、ぜひ、今の状態でいきますと、やはり劣化、もしくはやはり将来使えなくなる可能性もありますから、やはりしかるべきところでやはり保存していただきたいなと思います。

それとあと、貴重な村民の皆さんからのご厚意で寄贈していただいた、聞いた範囲ではわかりましたけれども、まだ、例えばここで7番目に載っていますイチイとかクリとか杉とか松はどういうところに使われたのか、その辺は教えていただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 林議員ご質問のイチイ、クリ、杉の使用方法ということでございますけれども、最初に、イチイにつきましては村長室、それと村長応接室の柱に突き板という形で、つけ柱という形で使用をさせていただいております。クリにつきましては教育長応接室でございます、の壁に使用させていただいております。杉につきましては1階の相談室、それと2階でございます会議室の内装材ということで、壁に使用させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） あと、立派な樹齡300年のヒノキがホールに据わっているわけなんですけれども、私本当はもっと近時に見させていただければよかったんですけれども、当時、昨年12月20日、当議会の最終日の視察で見させていただいたときの感覚なんですけれども、確かにすばらしい巨木のヒノキが2本立っておりました。

そこで私、やはり私の概念ですと、磨き丸太というのはこうあるべきだというのが、私もかつては自分でやったことがあるものですから、そう思っているんですが、まず、その磨き丸太の大きさに関しては非常にすばらしいなと思ひました。そして、その加工方法も、やは

り多分あれは当然そういう目的でやっているでしょうから、大型クレーンでつり上げて、つり上げ伐採をして、やはり傷をつけないように対応したんじゃないかなと、そう思っております。ところが、傷はないんですけども、肝心なところに方々にひび割れ傷が走っているということで、いい素材が本当に価値を損ねているような形で残念だなというのがまず一つです。

それと、もう一つは、やはり丸太の木をああいいう形のところに据えるというならば、やはりそういう計画のもとに当然やったと思われるんですけども、やはり根張りのところ、根張りというのは立木が立っていて、ずっとこうなっていく、ここのことをおっしゃるんですけども、ここのところがこういうスパッとちょん切つてあると。私は、あれがやはりその素材のよさをもう本当に損なっていると。だから、その辺は本当にそれなりきのもので、寄進者に対して、やはりそれをいい場所にちゃんとそれを建てつけて、そしてやろうという、そういう思いであったと思われるんですけども、なぜそんな方法になったのか、その辺が非常に不可解というのか、せっきくの費用をかけてやっているにもかかわらず、ひびが入ったり、それから根張りのところがやはり途中で、早く言えば鳥の尻尾をむしったような形で中途半端になっていると。本当に素材のよさを損なっているというような感じを受けているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 林議員がどれだけ木材に見識があるか私は知りませんが、立木は必ず生きていますから、ひび割れが入ります。朝日のこの象徴木のヒノキ大小、非常に全国の中では少ない。まだ1年ですからこれから入るかもしれません。生き物です、はっきり言って。それから、根張りと言いますが、あれは見解の相違です。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、根張りは見解の相違だというお答えだったんですけども、やはり立木で、しかも丸太で見せるということになりますと、やはり本来はしわしわの入った、特にヒノキ独特のよさをやはり見せるのが私は筋ではないかと。もしあれが見せないならば、

もうもっと上で切断してやったほうがやはりよかったんじゃないかなというふうに、これは私の思いであるし、やはりこれをどのように皆さんが、先ほど村民が評価することだとおっしゃっていましたがけれども、やはりその辺についてはそれぞれの価値観、もしくは見解の相違もあるかもしれませんが、そんなところで、基本的にはやはりそれなりきの費用を投じて対応していますから、やはりその辺については十分にそういう計画性を持ってやったら、そういうことは多少なりとも防げたんじゃないかなと。

特に私の思っているのは、やはり適正な伐採の時期に伐採したかということにもやはりクエスチョンが残ります。普通ですと、やはりそういう磨き丸太にするのはやはり11月下旬ぐらいから12月ぐらいのところが伐採適齢期で、やはり樹木が休眠状態に入って全く水分を吸い上げない状態、そして伐採した時期は、やはりしっかりと水分をもう完全に活動期に入って、地中から水分なり養分を吸い上げていて、それを伐採したからやはり突如としてそういうストレスがひび割れとして出てきたんじゃないかなと。

実際、普通でいけばしっかりと背割れをして、そのひび割れが方々に発生しないような措置を講じているのもあるんですけども、やはりそれだけでは対応できずにそうなってしまったんじゃないかなと。これは私の思いであって、それは実際木に聞いてみないとわからないかもしれませんが、やはり伐採時期に関しては、やはり的確でなかったのではなかろうかなというのは私の感覚というのか、見解です。

それに対して、そういう意味合いのことを2月の西洗馬生産森林組合の来賓の挨拶で村長はされておりましたから、やはり村長のその対応の思いと、実際やられた時点においては差が少し、やはり温度差があるかなと、そんなような感じで今の質問は申し上げましたけれども、そんなところですけども、いかがですか、それに関しては。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 伐採の時期は、議員おっしゃる前に私のほうが十分承知していますので、まさにいわゆる冬の間に切っております。それはご理解いただきたい。いいですか、朝日村が山の神を10月17日になぜやるか。よそは1月17日にやっています、山形は。山の神のスタートは1月ですから、新年の。朝日はかつて山が隆盛だった、いわゆる木材が隆盛のときは1月17日と10月17日にやっています。10月17日はなぜやるか。いわゆる木材を用材として利用するには、それから冬に入ってそのときに伐採をする。そのくらいのこと私は十分承知していますので、ご理解いただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） そういうことでもあなってしまったというなら、それはやはり木は生き物だという理解をせざるを得ないなと思います。

以上をもちましてこの質問は終了します。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

---

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は2問、質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。新役場庁舎附属の店舗についてということでお願いをいたします。

新役場庁舎もいよいよ完成間近となり、村民の期待は大きなものがあります。工事も順調に進み、予定どおりの竣工となると聞き安堵いたしております。

さて、問題は附属の店舗の進捗と中身であります。村民の中には、ビッグさんがコンビニを始めるとか、ATM等のサービス機能が充実しそうだとか、過度な期待すら抱いておるのが事実です。村内からJA以外の店舗が消えて久しい中、その期待はもつともだと思えます。

いずれにしましても、この機会に、今までのといたしますか、買い物弱者、買い物難民を出さないように、村民の期待に近づける努力が必要だと思えます。

そこで、今現在、テナント業者、また庁舎と店舗の間の空きスペースの販売所の運営等、当局の構想、現在の進捗状況等をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員ご質問の新庁舎に併設する店舗についてでございます。

新庁舎への店舗の設置につきましては、第5次総合計画策定のアンケート調査で、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の暮らしの利便性の向上の、身近で買い物のできる環境づくりというところの部分で、村民の皆様から要望が多かった買い物の便の向上と来庁者の利便性を高めることを目的として設置が進められております。

出店者の決定に当たりましては、まずはJ A松本ハイランド農協に出店の意向確認を行い、出店の意向がないことを確認させていただいた後、平成28年1月に公募を行っております。その結果、期間中に要望がありました1社につきまして、同年2月にプレゼンテーションを実施をしまして、審査の結果、県内でスーパーマーケット運営を主力として営業されておりますマックスバリュ長野株式会社を出店事業者として決定をしております。

当時、この出店事業者からは、コンビニ程度の品ぞろえに加え、ディスカウントの要素を備えたミニスーパーマーケットとしての店舗づくりを提案をいただいているところでございます。

そこで、議員ご質問の店舗の運営と進捗状況についてでございますが、マックスバリュ長野の出店にあっては、昨年8月に出店事業者の協力依頼を受けまして、主要公共施設に売店の運営や品ぞろえに関するアンケート用紙を設置をさせていただきましてニーズ調査をした上で、利用者ファーストとなる店舗運営となるよう協議を重ねてきております。出店事業者にとっても、小規模店舗ということで新たな取り組みに挑戦する面もございますので、経営面や運営面を考慮しながら、一定のサービス提供の確保と、安定、持続的な店舗運営が行える体制が整うよう調整しているところでございます。

現在、最終協定に向けまして調整中ですので、明言は避けさせていただきたいと思っておりますが、品ぞろえとしましては、食品、それと加工食品、飲料、弁当、おにぎり、惣菜、生活雑貨などを予定しておりまして、酒、たばこ、冷凍食品の販売はしない予定でございます。そのほか、店舗内に地元野菜等の販売スペース、それとイトインコーナーを設ける予定になっております。

また、店舗内のATM機の設置につきましては、出店事業者の系列銀行の審査が通らなかったため、設置は予定をしております。

なお、庁舎棟と店舗棟の間のテラスの空間につきましては、飲食スペースとして、また店

頭販売やフリーマーケット、マルシェなどの出店スペースとして、多目的に使用ができるのではないかと考えております。

いずれにしましても、店舗サービスの充実には利用率の向上が不可欠ですので、出店した際には多くの方に利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ただいま出店業者との話し合いの中でというのか、規制の関係かですが、酒、たばこ、冷凍食品は置かないということは、これは出店者の意向というのか、こちらの希望ではないということでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 高橋議員のご質問でございますけれども、まず、酒につきましては、出店事業者のほうで新たな販売許可が税務署のほうからおりないということでのものがございます。あと、たばこ、冷凍食品等につきましては、やはり運営上の理由で販売ができないという事業者からのものがございます。こちらからはやはりお願いをしてございましたけれども、事業者側の現在は意向ということになっております。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） あと、ちょっと細かい部分ですが、開店日とか、それからテナント契約というのは何年になるのか。その他、店舗外の出店業者というんですかグループというのか、そういった人たちに対する営業というのか、出店条件みたいなものはありますか。お聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 高橋議員の先ほどのご質問でございますけれども、出店契約の年数と、あとほかの方たちの出店条件等につきましても、今双方で協議を行って

いることをごさいますて、最終的に協定になるわけをごさいますけれども、今協議中をごさいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はごさいますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 店舗の中は、これはもう出店業者の裁量と申しますか、思いと申しますか、にかかってくるわけですが、店舗外と申しますか、空きスペース、この辺をどの程度、ほかの業者と申しますかができるかという面でちょっとお聞きたいたいんですが、例えば観光協会が発足をしまして、協会がストレートにというわけではないんですが、そこで出店する、そんなときに、中小農家の皆さんの農林産物と申しますか、その出荷の場所になって、村民の期待に十分応えられる、むしろそちらのほうが期待が大きいのではないかという部分もあります。

従来と申しますか、今まで朝日村は産地でありながら、例えばマツタケとか山菜とか、小売りとして買う場所がないというような不満の声も村民の中からはあったわけで、せっかくこんないい場所と申しますか、あるわけですから、その辺はこれから、今協議中だと思ひますが、そこで展開していただくグループなりとの協議の中で、十分運営できるように配慮をしていただければと思ひます。

以上で1問目は終わります。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） それでは、2問目の質問をお願いします。

健康村復活のための施策についてということでお尋ねをいたします。

国を挙げて医療費の削減に向け種々の施策があり、当村の担当課においてもきめ細かな努力をされていることは承知をしております。当村では、かつて村民の健康増進のため、村を挙げて朝日村健康村建設活動に取り組み、大きな成果を上げたことはご承知のとおりであります。現在は朝日村健康村推進協議会として、村内外の医療界の専門家を交えて取り組み、村民の健康増進、特に国民健康保険該当者の健康診断受診率を上げる努力をし、徐々にその成果も見られるようになりました。しかしながら、国の示す努力目標60%はまだハードルが高く、今後の課題であると思ひます。

当村の担当課の努力は認めるところですが、いま一つインパクトに欠け、アピール不足があるように思います。村の各種団体に働きかけて、いま一度健康村復活の大々的なキャンペーンを打って出るのはいかがでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） それでは、高橋議員の2番目のご質問の健康村復活のための施策につきましてお答えさせていただきます。

初めに、課題の特定健診受診率の現状につきましてお答えさせていただきます。

国は、日本人の死亡原因の約6割を占めます生活習慣病、以前は成人病とも言われていましたが、高血圧、糖尿病、脳卒中、心臓病など、生活習慣に深くかかわる病気の予防のために、健康保険法を改正して、平成20年度より40歳から74歳を対象として、内臓脂肪の蓄積による高血圧、高血糖、脂質異常などが複数起きている状態をメタボリックシンドロームといい、このメタボリックシンドロームに着目をした健診を、それぞれの社会保険、共済組合、国保などの保険者が実施者となり、加入者ごとに健診を実施するようになりました。この健診を特定健診といいます。

朝日村も保険者として、国保加入の40歳から74歳の方が対象となり、特定健診受診率を計算しております。朝日村の受診率は平成28年度49.2%で、国の目標値であります60%には達していません。この事業の開始のころは39%台と大変低く、広報や告知放送、集団健診の土曜日、日曜日の実施、がん検診と同日受診などを行ってきました。さらに、かかりつけ医でも健診が受けられますように、県医師会と契約を結ぶなど、受診医療機関の拡大を実施してまいりました。

今年度につきましても、受診率を上げるために電話にて個別勧奨を行い、既に病院や事業所で健診を受けている53人の方より結果の提供をいただきました。また、集団や個別健診への受診勧奨ができ、66人の方から健診を受けていただくことができ、一定の効果があったのではないかと考えております。

しかし、健診を受けない、病院等で受けているが結果を提供できないというお答えをいただいた方が208人いらっしゃいました。この方々の半数が受けていただくことができれば12%受診率が上がり、目標の60%達成となります。

この208人の方には一人でも多く受けていただくために、30年度はさらなる電話での受診

勸奨、そして例年実施しています訪問など、個別に介入して、その方の健康状態、家庭の状況などを伺いながら健診を勧めます。また、結果提供ができない医療機関へ、ご本人の了解をいただき、担当者がお願いすることなどが健診受診率上昇に効果があると考えております。

また、保健補導員の皆様から、健診の申込書の通知の配布及び回収の際に、健診受診へのお声がけをいただいております。補導員の皆様のご協力も大きな力となっております。

このような取り組みは地道ではありますが、現にこのような取り組みで60%以上を保っている市町村もあります。高橋議員のご提案のように、キャンペーン等も有効なこととは思いますが、個々に対応させていただくことも重要なことと考えております。

このような取り組みは、朝日村国保に加入されている40歳から74歳の方が対象ですが、村民は国保加入者だけではありません。全ての村民の健康を守ることが健康づくり担当の役割であり、健康村事業となります。そこで、来年度から、村民に余りなじまなかったアポプレキシー事業から、生涯元気でいられる体づくりを目指して、村民の皆様がイメージしやすい生涯現役の体づくり事業としまして5年ごとの10年計画を策定し、毎年テーマを決め、そのテーマを中心に取り組みをしてまいります。

1年目であります30年度は、特定健診や若者、高齢者の循環器健診とがん検診の受診率の上昇を目指します。取り組みとしまして、個別勸奨の充実、そして30歳の方に加え40歳と50歳の方のがん検診の無料化、75歳以上の方の人間ドックの補助金の増額を実施いたします。また、公民館と共催して、運動や食事などの健康教室の開催、地区長の皆様にご協力をいただき、地区健康出前講座の開催も行います。

30年度以降につきましては、30年度の実施の事業に加えまして、テーマに沿った腎臓、心臓、糖尿病等の講演会や喫煙対策や減塩の調査等も実施してまいります。

講演会等につきましては、多くの皆様に関心を寄せていただける講師等も検討させていただきたいと思っております。そして、引き続き広報、回覧板、ホームページ等での周知もしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 先月、松本市の例ですが、国保加入者対象の特定健診の受診者と未受診者の平均的医療費というのが載っておりました。それによりますと、やはり未受診者の医

療費というのは受診者より1万2,000円ぐらい高かったと。県平均で見ても受診者1万3,000円、未受診者2万8,000円というような数字が出ております。多分村でもそのような結果が出てくると思います。

受診しない人が生活習慣病を改善するきっかけがないまま健康状態を悪化させる、重症化しないように、自分たちの周りの人に、こういったような話題も含めて、それと、特に当村の人間ドックの助成金というような話題も含めながら、健康の話を意識的に広げていく努力をしなくてはならないと。私はたまたま社会文教のほうでこの健康村の建設といたしますか、推進協議会のメンバーでありますので、特にその辺、広める、啓蒙していく、その一員として、ある意味責任も感じながら、今後ちょっとそんなお手伝いを微力ながらしていきたいなというふうに思っております。

それから、朝日村は野菜の一大産地である。しかし村民がどのくらい野菜を食べているかと、ちょっと未知数の部分もあります。ここよく最近、テレビとかいろいろな話題の中で、何々を全国一食べる県はどこというような番組がたまにあります。長野県は野菜を食する上位の県であることは間違いないんですが、特に、先ほど私キャンペーンと言った、こちらちょっとパフォーマンスになるかもしれませんが、朝日村は本当にレタス、キャベツの産地であるんですけども、非常に大量に食べる村民であるというようなところも、今までありました3010運動のような、そんな話題ではないんですが、そういったちょっと話題性のある運動も必要ではないかなというふうに思います。野菜の消費の拡大につながれば、村の農家の経済的効果が大きいというふうに思います。こんなキャンペーンということでの考えもありますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 高橋議員よりいろいろご提案をいただきましてありがとうございます。また、ご支援をいただいて、ご協力いただけるということで大変心強く思っております。よろしく願いいたします。

先ほどの特定健診の受けた方、受けない方の治療費につきまして、ちょっと若干手元に資料がありますので、お話をさせていただいて、参考にさせていただければと思います。

平成28年ですけれども、特定健診を受けた方の生活習慣病の治療費といたしまして、受けた方は9,834円、受けなかった方は2万4,669円ということで、倍以上治療費がかかっている

ということで、特定健診の健診を受けていただくこと、そして治療をしていただくことはとても医療費の削減につながるというふうに思っておりますので、その辺もまた含めてPRのほうはしていきたいと思えます。

先ほど野菜の消費につきまして、拡大のキャンペーン等というふうなお話もありました。そのお話も参考にさせていただきながら、これからもっと健康村に向けて職員一丸となって推進していきたいと思えます。またご支援のほうをいただければと思えます。よろしく願います。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） ありがとうございます。

いずれにしても、健康にやはり注意しなくてはならないと。同僚議員も村の健診でチェックする部分が見つかったというようなこともありますので、私らも、村民の健康はもちろんですが、自分たちに置きかえながら健康村復活のために頑張っていきたいと思えます。

以上で質問を終わりにさせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで高橋廣美議員の質問は終わりました。

少し長いようですから、休憩を入れたいということで、では3時15分まで休憩させていただきますので、よろしく願います。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問に入ります。

---

◇ 中 村 賢 郎 君

○議長（清沢正毅君） 次に、2番、中村賢郎議員。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番の中村でございます。

2つの質問をしたいと思います。

まず、第1点は、新年度、平成30年度の行政の進み方についてということでお尋ねをします。

先日、議会において提案説明がされましたが、村政執行の基本的な考え方として、村長公約の新しい感覚で朝日村をつくろうを基本理念として、個性あふれる、また生き生きとした力強い村づくりを目指す事務事業の推進を図るとされております。

平成30年度は、村長を初めとして私ども議会議員も4年の任期の最終年度に当たります。そのような中で、10年以上にわたり村の重要課題の一つでありました新庁舎建設事業がこの3月末には完成予定となっております。大変喜ばしいことでございます。また、本年は朝日村が開村し130周年に当たるため、各種事業を実施する予定となっております。多くの皆様の参加をお願いするところでございます。

そこで、すみません、ちょっとそれですけれども、先ほど来130周年についてのご意見がございましたので、ちょっと触れさせていただきたいと思いますが、記念事業に対してのご意見として、財政状況がかなり厳しい中でどうなんだろうという多分お考えだろうと思うんですが、ただし、私もこの会には、今はもう仕事が終わりましたが、何度かお集まりいただいて、それで意見を集約したことがございましたので、そういう方のご苦勞も見ておりますので、こういう場はどうしても発信力が強うございますので、ぜひまたご協力をいただきたい。その分だけ足しておきたいと思います。

それでは、戻りまして、そこで、村長さんにはこの1年間の村政への思い、また今後の村づくりについて改めてお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 中村議員の、ともに任期あと1年残したということで、4年目のいわゆる仕上げの年としてどう思うかということでございますが、私は3期目の村長就任に幾つもの選挙公約を掲げさせていただきました。私はいつもそういう中で振り返っておりますが、一度に全てはできないので、どれを優先するかで今まで取り組んできましたが、そういう中で、全て3期目は3期目の選挙公約は完成できないかな、そういう状況が現在であります。

そこで、今後はどう取り組むかということですが、やはりこれは日本中どこの市町村も同じですが、私ども小さな村は、持続可能な村をどうつくっていくか、位置づけていくか、これだという、これ以外はないと思っています。

それには幾つかの施策がありますが、そういう中で、やはり一番気になっていることは出生率が非常に少なくなっている。これは当朝日村だけでもないようであります。あちこちの話を聞きますと、都市部でも在という地域はほとんど子供さんがいなくなってしまう。どうなるんだろうということは、みんな同じことを異口同音に言っていますが、そのために、私はやはりこの小さな村で、1,500戸4,600人の中でどう取り組んでいくかは、やはり人口問題が優先しなければならない。そして人口問題を解決する中では、働く場所等がありますし、そして当然住民の福祉があります。いつの時代にありましても村民の生活環境の整備というのは必ず出てきます。そういった意味では、生活環境の整備はその都度、その都度出てきて、何か新しい道路に取り組んでいるのが気に入らないという意見もあるようではありますが、それは大きな間違いであります。

でありますから、全てそのことに関しては生活環境、そういう分野を十分取り入れながら、そして高齢者福祉をどう取り組むかであります。おかげさまで私としては、さっき褒めていただきましたが、いわゆる子育ての対応、高齢者福祉では、かたくりの里の健常者のいわゆる生涯現役で集えるところをつくりましたので、この評判がいいので、あとは高齢者については在宅、うちから外に出られない、出たくても出られない方の見守りをどうするかで、これは昨年からそういった見守り隊といいますか、包括支援の方法が出ておりますが、そういったことを充実していく、これは大事なことだと思っています。

そういう中で、それではそれだけでいいのかというと、朝日村のよさがちっとも出てきません。私は個性あふれる生き生きとした力強い村づくりを目指しております。でありますので、やはり朝日村らしさを出していく必要があると思っています。朝日村らしさというのは何かというと、やはり朝日村だからできる、ほかにはできない、例えば先ほど健康管理の話も、一例で言いますと出ていましたが、朝日村のうちの職員が村内を、保健師と栄養士がチームを組んで村内を回っているのは日本中ではないんです。こういう細かい仕事まで小さな村だからできている。これを理解してもらわなければいけないと思っています。

私はいつも職員に、もしそういうお宅に行って、上がれと言ったら上がってお茶をご馳走になってきなさいと。そしてそういう中で、そこのうちの家庭の状況、健康管理が守れてくる。そういう話も細かい話はしていますが、極めて大事な、いわゆるこれがきめ細かな、小

さな村のきめ細かな住民サービスになっていますから、そういう意味では、私が今まで取り組んできたことには間違いでなかったということも思っていますし、これからもそういった意味で持続可能、持続可能ではやはり人口問題、そしていわゆる住民が住みやすい環境整備が大きな課題として、それには朝日村いま一つあります。

朝日の大きな財産は何かというと、やはり村民が1つ、1つは村民です。2つ目に農業立村として農業、3つ目には村の87%を占めている山林、この山林をいかに生かすか。これにつきましては、平成31年度から森林環境税の前倒しで地方交付税として市町村に配布されるようでありますから、31年度からは朝日村の山の管理の計画を立てながら、実際に森林環境税が始まります平成37年には、朝日村で山林で働ける雇用拡大ができる、そういう体制をつくっていく必要はあるかな、これは求められているというように思っています。

そんなことを含めながら、あといま一つは、先ほどから言っていますが、せっかくの山林の村でありますから、在来工法の住宅をどんどんできる対応もしていく必要があるかなと。それには私も就任以来、本当によくあちこち当たりましたが、難しいということも感じましたけれども、朝日村に製材所を置いて、朝日産の材で、何とか何とかハウスという大手に対応できる住宅をつくっていくということが大きな産業の一つになりますので、そんなことも含めながら、考え方は幾つもありますから、農業立村、山林、これをいかに生かすかはやはり村民であります。行政だけにできるものではありませんが、そういったことが対抗姿勢ではなくて、村を挙げてできる体制になれば、私は朝日村は永遠と続くなというように思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） ありがとうございます。

もう一年始まる場所ですので、これ以上のことはお聞きしてもあれかなと思います。またいずれ機会を見て、今度は1年ではなくて総まとめみたいなお話をお尋ねしたいかと思いますが、一つだけ足ささせていただければ、今きょうの議会を聞いていろいろ思い出したんですが、財政破綻があるというのは、それこそ20年、十何年ぐらい前、大騒ぎを朝日村はしていました。それでこのままいったら潰れるよと言っていた人もいますよね、現実。それで、その責任はとらなくてはいけない、政治家として。例えばどこが間違えたんだろう

と。というのは、朝日も我慢して我慢して12年ぐらい我慢をして、それでようやく十分ためて、それをもとに庁舎をつくったと。その前は建て切れなくて終わっているんですね。そういうようなことをいろいろ考えると、我々もそうだけれども、微力ですが、責任は、口を出したことは責任をとらなくてはいかん。これだけは改めてきょうは感じました。

以上で今の1問目は終わります。

○議長（清沢正毅君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。2問目の質問をどうぞ。  
中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） 2番として、朝日村緑の体験館ほかの指定管理者の指定についてをお尋ねをします。

今議会に議案第24号として提案された指定管理者の指定についてお聞きをします。

内容は、現状の指定管理期間が平成30年3月31日で終了となるため、指定管理者の選定を行い、檜山スノーテック（株）を引き続き指定管理者として随意契約を行いたいとの提案です。

議会の全員協議会においては、今回手続の上で、公募なしで随意契約に至ったことに疑問の意見もありましたが、私自身はこれらの施設の中核となるあさひプライムスキー場との関連を考えると妥当であると思いますが、平成35年については公募する予定になっているかどうかお尋ねをします。

次に、あさひプライムスキー場の現状についてお聞きします。

1つとして、現在の売上金額、これは28年度実績ということになりますが、の数字として、今後の運営に問題のない数字かどうかお尋ねをします。

次に、平成29年度観光施設整備実績に4件ほど計上されていますが、費用の分担はどのようになっているかお聞きします。

3として、施設の性格上、機器の修繕や更新はやむを得ない部分もありますが、今後10年ぐらいの予定の作成は考えているかお聞きをいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。  
上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、中村議員ご質問の緑の体験館ほか指定管理者の指

定についてお答えをさせていただきます。

初めに、35年時の指定管理者の公募の予定についてでございますが、今回議案提案させていただきました観光施設緑の体験館、屋外調理施設、緑のコロシアム、野俣沢林間キャンプ場の指定管理につきましては、平成25年度から5年間の指定期間が満了となることから、新たに指定管理期間を設け、指定管理者を指定するものでございます。

選定理由等につきましては、議案内容説明の際、説明をさせていただいたとおりでございます。

議員ご質問の新たな指定管理期間が満了する35年3月末には、あさひプライムスキー場の指定管理期間も満了となることを踏まえ、公募による指定管理者の選定手続を行う予定でございます。

次に、平成28年実績によるプライムスキー場関係の今後の運営についてでございます。少し観光施設も含めてのお話をさせていただきますが、初めに、平成28年度の観光施設指定管理者の事業収入について申し上げます。

施設につきましては、まず初めに、観光施設4施設についてでございます。この施設の4月から10月までのグリーンシーズンの売り上げは約800万円です。これにかかわる営業経費は約1,300万円で、差し引きをしますと約500万円のマイナスとなります。11月から3月までの冬期間の売り上げは約200万円です。これにかかわる営業経費は、人件費等スキー場と案分になりますが、約200万円です。年間での売り上げは約1,000万円で、営業経費が約1,500万円でございますので、差し引き約500万円のマイナスとなっております。

ここで、スキー場事業の収入については、売り上げが約7,000万円、営業経費が約6,300万円でございますので、差し引き700万円のプラスでございます。

スキー場を加えた指定管理者の檜山スノーテック株式会社が指定管理を行っています施設全体では、売り上げは約8,000万円、営業経費が約7,800万円でございます。したがって、平成28年度の営業利益は約200万円となるものでございます。この状況は平成27年度についても、多少収支の金額は違うものの同じ状況でございます。

このことから、中村議員ご質問の今後の運営につきましては、現状の数字だけの判断となりますが、観光4施設では営業利益では厳しい状況であり、運営には問題があると捉えております。

しかし、議案内容説明でも申し上げましたとおり、スキー場を含めた一体のエリアと捉え、総合的な運営を行ったことにより、利用率も上がっていることから、新たな指定管理期間に

においても、スキー場との総合的な活用を図り、さらに朝日村観光協会との連携を図った滞在型体験プログラムを行うことにより運営ができるものと考えております。

次に、平成29年度観光施設整備の費用の分担についてでございます。

本年度の観光4施設の整備実績は、緑の体験館関連では、コテージのやに抜き作業を昨年度に引き続き残り6棟行い、事業費は約140万円、経年劣化と腐食により倒れる危険性が生じた県道沿いの看板撤去に約8万円、野俣沢林間キャンプ場関連では、管理棟屋根の修繕に約30万円、炊事施設給水修繕に約20万円となっております。いずれも公共施設、公の施設として村が行う施設整備や経年劣化に伴う内容であることから、指定管理者との基本協定に基づき、今回は村が全額負担しております。

負担割合につきましては、スキー場を除く指定管理者を指定しております観光施設については、基本協定内で村が行う施設整備以外は指定管理者負担としております。スキー場については、修繕1件が50万円未満のものについては指定管理者負担とし、50万円以上の修繕等については、年度ごとの予算の範囲内で村が行うこととしております。

次に、今後10年間の修繕や更新計画の作成についてでございます。

現在、村では実施計画で3年、財政計画で10年の今後の公共施設の修繕等を含む計画を策定しており、毎年更新を行っているところでございます。また、平成28年度には公共施設総合管理計画を策定し、平成30年度には個別施設計画を策定する予定でございます。

観光施設につきましてもこの計画において再度内容を精査し、各施設の整備計画に反映をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） それでは、今の説明をいただいた中で聞きますと、50万円以下の件についてはたしか10年になっていたかな、あと5年、その後は戻るわけですか。たしか除雪機を買ったときにこれは条件をつけて50万円と数字が出たと思うんですけども、これは後で課長に。

それから、全体を見たときに、スキー場と込み込みで約200万円ぐらい今浮いていますよということでもいいわけですね、現実には。そうすると、あと当面、スキーのシーズンの問題があるでしょうから、必ずしも2万3,000人ぐらい来てくれるかどうかわからないけれども、

それにしても、まあまあ横並びの数字は行っていると。これからも続くだろうという判断だということでもいいわけですね。そこだけちょっと。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 初めに、施設整備の関係の50万円の関係でございますが、スキー場に関してについては基本協定の中で、1件が50万円未満のものについては指定管理者負担となっております。50万円以上のものについては村が予算の範囲内で整備するということとなっておりますが、内容についてはそれぞれ協議の中で行うこととなっておりますので、お願いしたいと思いますし、これはスキー場のみですので、スキー場についてはもう5年間契約がありますので、その間の協定となりますので、お願いしたいと思います。

それから、収支の関係でございますが、観光施設4施設については、先ほど申したとおり、ここ27年、28年については500万円くらいが赤字となっております、スキー場と合わせてプラスの200万円となっておりますけれども、スキー場については、平日については小学校のスクールが入る関係で何とかもっているというか、黒字も出ています。他の4施設については、キャンプ場については、既にグリーンシーズンの使用期間については、キャパ的にはもう目いっぱい、キャンプ場の規模的なものもありますけれども、いっぱいの状況でございます。

今後、営業利益を出せるとすると、やはりコテージの利用率を上げていくことがまずはなるかと思えます。ですので、先ほども述べたように、観光協会と一緒に滞在型の体験プログラムを活用しながら、利用率を上げていくことが各4施設の収入につながるかなということで考えておりますので、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 中村議員、再質問はございますか。

中村議員。

〔2番 中村賢郎君登壇〕

○2番（中村賢郎君） ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで中村賢郎議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

---

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時39分

平成30年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成30年3月20日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第2号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第38号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第6 発議第1号 拙速な改憲発議に反対する意見書について
- 第7 議案提案説明
- 第8 議案内容説明
- 第9 発議第1号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続審査の申し出について

---

出席議員(9名)

- |     |          |     |         |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番  | 高橋 廣美 君  | 2番  | 中村 賢郎 君 |
| 3番  | 上條 俊策 君  | 6番  | 上條 昭三 君 |
| 7番  | 北村 直樹 君  | 8番  | 小林 弘幸 君 |
| 9番  | 塩原 智恵美 君 | 10番 | 林 邦宏 君  |
| 11番 | 清沢 正毅 君  |     |         |

欠席議員(1名)

- 5番 齊藤 勝則 君
-

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	生活環境課長	塩原康視君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

---

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

初めに、齊藤勝則議員から本日の会議を欠席する届が提出されておりますので、ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

3番 上 條 俊 策 議員

6番 上 條 昭 三 議員

を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

小林総務産業常任委員会委員長。

〔総務産業常任委員長 小林弘幸君登壇〕

○総務産業常任委員長（小林弘幸君） 総務産業常任委員会に付託された陳情1件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会を3月9日に開催し、陳情第1号 憲法9条改定と緊急事態条項を含む改憲案の国会発議に反対する意見書提出に関する陳情につきましては、慎重に審査した結果、全会一致で趣旨採択となりました。

審査の主な経過を申し上げますと、改憲案そのものが示されていない段階では、内容の是非についての審査を行うことはできませんが、改憲案が、国会発議がされてからでは対応が遅くなってしまうとの陳情者からの説明について、陳情趣旨については理解いたしましたので趣旨採択とし、国会においては十分議論を尽くされ、拙速な改憲発議をされないよう意見書を送るための議案を本日提出したいと思っております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

---

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 憲法9条改定と緊急事態条項を含む改憲案の国会発議に反対する意見書提出に関する陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

◎議案第2号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第38号

までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第2号から議案第19号まで及び議案第21号から議案第38号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第2号 朝日村電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村役場の位置を定める条例及び朝日村防災行政無線施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村議会委員会条例及び課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 朝日村企業立地の促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 朝日村子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 朝日村放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 朝日村スポーツ施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題と

いたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 朝日村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 朝日村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 朝日村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 朝日村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 朝日村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 朝日村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 朝日村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 朝日村商工業振興条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 朝日村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

発言通告書のとおり、1問質問させていただきます。

議案第21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。この過去5年間の投資事業の影響で財政が非常に厳しい状況下、今後村として優先的に取り組まなければならない投資事業は、老朽化した公共施設の維持管理をどうするか、また、防災減災の備えはどうかであると思います。さらに交付税や税収の落ち込みは確実視される中、投資事業のあり方をどのようにお考えか。このような状況下のもと、優先順位としましてゲストハウスは、来年度、30年度予定とお聞きしておりますが、この30年度施行を見合わせるべきと思いますが。

以上、質問させていただきます。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑について、当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいまの上條議員の質問ですが、既に昨年5月からこのことにつ

いては議員協議会を含めて何回も話し合いをしております。今回の計画につきましては、議員の前の意見の酌んでゲストハウスは提出しておりますので、良識ある議員はご理解いただけると思っています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質疑はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいま、村長の答弁をお聞きしますと、議会はこれをやるということとは認めているんですけども、これを、年度を遅らせられないかということで今お聞きしているわけでありまして、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 一般質問からでも、上條議員は財政が厳しいと。決して厳しくありません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質疑はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 一般質問の折でもいろいろ聞いておりますので、これだけをお聞きして質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 朝日村緑の体験館・屋外調理施設・緑のコロシウム・野俣沢林間キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

発言通告書に従いまして質問をさせていただきます。

村は指定管理者の指定について、指定の方法を随意指定とし、その理由が、これまでの実績を評価し業務内容の特殊性があるとしています。村の指定管理の指定の手続等に関する条例には、随意指定についての規定がありません。現在の条例では随意指定はできないと解釈しますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの塩原議員のご質問、観光施設の指定管理の指定についてでございますが、選定理由等については、今回議会一般質問においても、中村副議長のご質問の際も答弁させていただきましたが、また、議案内容の説明の際、説明をさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今の答えは答えになっておりません。質問回数が3回になっておりますので、そのことについての答えも、これからの質問の後にお答えください。

条例第2条に規定されている公募より優先した随意指定の理由として、村はスキー場を中心とした周辺施設を一体化した総合的レジャー施設としての管理がふさわしいとして、候補者の選定をしました。また、選定の理由について、実績の評価と業務内容の特殊性としました。

過去5年間、樫山は村のいう総合的レジャー施設として指定管理してきました。これまでスキー場と一体の周辺施設として位置づけしてありましたが、今回提案されているものはその周辺施設の指定が議案になっております。今回の一般質問の中で、担当課長からはスキー場は黒字だが周辺施設は赤字であると説明がありました。スキー場は実績を評価し、業務内容の特殊性について私は理解しますが、今回提出されている周辺施設は赤字であり、これを

どう評価して、特殊性がどこにあって、随意指定がなぜ妥当なのか説明をお願いいたします。

また、檜山を指定管理の候補者として選定するに当たり、条例の第4条第2項に、ここに規定する選定審査会による審査はいつ行いましたか。また、審査会の委員は10名となっております。この構成をあわせてお伺いいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質疑に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの塩原議員のご質問ですけれども、まず、収支の関係についても先日の中村副議長のご質問の際にお答えをさせていただいたとおり、4施設については赤字ではございますが、村として一体的な管理をしていく中で、利用者も伸びているということでの理由で選定をさせていただきました。

また、審議会について、これまでに観光施設の審議会については、観光レクリエーション施設管理運営審議会のメンバーで審議会を構成し行ってきておりまして、3月の観光レクリエーション施設運営審議会の中であわせて審議をさせていただいた経過の中で、指定管理者の選定審議会という形での姿態ではなかったわけではございますが、同じメンバーの中で審議をさせていただいております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質疑はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今課長の答弁の中は、審議会と審査会が混同になっています。全て審議会という言葉で説明しておりましたが、この審査会は、指定管理の手続における条例の中の審査会です。もうそこで既にずれが生じています。

それで、観光レクリエーション施設の審議会でございますが、私たち議会も傍聴しました。

この審議会が観光レクリエーション施設設置条例、この中の4条で規定されています。この役割は管理、運営等重要事項の村長の諮問機関として設置されております。委員は15人です。指定管理のほうの審査会は10人以内となっております。2月27日の会議でございますが、この会議では、観光施設の指定管理ということについて協議事項の中の1項目でした。その中の関係資料を見ましたが、入場者数、あとは売上金額のみを掲載された資料でございました。ただいま課長が審査をしたと言っておりますが、これは審査に足る資料ではないです。

例えば、収支の報告とかそういったものをしないと、どうやって審査をしたらいいかかわからない、単なる報告の会議でありました。

課長に伺います。条例に規定する審査会、これは何を審査し、審査する効果とか狙いはどこにあるか、お考えをお示してください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） これは予算審議会をやってきていますし、既にそういった発言は塩原議員が発言できるチャンスは幾らでもあったわけです。ここは最終の本会議です。もっとレベルの高いところで話をしていただきたい。はっきり言って、私の責任で超法規で決めました。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の質疑3回終了いたしました。これで質疑を終了してください。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私はこの議案については反対でございます。

その理由をこれから述べます。

指定管理者制度の狙いは、公の施設について民間事業者の持つノウハウを活用することにより、住民サービス向上と経費削減、これを図ることにあります。この制度を活用した施設管理は必要だと私も考えます。地方自治法に基づく条例がある限り、候補者選定に当たってはまず公募、その上で審査会の機能が十分生かされることが真の住民サービスにつながると考えます。

今回は、条例で規定されている公募が行われず、村長の考えのもとで行われた随意指定という方法で候補者の議決を求めています。条例の存在の意義について十分考慮の上、慎重な判断が求められます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） ただいま、反対の討論がありました。賛成の討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

第25号の質疑、討論、採決を行います。質疑はありませんか。

塩原智恵美議員。

○9番（塩原智恵美君） 修正案の動議を提出いたします。

○議長（清沢正毅君） 上條俊策議員。

○3番（上條俊策君） 修正動議を提出いたします。

○議長（清沢正毅君） ただいま、塩原智恵美議員及び上條俊策議員から修正動議が提出されました。地方自治法第115条の3第1項の規定により、議員定数の12分の1以上の者の発議となりますので、修正動議は成立いたしました。

よって、直ちに議事日程に追加し、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。修正案の配付をお願いします。

最初に、塩原議員をお願いします。

[9番 塩原智恵美君登壇]

○9番（塩原智恵美君） では、修正案の趣旨説明をさせていただきます。

議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）の公債費、繰上償還6億5,048万円全額削除を求めます。

その理由は、一般質問における繰上償還について、村は現状のままだと借金返済の負担割合が多くなり、ほかの予算を圧迫する。また、繰上償還による効果として今後の公債費を抑

制すると説明しました。ではなぜ、今回のような最大規模の繰上償還を招くに至ったのか、これまでの財政運営の方法はどうだったのか、特にプライマリーバランスで赤字となった身の丈以上の投資を重ねて、繰上償還を繰り返す従来のやり方は、財政の健全化を目指す本来の方法ではありません。事業を厳選し、さらに身の丈にして、借金体質から脱却していくこと、また、借金の持つ世代間負担の公平性という原則も考慮して、村提出の繰上償還は全額削除という修正案を作成しました。

では、内容を説明いたします。本文を読ませていただきます。

第1条第1項中、総額に歳入歳出それぞれ4億4,859万3,000円を追加し、総額から歳入歳出それぞれ2億188万7,000円を減額し、に、48億7,536万5,000円を、42億2,488万5,000円に、第2項第1表を次のとおり修正するというところでございます。

第1表でございますが、歳入歳出予算補正ということで、歳入にいたしましては、地方交付税、この補正額を6,000万円をマイナス8,209万3,000円とし、地方交付税の合計額を12億4,883万5,000円とするものでございます。

繰入金は基金繰入金でございます。6億3,457万1,000円、これを1億2,618万4,000円に減額する。そして、最終の数字が6億3,677万4,000円とするものでございます。

地方交付税につきましては1億4,209万3,000円の減額、基金繰入金につきましては5億838万7,000円を減額とするものでございます。

歳出でございます。

公債費です。補正額6億4,197万9,000円をマイナス850万1,000円にする。これに従いまして、公債費の計は2億4,542万円となるということでございます。この公債費につきましては全額削除でございますので、6億5,048万円が減額となっております。

この詳細につきましては、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

歳出、公債費、元金、説明欄をごらんいただきたいと思います。繰上償還6億5,048万円をゼロとするものでございます。

これによりまして、財源内訳の欄もそれに倣って修正してあります。

なお、一般財源の1億3,434万3,000円、これを775万円に置きかえることによりまして、この財源は地方交付税に振りかえてありまして、その前のページの最後の欄にございますのでご確認をお願いしたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で

尽くされていると思いますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから塩原智恵美議員から発議のありました、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから塩原智恵美議員から発議のありました、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）修正案を採決いたします。

本修正案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、本修正案は否決されました。

それでは引き続き、上條俊策議員から動議が提出されておりますので、上條俊策議員の動議の説明をお願いしたいと思います。

それでは上條議員、修正動議の説明をお願いします。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）の修正案の提案理由内容をご説明申し上げたいと思います。

この修正案の主な項目としましては、繰上償還であります。財政調整基金5億1,059万円と、一般財源1億3,359万円をもって、6億5,043万円の繰上償還をするということに対して、一般財源1億3,359万円のみ償還にしまして、財政調整基金5億1,059万円は、財政調整基金に残すという考え方があります。

理由は、一般質問の折にも述べさせていただきましたが、今後の安定した財政運営の上で基金は持っているべきだということで、この修正案を提出させていただいております。

修正案は、お手元に今お配りしたとおりであります。

第1条第1項中、総額に歳入歳出それぞれ4億4,859万3,000円を追加し、を、総額から歳入歳出それぞれ5,979万4,000円を減額し、に、また、48億7,536万5,000円を、43億6,697万8,000円に、第2項第1表を修正するものでございます。第1表を見ていただきますと、今の数字でございます。

それに対する説明書でございますが、お配りした次のところからになっておりますが、総括としまして、繰入金、17番款繰入金、補正前が5億1,059万円でございますが、補正額6億3,457万1,000円を1億2,618万4,000円に変え、合計として補正前が11億4,516万1,000円、それを6億3,677万4,000円とするものであります。また、歳入合計は44億2,677万2,000円を43億6,697万8,000円とする明細の表であります。

そういうことで、それぞれの繰上償還を1億3,300万円ということでやることによる各表の款、項、そういったものをここに記してございますので、これをごらんいただけたらと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから上條俊策議員から発議されました、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号 平成29年度朝日村一般会計補正予算（第5号）修正案を採決いたします。

本修正案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、議案第25号の原案についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成29年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成29年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成29年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成29年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成29年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成29年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

〔「修正動議を提出します」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） ただいま、上條俊策議員、塩原智恵美議員、林 邦宏議員から修正動議が提出されました。地方自治法第115条の3第1項の規定により、議員定数の12分の1以上の発議になりますので、修正動議は成立いたしました。

よって、直ちに議事日程に追加し、審議したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

本修正案の提案理由の説明を求めます。

最初に、上條俊策議員、登壇し修正動議の説明をお願いします。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） それでは、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算に対する修正案ということで、今お手元にお配りさせていただいたとおりであります。これについて私の修正の箇所、大きなものといいますか主な点は、1つとして交流拠点施設整備事業ゲストハウス5,310万円、それから、130周年記念事業で1,080万円、その中にあります130周年記念事業の追加分のプレミアム商品券400万円、トータル6,790万円ということですが、この中でこのゲストハウスについてはまだ時期尚早ではないかと、そういうことで、ゲストハウスは内容、計画も十分に煮詰まっていない点と、地元の意見も議会とやったときにはまだ不透明な点もありまして、また、発足した観光協会との関係も出てくるかと思しますので、この設備をつくるのはもうしばらく延ばしたほうがいいのかということで、5,310万円を削除。

それから、130周年記念事業につきましては、審議員の皆さんは大変ご苦労されて練り上げた計画だとは思いますが、庁舎の竣工式と130周年記念事業のイベント、アトラクションは1回で行い、経費節減と9月の多忙な時期に行わないほうがよいではないかと。

また、130周年の歩みの映像の記念品全戸配布、これはDVDで配布されるのかわかりませんが、経費節減ということで全戸配布は、AYTもあって映像で流されているわけですので、これを一軒一軒もらってもDVDのデッキが例えばないとか、お年寄りなんかはもらっ

でも困るというような意見も先日の小野沢の常会のときに、何をやるだと言われたときにそういった意見も出ておりました。また、130年の歩みの映像の記念品全戸配布、これは、もし欲しい人がいれば希望者には予約注文していただいて買っていただくと、そういったことで、370万円見てありますが、ここで170万円減額と。

それから、出演料も2回分で520万円ほど、内容を見たときにはありましたが、このイベントも竣工式と130年の記念式典を同時にもし行えれば、出演料というものもカットできるかなど。記念番組の放送制作費ということで180万円ありますが、これは必要ないかなど。それから、開村100年から30年史をつくるということですが、30年間の記念誌をつくるという、これが200万円見てありますが、これもカットする。これは130周年事業の記録撮りということで130万円ありますが、内容はよくわかりませんが周年の事業を記録撮り、この130万円もカット。

それから、いつもやっております800万円に、今回はこの130周年の中でプレミアム商品券の400万円を上乗せと言いますか、やっておりますが、これも今までどおりでいいのではないかということで、トータル3,460万円、昨年の1,000万円と合わせると4,466万円という計画であります。今、言いましたものをカットしますと、1,480万円のカットとなり、総計で2,980万円であがると、そういうことの予算の修正であります。

以上のことから、この修正の予算案、お配りしてあります表を見ていただきますと、歳入の合計が28億5,720万円が、今言ったもろもろの事項を引きますと、27億8,930万円と。それから歳出も、総務管理費で3億6,119万6,000円が3億5,039万6,000円。商工費で1億4,481万8,000円見てありますが、ここで8,771万8,000円。そういうことで、歳出合計も28億6,720万円が27億8,930万円ということになります。

それから、第3条第3表地方債のところですが、この辺地債4,970万円を2,090万円、合計で2億8,830万円が2億5,950万円ということになります。この表の説明書というのは次の紙からが説明数字になりますが、一番最後の歳出のところ、先ほど一番先に申し上げました主な修正点ということと、この一番下の参考の表の歳出の説明書きのところ、こことあわせてごらんいただければご理解いただけるかと思えます。

どうぞ慎重審議いただきまして、ご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思えますので、省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから上條俊策議員から発議されました、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案を採決いたします。

本修正案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、本修正案は否決されました。

次に、修正動議が出されております塩原智恵美議員の修正案の提案理由の説明を求めます。  
塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

では、修正案のご説明をさせていただきます。

私の修正案の内容でございますが、該当の予算科目は企画費の130年記念事業経費の一部削除と、観光費の交流拠点施設ゲストハウスの経費の全額削除でございます。

これらの理由について申し述べます。

ここ数年の大型投資事業の影響で公債費が増大し、実質公債費比率が県平均を上回り、今後もさらに上昇するという見込みである現在、また、平成30年度予算の補正財源となる留保分の確保が十分でないこと、これらから次の観点で修正しました。

まず、優先度の低いと思われる新たな投資を控えること。次に、130年記念事業全体で4,466万円を特別な年だからという理由で使うこの計画について、村民からは縮小を求める声が出ております。これを受けて、私なりに工夫した修正案を作成しました。

では、修正案の内容をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項中、28億5,720万円を27億9,330万円に、第2項第1表を次のとおり修正する。第1表歳入歳出予算、歳入、地方交付税、12億8,090万円を12億6,810万円。国庫支出金の項、補助金を2億913万8,000円を1億8,683万8,000円にします。村債は、2億8,830万円を2億5,950万円といたします。歳入合計は28億5,720万円を27億9,330万円といたします。

歳出でございます。総務費、総務管理費、ここは3億6,119万6,000円を3億5,039万6,000円にいたします。したがって、総務費はトータルで4億1,161万6,000円となります。商工費です。1億4,481万8,000円を9,171万8,000円とします。歳出合計は27億9,330万円にいたします。

なお、第3条第3表を次のとおり修正する。第3表地方債です。辺地対策事業債4,970万円を2,090万円といたします。これはゲストハウス削減に伴う限度額の変更でございます。

細かい理由の説明をいたします。

最終ページの支出をごらんください。

ここは企画費と観光費になっております。企画費につきましては、1,080万円を削減するというものでございます。説明のほうの欄をごらんいただいて、数字をごらんいただきたいと思っております。基本的な考えで申し述べますので、数字をごらんいただきたいと思っております。

企画費は130周年記念式典と庁舎竣工式の経費であります。2日にわたる開催を1日にする前提で、イベント企画の出演者も1回になります。この関係の皆さんは村内出身者であると、そういったことからその方たちへの報償、謝礼でございますが、そこを400万円削減して朝日村でともに楽しんでいただくと、そういった考えでございます。

次に、村民配布のDVDの関係でございます。これは先ほどの上條議員と同じ考えでございます。希望者に売る方法で対応したらよいかと思っております。また、記念誌は150年を迎えたときに、村誌として発行したらどうかと考えております。

以上のことから、節の項目を修正いたしました。これらにより、報償費は400万円の削減、委託料は680万円の削減いたしました。

次に、商工費でございます。こちらは5,310万円の全額の削除でございます。ゲストハウスの関係でございます。先ほど来、申し上げております。私はこのことについて一般質問でも取り上げておりますので、主な理由は、実質公債費比率悪化の中、新たな投資事業は控えるべきであると、また、建設立地に課題があることから全額削除とし、関係の節について修正をいたしました。

また、これに伴って特定財源と一般財源を修正いたしました。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから塩原智恵美議員から発議のありました、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから塩原智恵美議員から発議のありました、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案を採決いたします。

本修正案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、本修正案は否決されました。

次に、林 邦宏議員から提出されております修正案の提案理由の説明を求めます。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） それでは修正案のご説明をしたいと思います。

私はこの32号平成30年度の朝日村一般会計予算に関しては、幾つかの修正動議を出したいなと思っておりました。ところが、その中でいろいろ地元の皆さんとかもろもろの話を聞いた中で、やはり一番近々なのは身に迫っています役場竣工式、それから開村130周年の記念事業じゃないかなと思ったものですから、一応そんな形でこの修正案については開村130周年と、それから役場庁舎の竣工式に関した修正動議とさせていただきます。

まず、私が一番案じているというのか危惧しているのは、かつて朝日村はプライムスキー

場で2回ほど朝日音楽祭を開催しております。その内容については、やはり惨たんたるものになってしまいまして、3回目の開催というのが途中でなくなってしまったというような経緯がございまして、今回の役場竣工式、それから開村130周年の記念、これについて特に一番危惧しているのは、村民の皆さんが一番忙しいと思われる9月23日の開催ということですね。

そういうことによって、竣工式と開催が2日にわたってしまうと。そんな背景でこれについては、2日開催することでロスも出てくる、それと内容を確認した範囲では、前回やられた音楽祭と何ら変わらないだろうと。それに伴いもろもろの出版業務等がありまして、それが最終的には、当初予算が1,000万円だったんですけども4,460万円ほどに達しているということで、やはり村財政等を配慮すれば、この際最小限度の一番皆様が納得できるようなそういうレベルに修正せざるを得ないだろうということで、ページでいきますと44ページの一般財源のところなんですけれども、2,541万円になっていますけれども、これを880万円修正して、1,660万円にしたいと。

主な中身に関しては、竣工式と同時に開催するというので、例えばシャトルバスとか、もろもろについてはやはりそれなりに対応して、会場は例えばアリーナ等でやってそこをピストン輸送なり何なりしてできるだけスムーズに対応すれば、この880万円というのが確保できるんじゃないだろうかということです。

内容説明よりも詳細説明にいきます。

まず、2ページ目の平成30年度朝日村一般会計予算修正案ですけれども、歳入面で9款地方交付税、12億7,210万円を、880万円減額するという内容です。

歳出のほうは、2款総務費を4億2,241万6,000円を880万円減じて、4億1,361万6,000円にすると、そういう内容です。

あと、その次の総括、その辺については内容は、9款の地方交付税から12億8,090万円から880万円を減じた、12億7,210万円という内容でございます。

3ページ目に関しましては、支出になりますけれども、これも中身的には2款の総務費のところ4億2,241万6,000円を880万円減じて、4億1,361万6,000円にするというような内容です。

あと中身に関しましては、一番最終的には先ほど申し上げましたけれども、一番最後の歳出のところは、内容的にはここで対応しています報償費、それから委託料、この辺を何ですか、報償費のほうは200万円、委託料のほうは680万円減じて、トータル880万円減じて対応

すると、そういう中身でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。議案内容説明につきましては、提案理由の説明で尽くされていると思いますので、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案内容説明は省略することに決定いたしました。

これから林 邦宏議員から発議のありました、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案について、質疑、討論、採決を行います。

本修正案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから林 邦宏議員から発議のありました、議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算修正案を採決いたします。

本修正案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立少数です。

したがって、本修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、議案第32号の原案についてを議題といたします。

議案第32号 平成30年度朝日村一般会計予算についての質疑に戻ります。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といた

します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度朝日村下水道特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加議案 発議第1号の上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、発議第1号を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案提案説明及び議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第7、ただいま提出されました発議第1号につきましては、先ほ

ど委員長報告で説明が尽くされていると思いますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び日程第8、議案内容説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号につきましては、提案理由及び議案内容の説明を省略することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第9、発議第1号について質疑、討論、採決を行います。

発議案第1号 拙速な改憲発議に反対する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○議長（清沢正毅君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第11、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長及び社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

中村村長。

[村長 中村武雄君登壇]

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会されました今期定例会は、本日をもちまして閉会となります。この間19日間に及ぶ会期中、議員の皆様方には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をい

ただき、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。

特に、新年度は懸案でありました百年の計であります新役場庁舎が、古見地籍の見晴らしのよい場所に竣工をし、5月から執務を開始することとしておりまして、これにかかわる関係条例等の改正もお願いをさせていただきました。

そのほか、村政全般にわたりますご意見、ご提言につきましては、検討させていただき、当面しております重要事項につきまして、村民のため、村政発展のために、実現に努めてまいる所存でございます。

さて、当議場につきましては、平成22年6月の定例会から現在のこのマルチメディアセンター会議室で議会が開催されてきました。次回からは新役場庁舎での開催となりますことから、本日をもって終了となります。足かけ9年にわたり議場として活用し、無事終了ができますことに感謝をするところでございます。

また、提案説明の際、申し上げておりますが、新役場庁舎の竣工式は来る4月30日の祝日にとり行い、連休明けの5月7日の月曜日から執務を開始する予定としております。これに伴いまして、現役場庁舎の閉庁式を来る5月2日に行う予定としております。現役場庁舎の隣組8軒の皆様には、昭和11年以来長年にわたりお世話になってまいりました。ささやかではありますが、感謝と敬意を表することをしてまいる所存でございます。閉庁式は、正副議長さんにご出席を願い、職員とともに内々でのセレモニーとする所存でございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様方には、季節の変わり目であり、ご自愛をいただき、広く広く村民のため、村政発展のためにご努力を願い、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成30年朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時56分

平成三十年 朝日村議会 三月定例会会議録

朝 日 村 議 会

平成三十年 朝日村議会 三月定例会会議録

朝 日 村 議 会